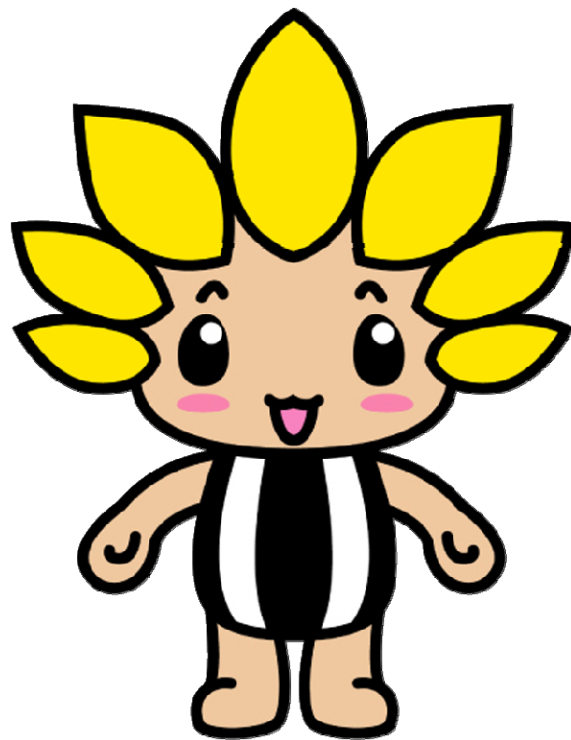


平成24年度

# 保健・福祉の概要

— 平成23年度報告 —



座間市健康部・福祉部



## 座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、すべての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくります。
- 1 学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日 昭和56年11月1日

## 座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために愛の一声をかけあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかちあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日 昭和49年9月15日

## 座間市核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

しかるに地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

我が国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

座間市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮、世界平和を願い、ここに核兵器廃絶の平和都市となることを宣言する。

昭和57年7月19日

## 座間市のシンボル

### 市章

「ザマ」を図案化したもので、円形は市の融和と団結を表し、翼は市勢の飛躍発展を象徴したものです。

昭和27年8月13日制定

### 市のシンボルマーク

座間の頭文字Zをモチーフに、中央のラインは市内を流れる三つの川を、だ円は太陽と豊かな自然を表したものです。

平成3年4月1日制定

### 市の花「ヒマワリ」

ヒマワリの枝葉の深緑は、たくましく発展を続ける市を、また大輪の花は、市民の皆さんが手を結び合い、明るく健康なまちづくりを目指す姿を象徴しています。

昭和44年1月16日制定

### 市の木「モクセイ」

みんなで樹木を守り育て、緑あふれた街づくりをさらに進めようと、市民の皆さんが選んだ木です。

昭和55年4月1日制定

### 市の鳥「シジュウカラ」

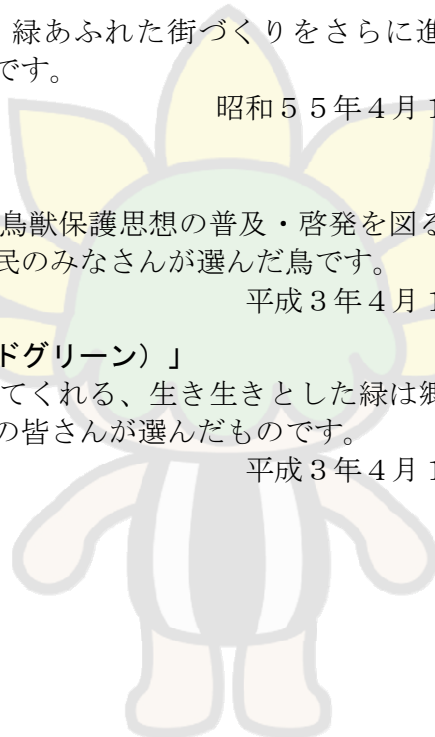
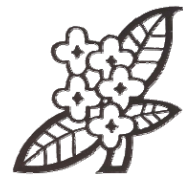
みんなで自然を大切に、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、自然保護のシンボルとして市民のみなさんが選んだ鳥です。

平成3年4月1日制定

### 市のカラー「みどり（ビビッドグリーン）」

心にやすらぎと希望を与えてくれる、生き生きとした緑は郷土座間市を象徴する色として、市民の皆さんが選んだものです。

平成3年4月1日制定



## 目次

<b>I 総合</b>	
1 市域.....	2
2 第四次座間市総合計画における基本構想（政策・施策）の体系.....	4
3 健康部、福祉部の組織.....	5
<b>II 地域福祉</b>	
1 福祉月間.....	8
2 総合福祉センター.....	11
3 民生委員児童委員.....	13
4 災害援護.....	15
5 葬祭具貸出事業.....	17
6 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護.....	17
7 原爆被爆者援護.....	18
<b>III 生活保護</b>	
1 生活保護制度の概要.....	22
2 保護の実施状況.....	23
3 行旅死亡人の取扱い.....	25
<b>IV 高齢者の福祉</b>	
1 高齢者の状況.....	28
2 在宅福祉サービス利用普及事業.....	29
3 その他の在宅福祉.....	30
4 施設入所.....	33
5 移動手段の確保.....	34
6 生きがい対策.....	35
7 就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター）.....	37
8 地域包括支援センター運営事業.....	38
9 介護予防事業（地域支援事業）.....	39
10 介護保険事業.....	40
<b>V 障がい者の福祉</b>	
1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳.....	44
2 医療.....	46
3 手当.....	47
4 日常生活の支援.....	50
5 移動手段の確保.....	61
6 税金の控除・減免.....	62
7 交通機関等の割引.....	63
8 公共料金等の減免.....	63
9 スポーツ・レクリエーション活動の支援.....	64
10 障害福祉相談員活動.....	65
11 その他の障がい福祉サービス.....	65
12 地域生活支援事業.....	67
13 施設.....	72
14 育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン・ホープ）.....	74
15 リハビリテーション個別相談事業.....	77

## VI 児童の福祉

1	保育所.....	80
2	児童館、児童ホーム.....	83
3	児童に係る各種手当.....	85
4	母子・父子家庭等に係る各種援護制度.....	89
5	子育て支援.....	91

## VII 保健衛生

1	地域医療対策事業.....	94
2	母子保健事業.....	96
3	健康づくり推進事業.....	103
4	献血推進事業.....	105
5	広域大和斎場組合事業.....	105
6	予防接種事業.....	106
7	結核予防事業.....	107
8	狂犬病予防事業.....	108
9	感染症予防事業.....	108
10	健康増進事業.....	108
11	成人歯科健康診査.....	112
12	小児医療助成事業.....	112
13	心身障害者医療費援助事業.....	114
14	精神障害者通院医療費助成事業.....	115
15	ひとり暮らし高齢者医療事業.....	116
16	老人保健医療費（特別会計）.....	117
17	後期高齢者医療.....	118
18	市民健康センター管理運営事業.....	120

## VIII 国民健康保険

1	健康保険.....	122
2	保険税.....	123
3	保険給付.....	126
4	経理状況.....	130

## IX 国民年金

1	国民年金.....	136
---	-----------	-----

## X 福祉団体

1	座間市社会福祉協議会.....	140
2	日本赤十字社座間市地区.....	157

## XI 資料

1	市内保健福祉関係施設等一覧.....	160
2	社協登録ボランティアグループ一覧.....	164
3	保健・医療・福祉関連年表.....	166



I 総 合





## (2) 人 口

人口は、昭和30年代後半からの急激な都市化により、昭和40年に約3万人であったものが、10年後の昭和50年には約8万1千人と2.7倍に急増しました。その後、昭和60年の国勢調査では10万人に到達したことが確認され、平成8年以降は12万人台で推移しています。平成24年4月1日現在の人口は12万9,370人、最近5カ年ではの人口増加はおよそ1,800人となっています。

また、人口密度は、1km<sup>2</sup>当たり7,359人で、川崎市、大和市、横浜市に続き県下で4番目の人口密集都市となっています。

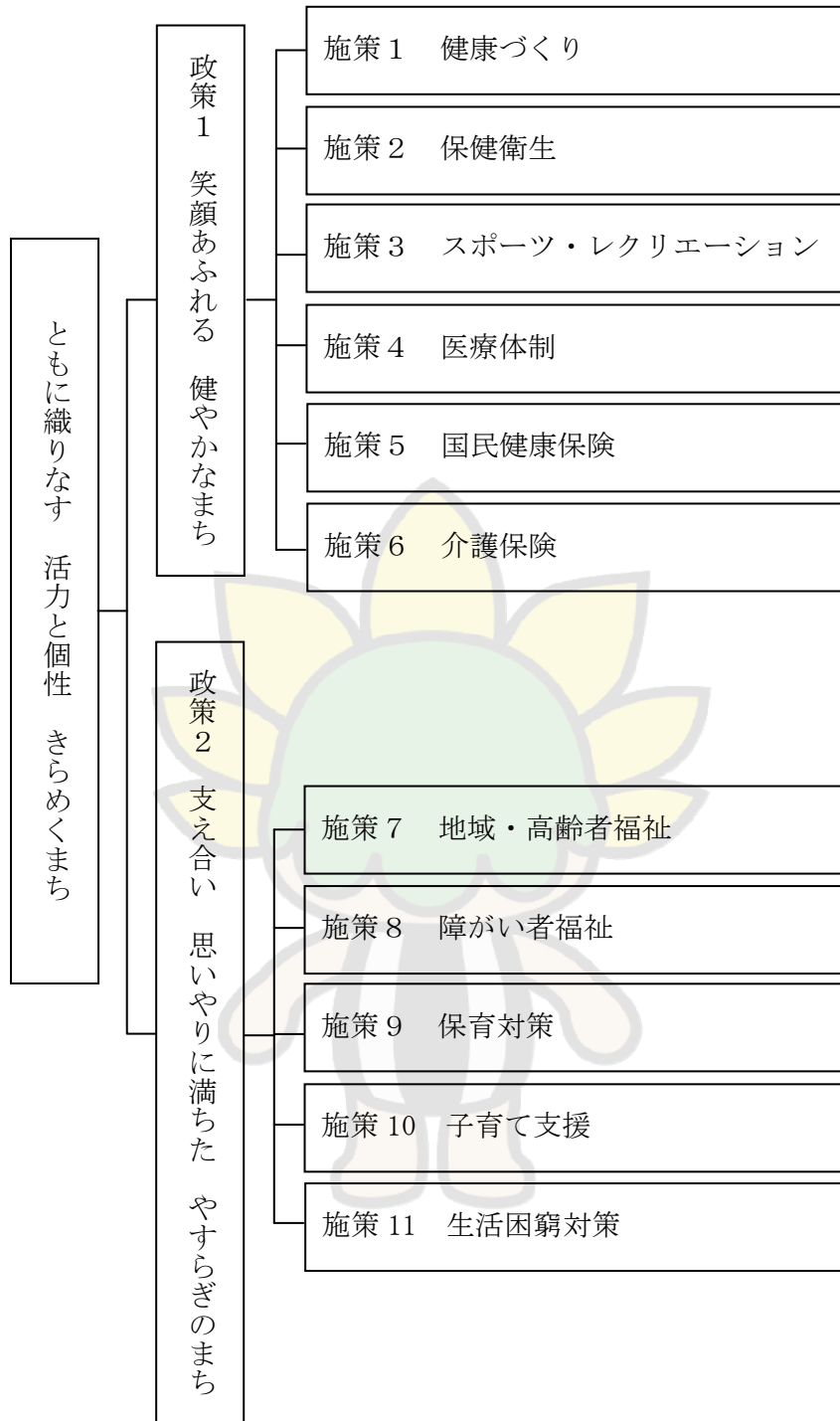
### ○ 人口・世帯の推移

単位：人（各年4月1日現在）

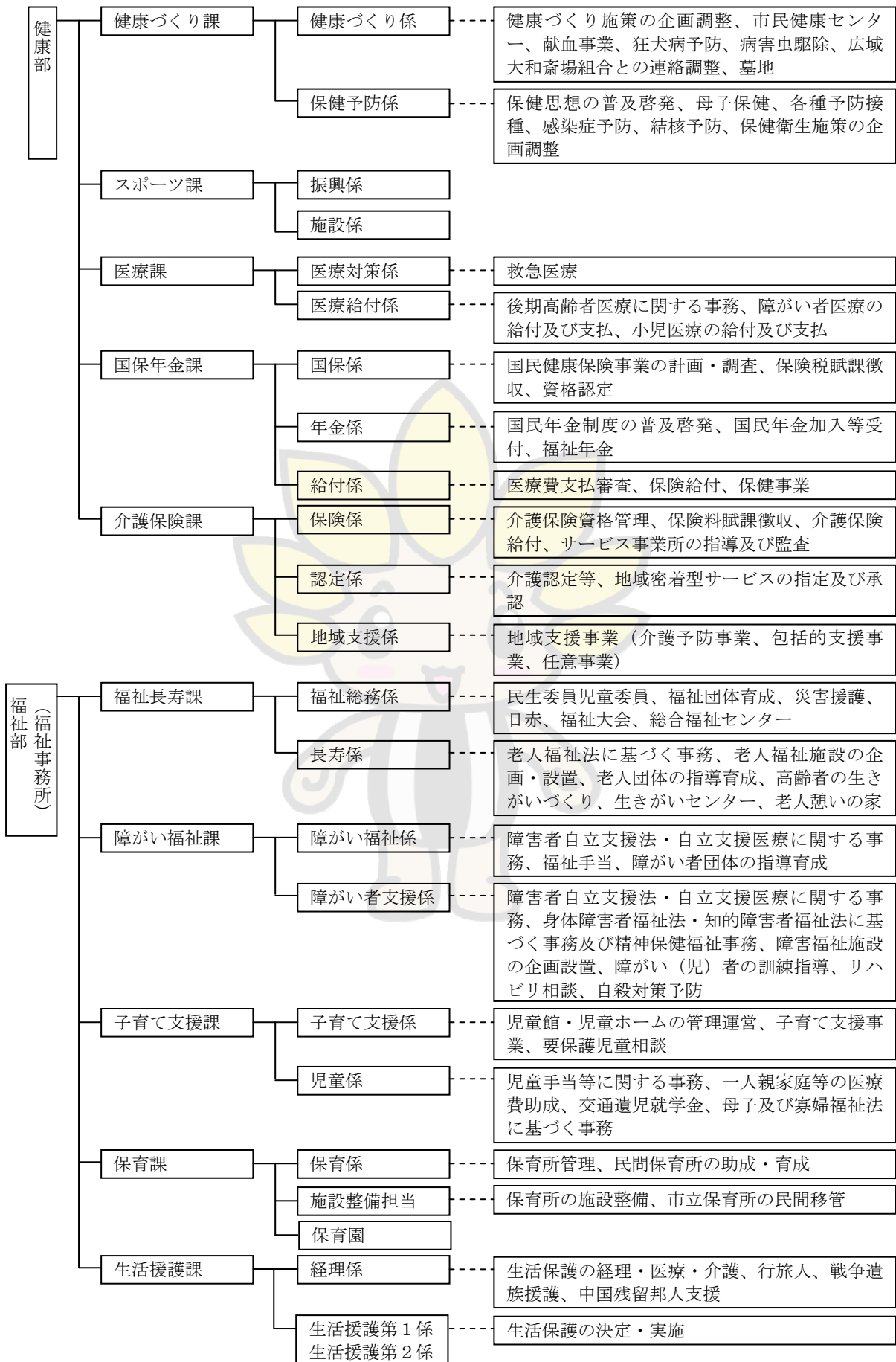
年	人口			世帯数	1世帯 当たりの人数
	総数	男	女		
20年	127,563	65,146	62,417	52,445	2.43
21年	128,313	65,440	62,873	53,127	2.42
22年	129,005	65,689	63,316	53,894	2.39
23年	129,314	65,306	64,008	54,118	2.39
24年	129,370	65,372	63,998	54,719	2.36



2 第四次座間市総合計画における基本構想（政策・施策）の体系（保健・福祉分野のみ抜粋）



### 3 健康部、福祉部の組織







## II 地域福祉

## 1 福祉月間

昭和62年、毎年9月に実施していた福祉週間を福祉月間に改め、市民の福祉意識の高揚と啓発を目的に実施しています。福祉月間では、敬老の日に福祉大会を開催するなど、様々な福祉事業を展開しています。

福祉大会は、昭和49年9月15日の市民福祉憲章の制定を記念し第1回を開催、福祉功労者及び福祉作文（論文）・標語の入選者に表彰状を贈呈するなどの催しを行っています。平成5年以降は、市社会福祉協議会の「福祉まつり」との共催で「ふれあいフェスティバル』として開催しています。

### (1) 行事内容

ア 福祉月間（第35回、平成23年9月）

福祉大会（参加者 約5,250人）、社協福祉まつり、福祉展、老人と園児のつどい、敬老祝金（品）支給、ふれあい会食会、喜寿お祝い記念、地域福祉活動事業、各種講座・講習会、各種相談（健康、育児等）

イ ふれあいフェスティバル2011

第1部 第38回福祉大会

表彰状・感謝状の贈呈、体験発表、最優秀福祉作文朗読、最優秀福祉標語発表等

第2部 第28回社協福祉まつり

福祉団体による各種模擬店、ふれあい音楽会、福祉オリエンテーリング、チョッピリ先生のお囃子、福祉相談、ビンゴ大会、聴導犬とのふれあい等

### (2) 福祉関係表彰の状況

単位：人

福祉長寿課調

年度	自立更生	援護功労	福祉功労
19年度	6	5	8
20年度	2	2	10
21年度	4	1	8
22年度	5	1	5
23年度	2	0	3

### (3) 福祉作文等応募状況

単位：点

福祉長寿課調

年 度	作文（論文）					標 語				
	小学生	中学生	高校生	一般	計	小学生	中学生	高校生	一般	計
19年度	4,840	718	0	3	5,561	812	41	0	6	859
20年度	5,198	45	0	4	5,247	872	396	0	8	1,276
21年度	4,585	190	0	7	4,782	970	256	0	8	1,234
22年度	3,984	207	0	3	4,194	922	229	0	4	1,155
23年度	4,390	357	0	4	4,751	833	347	0	3	1,183

### (4) 福祉作品展の状況

福祉月間事業の一つとして、老人会や障がい者から募集した趣味の作品等を展示。

単位：点、人

福祉長寿課調

年 度	高齢者出展数	障がい者出展数	来場者数
19年度	182	199	436
20年度	153	231	394
21年度	198	286	614
22年度	184	275	400
23年度	120	214	512

### (5) 老人と園児のつどい

市内の公立・私立保育園で、近隣の高齢者を招待し、歌や踊り等の交歓会、ゲーム、会食会等を通して触れ合いの機会を設けています。

単位：園、人

保育課調

年 度	実施期間	参加保育園数			参加高齢者数		
		市 立	私 立	計	市 立	私 立	計
19年度	9月6日～13日	9	9	18	146	182	328
20年度	9月4日～10月12日	9	9	18	139	191	330
21年度	9月8日～18日	9	8	17	134	154	288
22年度	9月7日～17日	9	9	18	130	234	364
23年度	9月6日～16日	9	9	18	147	208	355

## (6) 健康相談

市内の公共施設において、成人、老人を対象にした保健師による健康相談を行い、健康手帳の交付や血圧測定、必要に応じた保健指導を実施しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	実施日	会 場	相談者数	
				計
19年度	9月13日	相模が丘コミュニティセンター	10	15
	9月18日	東地区文化センター	5	
20年度	9月16日	市民健康センター	11	31
	9月24日	市公民館	8	
	9月26日	北地区文化センター	12	
21年度	9月4日	北地区文化センター	8	16
	9月10日	市公民館	4	
	9月14日	市民健康センター	4	
22年度	9月13日	市民健康センター	13	15
	9月22日	市公民館	2	
23年度	9月22日	東地区文化センター	3	15
	9月26日	市民健康センター	10	
	9月28日	ひばりが丘コミュニティセンター	2	

## (7) 福祉講座

単位：回、人

(23年度) 生涯学習課、市社会福祉協議会調

主 催	講座名	期 日	回数	参加者数
市公民館	暮らしと健康講座	10月14日～11月22日	7	23
北地区文化センター	はじめての手話講座	7月21～23日	3	16
	いきいき学級	11月10日～12月15日	6	16
東地区文化センター	小中学生のための手話講座	5月21日～7月2日	7	15
市社会福祉協議会	初めてのボランティア	6月2～30日	5	26
	ボランティア体験サマースクール	7月25日～8月26日	5	106
	ふくし体験	9月14～16日	3	15
	傾聴を知ろう	10月6～27日	4	18
	ボランティア活動強化研修	1月26・27日	2	40



## (8) 各種相談

### ア 乳幼児育児相談

福祉月間の期間中、市内の保育園の園長等が、乳幼児の基本的な生活習慣、発育・発達、育児方法などの育児全般について、各保育園で相談及び指導を行います。

### イ 母子・父子相談

福祉月間の期間中、母子相談員が、母子・父子家庭の生活一般、生活援護、児童問題などについて、子育て支援課で相談及び援助を行います。

単位：件

子育て支援課、保育課調

年 度	区 分	相談件数
19年度	乳幼児育児相談	66
	母子・父子相談	129
20年度	乳幼児育児相談	80
	母子・父子相談	86
21年度	乳幼児育児相談	80
	母子・父子相談	136
22年度	乳幼児育児相談	125
	母子・父子相談	77
23年度	乳幼児育児相談	115
	母子・父子相談	105

## 2 総合福祉センター

地域福祉・在宅福祉の推進のための拠点施設として設置したもので、在宅福祉サービス事業、乳幼児発達支援事業等を実施しています。また、市社会福祉協議会の活動拠点として事務所を設置しています。

### (1) 施設概要

- ・敷地面積 4,000.10㎡
- ・建築面積 1,469.24㎡
- ・建築延面積 3,668.26㎡
- ・構造規模 RC造、地上3階
- ・主な施設 社会福祉協議会事務室、ミーティングルーム、ボランティアサロン、録音室、点訳室、多目的室、福祉情報提供・福祉機器展示室、訓練室、機械浴室等
- ・開館年月日 平成13年4月1日
- ・駐車場収容台数 35台（うち身障者専用駐車場6台）

## (2) 総合福祉センター利用状況

単位：回、人、円

市社会福祉協議会調

年 度	老人団体		婦人団体		障がい者団体	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
19年度	74	2,151	0	0	181	3,906
20年度	43	1,038	0	0	174	3,372
21年度	67	1,759	0	0	157	3,477
22年度	52	1,531	0	0	143	3,370
<b>23年度</b>	<b>66</b>	<b>1,952</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>74</b>	<b>1,784</b>

年 度	社会教育		学校教育		市役所関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
19年度	0	0	87	2,234	385	13,417
20年度	0	0	85	1,870	285	9,572
21年度	0	0	69	1,626	307	10,599
22年度	2	60	69	1,466	338	11,309
<b>23年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>54</b>	<b>1,028</b>	<b>233</b>	<b>7,369</b>

年 度	商工会関係		政党関係		宗教関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
19年度	36	834	33	1,983	2	40
20年度	47	944	47	2,732	7	158
21年度	65	1,301	49	2,473	36	1,065
22年度	70	1,571	34	1,614	47	1,312
<b>23年度</b>	<b>62</b>	<b>1,257</b>	<b>37</b>	<b>1,927</b>	<b>62</b>	<b>1,735</b>

年 度	サークル関係		会社関係		一般会合	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
19年度	898	23,150	93	3,025	387	8,463
20年度	1,099	24,583	80	1,914	305	6,788
21年度	1,096	23,754	89	1,859	268	5,671
22年度	1,208	24,316	49	1,461	252	6,218
<b>23年度</b>	<b>1,154</b>	<b>23,205</b>	<b>63</b>	<b>1,288</b>	<b>266</b>	<b>6,552</b>

年 度	自治会関係		音楽関係		国・県関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
19年度	0	0	35	615	49	1,190
20年度	2	45	31	583	32	835
21年度	0	0	35	737	33	990
22年度	0	0	34	640	28	720
<b>23年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>46</b>	<b>1,221</b>	<b>26</b>	<b>720</b>

年 度	学習関係		交通関係		福祉団体関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
19年度	3	130	15	75	729	14,707
20年度	4	110	19	95	958	19,256
21年度	19	390	17	85	839	16,682
22年度	72	977	19	94	870	17,616
<b>23年度</b>	<b>80</b>	<b>980</b>	<b>14</b>	<b>70</b>	<b>950</b>	<b>21,276</b>

年 度	計		有料利用	
	利用回数	利用人数	利用回数	使用料
19年度	3,007	75,920	1,301	1,961,020
20年度	3,218	73,895	1,373	2,007,920
21年度	3,146	72,468	1,493	2,169,110
22年度	3,287	74,275	1,528	2,029,280
<b>23年度</b>	<b>3,187</b>	<b>72,364</b>	<b>1,637</b>	<b>2,206,980</b>

### 3 民生委員児童委員

民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されています。

民生委員はこの法に基づき、地域における社会福祉の増進を積極的に推進し、住民の多様化する福祉ニーズに応えるため、高齢者、障がい者、母子・父子、生活困窮者等が抱えている諸問題について、社会奉仕の精神の下、関係行政機関と協力し、相談、援助、指導などの活動をしています。

また、児童福祉に関する事項については、これを専門的に担当する主任児童委員と各地域を担当する児童委員（民生委員が兼ねる）とが一体となって活動しています。

#### (1) 民生委員児童委員定数、現員数、地区民生委員協議会数

単位：人、地区

(平成24年4月1日現在) 福祉長寿課調

区 分	定 数	現員数			地区民生委員協議会数
		男 性	女 性	計	
民生委員児童委員	133	29	96	125	6
主任児童委員	12	1	8	9	

(2) 地区別民生委員児童委員定数、現員数

単位：人

(平成24年4月1日現在) 福祉長寿課調

地区名		第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	計
大字		相模が丘	小松原 ひばりが丘 東原	栗原 西栗原 栗原中央 南栗原 さがみ野	相武台 広野台 緑ヶ丘 栗原	入谷 立野台 明王	座間 入谷 新田宿 四ツ谷	
民生委員 児童委員	定員	27	24	19	25	19	19	133
	男性	2	4	5	2	9	7	29
	女性	24	19	14	20	8	11	96
主任児童 委員	定員	2	2	2	2	2	2	12
	男性	0	0	1	0	0	0	1
	女性	1	0	1	2	2	2	8
計	定員	29	26	21	27	21	21	145
	男性	2	4	6	2	9	7	30
	女性	25	19	15	22	10	13	104

(3) 内容別相談・支援件数

単位：件

福祉長寿課調

年 度	在宅福祉	介護保険	健康・ 保健医療	子育て・ 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの 教育・ 学校生活	生活費	年金・ 保 険
19年度	231	121	297	265	212	604	71	16
20年度	216	132	204	164	271	492	89	18
21年度	217	137	183	207	253	402	131	21
22年度	210	115	179	170	255	597	57	29
23年度	105	63	87	126	114	192	72	11

年 度	仕 事	家族関係	住 居	生活環境	日常的 な支援	その他	計
19年度	15	261	45	75	353	447	3,013
20年度	10	206	43	74	275	360	2,554
21年度	18	189	32	126	390	311	2,617
22年度	15	226	66	75	293	420	2,707
23年度	9	72	28	69	223	320	1,491

#### (4) 分野別相談・支援件数

単位：件

福祉長寿課調

年 度	高齢者に 関すること	障がい者に 関すること	子どもに 関すること	その他	計
19年度	1,046	273	1,224	470	3,013
20年度	858	227	1,076	393	2,554
21年度	962	236	1,006	413	2,617
22年度	937	174	1,203	393	2,707
23年度	681	67	481	262	1,491

#### (5) その他の活動件数

単位：件、回、日

福祉長寿課調

年 度	調査・ 実態把握	行事・事業 ・会議への 参加・協力	地域福祉活動 ・自主活動	民児協運営 ・研修	証明事務
19年度	920	4,037	5,514	5,882	353
20年度	1,205	4,462	6,117	5,419	382
21年度	1,071	4,254	6,114	5,189	379
22年度	970	3,984	5,824	5,697	249
23年度	1,299	3,068	5,094	4,529	215

年 度	要保護児童 の発見の 通告・仲介	訪問回数	活動日数	1人1カ月 当たり平均 活動日数
19年度	39	18,461	21,165	12.25
20年度	82	20,851	21,772	12.60
21年度	43	19,076	21,025	12.17
22年度	98	21,025	21,570	12.48
23年度	27	17,607	18,384	10.57

## 4 災害援護

### (1) 災害弔慰金

市内で5戸以上の家屋の滅失があった自然災害（市内でこのような被害がなくても県内で災害救助法が適用された場合は該当）によって市民が死亡した場合、その遺族に死亡した方の死亡当時の世帯の生活維持の状況を勘案して、500万円又は250万円を支給します。

### (2) 災害援護資金の貸付

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害で被害を受けた世帯の世帯主（市民）に対し、その生活の立て直しのための資金を低金利で長期（償還期間10年、据置期間3年）に貸し付けます。

### (3) リ災者見舞金

災害救助法が適用されない火災、風水害等による被災者に対して、「座間市り災者見舞金支給要綱」に基づき被災者を応急的に支援します。

単位：件、円

福祉長寿課調

年 度	一人世帯				二人以上の世帯			
	全焼・全壊 (1世帯当たり3万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり2万円)		全焼・全壊 (1世帯当たり5万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり3万円)	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額
19年度	1	30,000	1	20,000	1	50,000	0	0
20年度	1	30,000	0	0	3	150,000	0	0
21年度	2	60,000	1	20,000	2	100,000	1	30,000
22年度	0	0	1	20,000	2	100,000	1	30,000
23年度	1	30,000	0	0	2	100,000	0	0

年 度	水 損 (1世帯当たり1万円)		計	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額
19年度	0	0	3	100,000
20年度	13	130,000	17	310,000
21年度	2	20,000	8	230,000
22年度	2	20,000	6	170,000
23年度	3	30,000	6	160,000

### (4) 大規模災害見舞金

大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける程度の災害のうち、特に市長が認めたもの）により被災した市町村に見舞金を贈呈し、市民の哀痛の意を表するとともに被災者を激励するもので、平成5年9月から実施しています。

## 5 葬祭具貸出事業

市民の皆さんが低廉な葬儀ができるように、祭壇の貸出し（飾り付け）及び葬祭用品の取り扱いを昭和25年5月1日より実施してきました。平成20年度事業廃止。

### (1) 祭壇使用状況

単位：件、円

福祉長寿課調

年 度	1号（5段）				2号（5段）				3号（4段）			
	貸出し件数			使用料	貸出し件数			使用料	貸出し件数			使用料
	無料	有料	計		無料	有料	計		無料	有料	計	
19年度	0	0	0	0	22	5	27	136,500	3	0	3	0

年 度	4号（5段）				計			
	貸出し件数			使用料	貸出し件数			使用料
	無料	有料	計		無料	有料	計	
19年度	0	0	0	0	25	5	30	136,500

### (2) 葬祭用品売払状況

単位：件、円

福祉長寿課調

年 度	件 数	金 額
19年度	45	803,417

## 6 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護

### (1) 戦没者遺族の援護

戦没者の遺族で恩給法の適用を受ける方には、公務扶助料等が支給されます。

ア 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用を受ける方には、遺族年金又は遺族給付金が支給されます。

イ 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対しては特別給付金が支給されます。

### (2) 本市における遺族援護施策

本市の戦没者は250余柱で、遺族と市関係者によって毎年3月に戦没者追悼式を行っています。

また、戦没者遺族で組織する座間市遺族会の育成、指導を通じ、遺族の援護に寄与しています。

### (3) 戦傷病者の援護

戦傷病者に対する援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法による医療給付等があります。

### (4) 旧軍人等の援護

旧軍人・軍属等であった方は、その期間中は公務員とみなされ、恩給法による普通恩給、一時恩給、一時金等が支給されています。

#### ア 普通恩給

実役年数と加算年数を合計して、下士官以下は12年以上、准士官以上は13年以上の方に普通恩給が、また、その方が死亡した場合、その遺族に普通扶助料が支給されます。

#### イ 一時恩給

引き続き実在職年が3年以上7年未満の旧軍人に一時恩給が、また、その遺族に一時扶助料が支給されます。

#### ウ 一時金

旧軍人としての実在職年が3年以上の方で、普通恩給、一時恩給のいずれも支給されない方又はその遺族に対し一時金が支給されます。

## 7 原爆被爆者援護

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、健康診断、医療給付など医療面の施策及び各種手当の支給が実施されています。

### (1) 原爆被爆者援護手当

- ・ 対象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方又は外国人登録原票に登録されている方
- ・ 給付内容 年額9,500円
- ・ 手続に必要な物 印章、原爆被爆者健康手帳
- ・ 担当 生活援護課

単位：人、円

生活援護課調

年度	対象者数	支給金額
19年度	54	513,000
20年度	53	503,500
21年度	54	513,000
22年度	49	465,500
23年度	44	418,000



## (2) 原爆被爆者はり・きゅう・マッサージ助成券交付

- ・ 対 象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方又は外国人登録原票に登録されている方
- ・ 給付内容 助成券（1枚当たり2,000円）を毎月3枚支給
- ・ 手続に必要な物 原爆被爆者健康手帳
- ・ 担 当 生活援護課

単位：人、円

生活援護課調

年 度	対象者数	使用枚数	支給額
19年度	52	359	718,000
20年度	53	364	728,000
21年度	54	426	852,000
22年度	49	392	784,000
23年度	44	349	698,000

## (3) 原爆被爆者健康管理事業

原爆被爆者の健康維持のため、胃・肺・大腸がんの検診を病院に委託して実施しています。

単位：人

生活援護課調

年 度	受診者数			
	胃がん	肺がん	大腸がん	計
19年度	11	7	6	24
20年度	8	7	4	19
21年度	8	8	5	21
22年度	5	3	4	12
23年度	5	3	5	13





## III 生活保護

## 1 生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮している国民に対し、憲法に規定される生存権の保障を実現するための制度の一つとして制定されたもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

生活保護は国民の最低生活を保障するための最後の方法であり、保護を受ける前に、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることはもちろん、親族の援助や他の法律等による扶助を優先させ、利用し得る資産を活用してもなお最低生活が維持できない場合に適用されることとなります。

### (1) 保護の種類と範囲

保護は、8種類の扶助に分けられます。

- ・ 生活扶助 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの。
- ・ 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品、通学用品及び学校給食費。
- ・ 住宅扶助 家賃及び住居の補修、その他住宅の維持に必要なもの。
- ・ 医療扶助 診察、薬剤、治療材料及びその他治療並びに施術に必要なもの。
- ・ 介護扶助 要介護者及び要支援者への居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護及び移送。
- ・ 出産扶助 分べんの介助、脱脂綿、ガーゼその他衛生材料等、出産に必要なもの。
- ・ 生業扶助 生業に必要な資金、器具又は資料。生業に就くために必要な技能習得費等、その他就労のために必要なもの。世帯の自立助長に効果的と認められる場合の高等学校等就学費。
- ・ 葬祭扶助 検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、その他葬祭のために必要なもの。

### (2) 生活扶助基準の改定方式

保護費は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により算定した最低生活費から収入を減じた額が支給されます。

生活扶助基準については、マーケット・バスケット方式、エンゲル方式、格差縮小方式を経て、現在は水準均衡方式で算定しています。

#### 【水準均衡方式】

当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえるとともに、前年度までの一般国民の消費水準との調整を図ることにより、一般国民の消費水準の向上に即して基準を改定する方式。

## 2 保護の実施状況

### (1) 被保護世帯・人員・保護率の推移

単位：人、世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	管内人口		被保護世帯数		被保護人員		保護率 (%)
		前年比		前年比		前年比	
20年	127,563	100.10	902	107.38	1,350	108.61	10.58
21年	128,313	100.59	1,012	112.20	1,494	110.67	11.64
22年	129,005	100.54	1,244	122.92	1,864	124.77	14.45
23年	129,314	100.24	1,444	116.08	2,177	116.79	16.83
<b>24年</b>	<b>129,370</b>	<b>100.04</b>	<b>1,586</b>	<b>109.83</b>	<b>2,372</b>	<b>108.96</b>	<b>18.34</b>

※保護率＝被保護人員÷管内人口×1,000

### (2) 世帯類型別構成比

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	高齢者世帯				母子世帯	障がい者世帯				
	単身		2人以上			単身		2人以上		
		構成比		構成比			構成比		構成比	
20年	317	35.1	44	4.9	84	9.3	82	9.1	18	2.0
21年	359	35.5	47	4.6	92	9.1	83	8.2	16	1.6
22年	417	33.5	55	4.4	110	8.8	84	6.8	20	1.6
23年	452	31.3	58	4.0	137	9.5	106	7.4	22	1.5
<b>24年</b>	<b>497</b>	<b>31.3</b>	<b>60</b>	<b>3.8</b>	<b>134</b>	<b>8.4</b>	<b>105</b>	<b>6.6</b>	<b>25</b>	<b>1.6</b>

年	傷病者世帯				その他世帯		計
	単身		2人以上				
		構成比		構成比		構成比	
20年	187	20.7	86	9.5	84	9.3	902
21年	201	19.9	85	8.4	129	12.7	1,012
22年	219	17.6	93	7.5	246	19.8	1,244
23年	243	16.8	104	7.2	322	22.3	1,444
<b>24年</b>	<b>248</b>	<b>15.6</b>	<b>102</b>	<b>6.4</b>	<b>415</b>	<b>26.2</b>	<b>1,586</b>

### (3) 医療扶助人員・医療扶助率の推移

単位：人、世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	被保護人員	医療扶助人員				医療扶助 単給人員 (再掲)	医療扶助率
		入院		入院外			
			前年比		前年比		
20年	1,350	84	110.5	1,053	110.8	61	84.2
21年	1,494	103	122.6	1,165	110.6	61	84.9
22年	1,864	137	133.0	1,465	125.8	42	85.9
23年	2,177	137	100.0	1,767	120.6	42	87.5
<b>24年</b>	<b>2,372</b>	<b>214</b>	<b>156.2</b>	<b>1,967</b>	<b>111.3</b>	<b>43</b>	<b>91.9</b>

※医療扶助率＝医療扶助人員（入院＋入院外）÷被保護人員×100

(4) 被保護世帯の稼働・非稼働の状況

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	稼働世帯			非稼働世帯		
		構成比	前年比		構成比	前年比
20年	119	13.2	110.2	783	86.8	107.0
21年	141	13.9	118.5	871	86.1	111.2
22年	173	13.9	122.7	1,071	86.1	123.0
23年	182	12.6	105.2	1,262	87.4	117.8
24年	208	13.1	114.2	1,378	86.9	109.2

(5) 被保護世帯の開始・廃止の状況

単位：世帯

生活援護課調

年 度	被保護の開始世帯数	被保護の廃止世帯数
19年度	191	139
20年度	246	136
21年度	406	175
22年度	375	182
23年度	378	230

(6) 保護開始時の類型別世帯数

単位：世帯、%

生活援護課調

年 度	高齢者世帯		母子世帯		傷病・ 障がい者世帯		その他の世帯		計
		構成比		構成比		構成比		構成比	
19年度	49	25.7	27	14.1	60	31.4	55	28.8	191
20年度	36	14.6	20	8.1	85	34.6	105	42.7	246
21年度	78	19.2	30	7.4	89	21.9	209	51.5	406
22年度	68	18.1	36	9.6	76	20.3	195	52.0	375
23年度	93	24.6	30	7.9	81	21.4	174	46.0	378

※構成比は小数第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

### (7) 扶助別人員と保護費の状況

単位：人、千円

生活援護課調

年 度	生活扶助費		住宅扶助費		教育扶助費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
19年度	14,005	773,060	13,828	393,780	1,591	9,359
20年度	15,498	827,821	15,044	426,485	1,742	10,804
21年度	19,661	1,048,513	18,940	544,262	2,063	18,733
22年度	23,336	1,283,344	21,755	660,298	2,499	24,662
<b>23年度</b>	<b>25,849</b>	<b>1,412,039</b>	<b>25,162</b>	<b>741,229</b>	<b>2,534</b>	<b>26,017</b>

年 度	介護扶助費		医療扶助費		出産扶助費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
19年度	1,363	37,949	12,954	943,135	0	0
20年度	1,585	46,705	13,880	978,750	2	621
21年度	1,933	57,819	17,622	1,270,732	4	240
22年度	2,340	68,054	20,986	1,361,956	1	192
<b>23年度</b>	<b>2,521</b>	<b>81,506</b>	<b>24,165</b>	<b>1,404,688</b>	<b>2</b>	<b>446</b>

年 度	生業扶助費		葬祭扶助費		施設事務費		金額計
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額	
19年度	330	6,334	34	7,011	96	14,317	2,184,945
20年度	431	4,631	24	5,422	89	13,968	2,315,207
21年度	560	8,115	46	10,954	94	13,444	2,972,812
22年度	746	9,281	59	11,086	90	14,645	3,433,518
<b>23年度</b>	<b>933</b>	<b>15,956</b>	<b>59</b>	<b>12,462</b>	<b>91</b>	<b>14,170</b>	<b>3,708,513</b>

### 3 行旅死亡人の取扱い

住所、居所又は氏名が不詳の身元不明者で、引取者のない死亡人については、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、葬儀、遺骨の収蔵等を行っています。

単位：人

生活援護課調

年 度	男 性	女 性	不 明	計
19年度	0	0	0	0
20年度	0	0	0	0
21年度	0	0	0	0
22年度	0	0	1	1
<b>23年度</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>







## IV 高齢者の福祉

## 1 高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の推移

本市における65歳以上の高齢者人口は、昭和60年10月には、5,491人で総人口に占める割合は5.5%でしたが、平成24年4月には、26,006人で総人口に占める割合は20.1%になりました。

単位：人、%

(各年4月1日現在) 福祉長寿課調

年	人口総数	65歳以上人口	
			構成比
20年	127,563	22,002	17.2
21年	128,313	23,347	18.2
22年	129,005	24,329	18.9
23年	129,314	25,010	19.3
<b>24年</b>	<b>129,370</b>	<b>26,006</b>	<b>20.1</b>

※① 「人口総数」については、国勢調査の確定値を基礎として、住民基本台帳法、外国人登録法及び戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したものです。

② 「65歳以上人口」については、住民基本台帳法、外国人登録法及び戸籍法に定める届け出によるもの。

### (2) ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数の推移

単位：人

(各年4月1日現在) 福祉長寿課調

年	男性	女性	計
20年	241	875	1,116
21年	248	893	1,141
22年	237	894	1,131
23年	227	867	1,094
<b>24年</b>	<b>216</b>	<b>836</b>	<b>1,052</b>

## 2 在宅福祉サービス利用普及事業

福祉の向上と介護者の負担軽減のため、利用希望者の総合利用登録制度により、在宅福祉サービスを簡易な利用手続きによって適時、適切に提供しています。

### (1) おむつ等給付事業

65歳以上の寝たきりの高齢者及び認知症高齢者を介護している家族に、おむつ等を支給しています。

単位：人、枚、千円

介護保険課調

年 度	利用者数	紙おむつ支給数	事業費
19年度	188	95,744	4,159
20年度	210	99,366	4,408
21年度	206	110,693	5,249
22年度	246	131,382	6,079
23年度	274	134,179	5,931

### (2) 寝具乾燥・丸洗いサービス事業

65歳以上の寝たきり高齢者等の健康及び衛生の保持のため、日常使用している布団、毛布の乾燥（年3回）、丸洗い（年3回）を行っています。

単位：人、回、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	寝具乾燥回数	寝具丸洗い回数	事業費
19年度	25	20	31	186
20年度	29	20	34	236
21年度	23	22	47	279
22年度	24	22	39	240
23年度	26	23	44	280

### (3) 配食サービス

おおむね65歳以上の一人暮らしの方等を対象に、食の自立を支援するとともに、健康維持、安否確認のため、月曜日から金曜日までの夕食を届けています。

単位：人、食、千円

介護保険課調

年	利用者数	配食数	事業費
19年度	271	38,535	15,350
20年度	262	37,527	13,982
21年度	250	33,211	13,064
22年度	262	33,189	13,242
23年度	215	30,931	13,298

#### (4) 四十雀倶楽部事業

閉じこもりがちな高齢者の介護予防、健康維持、仲間づくりを目的に、身近な地域でゲーム、レクリエーションを通じた体力づくりや、実用的な小物づくりなどを実施しています。

単位：人、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	延べ利用者数	事業費
19年度	379	6,465	3,254
20年度	377	5,713	3,358
21年度	324	5,535	3,401
22年度	298	4,521	3,635
23年度	258	4,510	4,827

#### (5) 緊急通報システム電話貸与事業

65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯又は65歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯で、心臓又はぜん息の発作がある方について、消防本部等の連絡先を事前に登録した緊急通報装置付きの電話機を設置しています。

単位：世帯、千円

福祉長寿課調

年 度	利用世帯数	事業費
19年度	212	1,103
20年度	205	1,352
21年度	202	1,050
22年度	188	1,004
23年度	171	947

### 3 その他の在宅福祉

#### (1) 高齢者理髪・美容料助成事業

要介護4又は5で65歳以上の高齢者に対して、理髪・美容出張助成券を年間4枚支給しています。

単位：人、枚、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	利用枚数	事業費
19年度	19	37	215
20年度	25	52	297
21年度	22	56	320
22年度	25	58	331
23年度	31	49	280

## (2) 高齢者入浴券支給事業

自宅に浴槽のない70歳以上の高齢者に対し、公衆浴場の入浴券を月10枚支給していました。平成22年度事業廃止。

単位：人、枚、円、千円

福祉長寿課調

年 度	支給人数	支給枚数	単価	支給総額
19年度	29	2,508	430	1,081
20年度	33	2,653	4~7月 430 8~3月 450	1,174
21年度	33	3,162	450	1,423

## (3) 介護手当支給事業

要介護4又は5で65歳以上の非課税の高齢者を、基準日（申請日の属する月の3カ月前の初日）まで1年以上介護保険サービスを利用せずに、継続して在宅で介護している非課税の介護者に、10万円の介護手当を支給しています。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	対象者数	支給総額
19年度	1	100
20年度	0	0
21年度	0	0
22年度	0	0
23年度	0	0

## (4) 高齢者マッサージ等助成券

75歳以上の高齢者の方に、はり・灸・マッサージ助成券（1枚2,000円分）を交付していました。平成22年度事業廃止。

単位：人、枚、千円

福祉長寿課調

年 度	交付人数	利用枚数	支給総額	事業費
19年度	1,970	2,516	5,032	5,783
20年度	1,928	2,513	5,026	5,843
21年度	2,230	2,844	5,688	6,441

## (5) 火災警報器設置費用助成事業

新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日から、住宅用火災警報器を設置することが消防法及び市火災予防条例の改正によって義務付けられました。

この義務化に伴い、介護保険において要支援・要介護認定者を含む市民税非課税の世帯で、一人暮らし高齢者の世帯又は高齢者のみで構成される世帯に対して、住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成していました。

平成22年度から対象世帯に対して1台を無料で設置する助成の方法に変更、平成24年度事業廃止。

単位：世帯、台、千円

福祉長寿課調

年 度	世帯数	設置数	助成額
19年度	38	70	279
20年度	6	10	37
21年度	3	4	14

単位：世帯、千円

福祉長寿課調

年 度	設置世帯数	事業費
22年度	1,037	4,779
23年度	21	95

## (6) 家具転倒等転倒防止対策助成事業

65歳以上の一人暮らし世帯又は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、身体障害者手帳1級及び2級の障がい者だけの世帯等、自力では家具転倒防止の対策を実施することが困難な世帯を対象に、地震等の災害から生命の安全と財産を守るため、家具に転倒防止板を取り付けています。

単位：世帯、台、千円

福祉長寿課調

年 度	世帯数	設置家具数	支給総額
19年度	115	328	368
20年度	20	66	64
21年度	42	131	135
22年度	10	24	32
23年度	9	24	29

#### 4 施設入所

老人ホームにはおおむね65歳以上の高齢者が入所できます。身体の衰えや家庭の事情により居宅で生活することが困難な方が入所する養護老人ホーム、寝たきりなどで常時介護を要する方が入所する特別養護老人ホームと、高齢者の心身の状況等に応じた施設があります。

##### (1) 老人ホーム入所者の状況

単位：人

福祉長寿課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		計
		市 内	市 外	
19年度	8	3	0	11
20年度	7	5	1	13
21年度	7	10	1	18
22年度	6	8	0	14
23年度	5	3	1	9

##### (2) 老人ホーム措置費の状況

単位：千円

福祉長寿課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
19年度	16,067	895
20年度	13,476	3,097
21年度	12,557	4,440
22年度	12,604	2,669
23年度	7,692	2,034

## 5 移動手段の確保

### (1) 移送サービス

身体障がいのために歩行が困難な方又は寝たきり等の状態により一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、病院への通院や入退院の時などに福祉車両による送迎サービスを行っています。

#### ・利用者の費用負担額

片道5km未満＝800円、片道5km以上10km未満＝1,000円、片道10km以上15km未満＝1,200円、片道15km以上20km未満＝1,400円、片道20km以上＝1,600円

#### ア 利用回数

単位：回

福祉長寿課調

年 度	高齢者	障がい者
19年度	506	245
20年度	427	247
21年度	453	203
22年度	435	212
23年度	451	210

#### イ 利用内容

単位：回

福祉長寿課調

年 度	通 院	入退院	入退所	その他	計
19年度	694	36	17	4	751
20年度	583	44	26	21	674
21年度	591	42	17	6	656
22年度	574	45	14	14	647
23年度	599	44	9	9	661



## 6 生きがい対策

### (1) 老人クラブ

平成23年4月1日現在、市内には30の老人クラブがあり、1,994人の高齢者の皆さんが社会活動や趣味、レクリエーションを通じて仲間づくりを進め、生きがいを高めています。また、各老人クラブの代表者によって市老人クラブ連合会が設置され、様々な行事が行われています。

- ・ 寿大学

高齢者の教養の向上を目的として、時事問題等を専門の講師を招き、年1回開催しています。

- ・ ゲートボール大会

スポーツによる会員相互の交流の場として、開催しています。

- ・ 演芸会

踊りや歌など会員の演芸発表の場として、年1回開催しています。

- ・ 囲碁・将棋大会

囲碁・将棋を通して会員相互の交流を行っています。

- ・ 趣味の作品展

絵、書、短歌など、日頃の趣味活動の発表の機会として、福祉月間中市内公共施設で作品を展示しています。

単位：人、%、千円

福祉長寿課調

年 度	クラブ数	会員数	クラブ加入率	補助金額	連合会補助額
19年度	31	2,053	7.0	2,807	1,215
20年度	31	2,002	6.5	2,751	1,210
21年度	32	2,056	6.3	2,828	1,218
22年度	30	1,999	5.8	2,670	1,210
23年度	30	1,994	5.6	2,637	1,210

※クラブ加入率＝会員数÷各年度4月1日現在60歳以上人口

### (2) 老人憩いの家

高齢者の社会活動、生きがい活動の拠点として、市内7カ所に老人憩いの家を設置し、教育の向上、レクリエーション等に幅広く活用されています。

単位：人

福祉長寿課調

年 度	利用者延べ人数							計
	相模が丘	ひばりが丘	立野台	相武台	栗原	座間	入谷	
19年度	3,518	2,846	2,352	5,147	2,665	3,523	4,633	24,684
20年度	4,119	3,119	2,778	5,620	2,720	4,023	4,803	27,182
21年度	3,805	2,282	3,042	5,013	2,045	3,445	5,125	24,757
22年度	3,397	2,624	3,148	4,131	2,477	3,382	5,135	24,294
23年度	2,225	3,166	3,556	4,381	2,444	3,168	5,118	24,058

### (3) 敬老祝金等支給事業

長寿をお祝いし、9月15日現在で市内に継続して3カ月以上居住している対象者の方に敬老祝金等を支給しています。

#### ※支給内用の変更経緯

- ・平成11年度以前：77歳、80歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳以上を対象。
- ・平成12年度以降：77歳、88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。
- ・平成14年度以降：88歳の支給額を2万円から1万円に変更。
- ・平成16年度以降：99歳の支給額を5万円から3万円に、100歳以上の支給額を10万円から5万円に変更。
- ・平成18年度以降：88歳の支給額を1万円から8千円に変更。
- ・平成19年度以降：77歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成22年度以降：88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。88歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成23年度以降：101歳以上を3万円に変更。

#### ア 支給状況

単位：人、円

福祉長寿課調

年 度	対象者数	祝金金額	支給総額
19年度	190	8,000～50,000	2,204,000
20年度	253	8,000～50,000	3,002,000
21年度	240	8,000～50,000	3,090,000
22年度	42	30,000～50,000	1,740,000
<b>23年度</b>	<b>43</b>	<b>30,000～50,000</b>	<b>1,590,000</b>

#### イ 贈呈人数

単位：人、円

(平成23年度) 福祉長寿課調

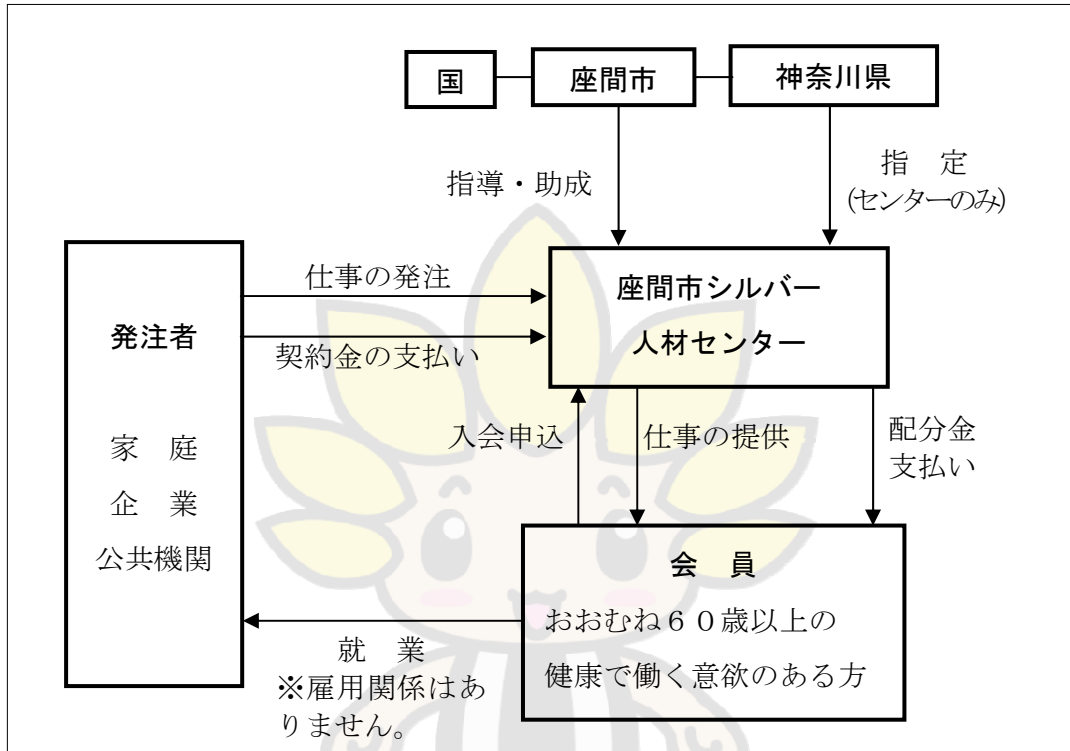
対象年齢	88歳	99歳	100歳	101歳以上
金 額	祝品	3万円	5万円	3万円
贈呈人数	254	17	15	11

## 7 就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター）

シルバー人材センターは地域社会と連携し、高齢者の知識と経験、能力を生かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、それらの仕事を高齢者に提供する団体です。

公益社団法人座間市シルバー人材センターは、昭和54年5月に座間市高齢者事業団として発足し、平成2年4月の法人化により現在に至っています。

### (1) シルバー人材センターの仕組み



### (2) 会員数の推移

単位：人

(各年3月31日現在) 福祉長寿課調

年	男性	女性	計
20年	529	164	693
21年	528	156	684
22年	561	165	726
23年	593	162	755
24年	608	160	768

### (3) 事業実績の推移

単位：件、人、円

福祉長寿課調

年 度	受託件数			就業延べ実人員		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
19年度	510	3,881	4,391	3,276	10,068	13,344
20年度	534	4,072	4,606	3,211	10,350	13,561
21年度	514	3,925	4,439	3,259	9,979	13,238
22年度	552	4,159	4,711	3,331	10,759	14,090
23年度	544	4,196	4,740	3,297	11,204	14,501

年 度	就業延べ人員			契約金額		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
19年度	22,674	50,161	72,835	117,140,851	218,608,290	335,749,141
20年度	22,807	47,584	70,391	116,846,744	200,055,672	316,902,416
21年度	23,875	44,279	68,154	117,625,105	177,029,970	294,655,075
22年度	25,933	47,037	72,970	133,768,040	185,342,313	319,110,353
23年度	26,055	49,086	75,141	132,429,556	200,496,815	332,926,371

### 8 地域包括支援センター運営事業

高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健福祉・医療の向上と増進のために、必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、市内に4カ所の地域包括支援センターが設置されています。

#### ○ 相談件数の推移

単位：件

介護保険課調

年 度	地域包括 支援センター 第2座間苑	地域包括 支援センター バルホーム	相模台 地域包括 支援センター	座間市社協 地域包括 支援センター	計
19年度	2,993	3,610	3,312	2,895	12,810
20年度	3,072	2,747	3,234	2,920	11,973
21年度	3,539	2,541	2,514	3,144	11,738
22年度	4,488	3,098	3,931	4,594	16,111
23年度	4,569	3,180	4,490	5,191	17,430

## 9 介護予防事業（地域支援事業）

### (1) いきいき運動教室

加齢に伴う運動器の機能向上のため、ストレッチ運動、バランス運動、筋力運動、有酸素運動を行う講座です。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	参加者数	事業費
19年度	95	6,050
20年度	96	8,774
21年度	27	4,596
22年度	18	4,795
23年度	34	4,566

### (2) 筋力向上トレーニング（パワーリハビリテーション）

高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、また要介護状態であっても自立した生活が営めるよう、介護予防の観点から高齢者向けに開発されたトレーニング機器を使用したトレーニングを市民健康センターで実施しています。

平成18年度から、特定高齢者を対象に地域支援事業として実施しています。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	参加者数	事業費
19年度	27	5,782
20年度	20	5,848
21年度	23	4,761
22年度	22	4,289
23年度	35	4,322

### (3) 普及啓発事業

いつまでもいきいきと元気に暮らしていくための「介護予防」の話と介護予防事業の紹介をする職員を派遣しています。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
19年度	79	2,939
20年度	16	587
21年度	16	677
22年度	15	563
23年度	8	436

#### (4) 家族介護教室

高齢者を介護している介護者及び家族を対象に、介護技術や介護者の健康についての教室を開催しています。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
19年度	9	117
20年度	4	80
21年度	7	60
22年度	7	117
23年度	8	133

### 10 介護保険事業

高齢化の進行に伴い、介護期間の長期化や介護者の高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加などのため、介護を社会的に支える制度として「介護保険制度」が平成12年4月に開始しました。

#### (1) 被保険者数

介護保険における被保険者は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に分けられます。

単位：人

(各年度末現在) 介護保険課調

年 度	第1号被保険者	第2号被保険者	計
19年度	21,999	44,586	66,585
20年度	23,347	44,807	68,154
21年度	24,338	45,391	69,729
22年度	25,006	46,194	71,200
23年度	25,990	46,552	72,542

#### (2) 要援護高齢者数

介護保険制度では、何らかの介護を必要とする高齢者を「要援護高齢者」といい、その人の状態に応じて「要支援1・2」から「要介護1～5」までのいずれかに区分し、その状態に応じた介護サービスが受けられます。

単位：人

(各年度末現在) 介護保険課調

年 度	要支援		要介護					計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
19年度	294	272	625	440	414	386	278	2,709
20年度	226	349	612	491	484	383	324	2,869
21年度	191	435	565	544	473	419	376	3,003
22年度	224	477	560	685	479	415	449	3,289
23年度	314	474	614	713	511	405	449	3,480

(3) 第1号被保険者（65歳以上）所得段階別被保険者数

単位：人

（各年当初賦課月現在）介護保険課調

年	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階		第5段階	第6段階
20年	474	2,626	2,271		6,927		5,447	2,288
21年	541	2,982	2,486		4,458	2,703	5,835	2,384
22年	636	3,117	2,717		4,432	2,903	6,203	2,454
23年	719	3,395	2,823		4,541	3,041	6,673	2,441
<b>24年</b>	<b>747</b>	<b>3,366</b>	<b>1,343</b>	<b>1,811</b>	<b>4,521</b>	<b>3,128</b>	<b>6,467</b>	<b>2,804</b>

年	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	計
20年	922	640	232	403	-	-	22,230
21年	967	664	209	357	-	-	23,586
22年	911	607	200	339	-	-	24,519
23年	933	648	225	354	-	-	25,793
<b>24年</b>	<b>961</b>	<b>398</b>	<b>189</b>	<b>123</b>	<b>80</b>	<b>371</b>	<b>26,309</b>

※① 平成21年度から第4段階を変更。世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方の中で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方については左側、それ以外の方については右側に記載。

② 平成24年度から段階を12段階とし、合計所得金額を変更。また、第3段階を分割。市民税非課税世帯であり、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方については左側、それ以外の方については右側に記載。

(4) 介護保険サービス利用実績

介護保険課調

年 度	訪 問 介 護 (回)	訪 問 入 浴 介 護 (回)	訪 問 看 護 (回)	訪 問 リハビリ テーション (回)	通 所 介 護 (回)	通 所 リハビリ テーション (回)	短 期 入 所 生活介護 (日)	短期入所 療養介護 (老健) (日)
19年度	89,544	4,166	11,514	147	53,958	10,945	14,168	657
20年度	95,287	4,588	12,091	221	61,418	14,873	17,167	700
21年度	94,490	5,160	11,556	113	68,624	14,767	20,520	801
22年度	104,604	5,751	13,601	50	75,871	15,170	20,461	785
<b>23年度</b>	<b>109,454</b>	<b>5,850</b>	<b>16,020</b>	<b>94</b>	<b>84,339</b>	<b>16,430</b>	<b>21,166</b>	<b>1,142</b>

年 度	居 宅 療 養 管理指導 (件)	居 宅 介 護 支 援 (件)	認知症 対応型 共同 生活介護 (件)	特定施設 入居者 生活介護 (件)	福 祉 用 具 購 入 (件)	住 宅 改 修 (件)	認知症 対応型 通所介護 (回)	小規模 対応型 居宅介護 (件)
19年度	3,256	13,295	615	835	232	172	254	144
20年度	4,236	15,152	684	1,023	229	199	819	367
21年度	4,277	16,151	552	1,090	292	214	870	628
22年度	5,044	17,297	535	1,219	334	193	793	603
23年度	5,930	18,278	732	1,350	309	256	945	629

年 度	介護老人 福祉施設 (件)	介護老人 保健施設 (件)	介 護 療 養 型 医 療 施 設 (件)	介護予防 訪問介護 (件)	介護予防 訪問入浴 介 護 (回)	介護用 訪問看護 (回)	介護予防 通所介護 (件)	介護予防 通 所 リハビリ テーショ ン (件)
19年度	2,649	1,679	769	2,526	108	555	1,396	218
20年度	3,280	1,717	771	2,730	165	608	1,663	270
21年度	3,827	1,706	725	2,814	148	933	1,778	279
22年度	4,071	1,826	702	3,051	19	1,161	2,110	332
23年度	4,225	1,990	750	3,176	0	1,244	2,437	350

年 度	介護予防 短期入所 生活介護 (日)	介護予防 短期入所 療養介護 (老健) (日)	介護予防 居宅療養 管理指導 (件)	介護予防 支 援 (件)	介護予防 認知症 対応型 共同生活介護 (件)	介護予防 特定施設 入居者 生活介護 (件)	特定介護 予防福祉 用具購入 (件)	住宅改修 (介護予防) (件)
19年度	119	33	125	3,963	3	258	54	70
20年度	286	40	140	4,398	1	267	58	72
21年度	241	19	188	4,595	0	260	67	88
22年度	250	0	235	5,338	0	303	84	70
23年度	203	24	300	5,883	4	281	83	116

※平成19年度までは、4月から翌年2月まで（11カ月）の実績。平成20年度からは、介護サービス利用月の3月から翌年2月までの実績（神奈川県国保連合会の審査月に合わせたことによる変更）。







## V 障がい者の福祉



# 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

## (1) 障がい別身体障害者手帳交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年 度	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
19年度	5	204	209	10	213	223	0	33	33
20年度	5	195	200	10	224	234	0	37	37
21年度	6	197	203	9	228	237	0	38	38
22年度	6	202	208	9	233	242	0	43	43
23年度	6	214	220	5	252	257	0	53	53

年 度	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
19年度	47	1,591	1,638	9	829	838	71	2,870	2,941
20年度	47	1,578	1,625	8	838	846	70	2,872	2,942
21年度	50	1,648	1,698	8	889	897	73	3,000	3,073
22年度	53	1,767	1,820	7	953	960	75	3,198	3,273
23年度	49	1,763	1,812	7	1,062	1,069	67	3,344	3,411

## (2) 障がい等級別身体障害者手帳交付状況

単位：人

(平成24年3月31日現在) 障がい福祉課調

等 級	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1級	4	58	62	0	9	9	0	5	5
2級	1	57	58	3	89	92	0	3	3
3級	1	18	19	0	25	25	0	27	27
4級	0	20	20	1	52	53	0	18	18
5級	0	33	33	0	1	1	0	0	0
6級	0	28	28	1	76	77	0	0	0
計	6	214	220	5	252	257	0	53	53

等 級	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1級	25	385	410	5	753	758	34	1,210	1,244
2級	8	385	393	0	14	14	12	548	560
3級	8	320	328	2	79	81	11	469	480
4級	3	481	484	0	213	213	4	784	788
5級	4	131	135	0	2	2	4	167	171
6級	1	61	62	0	1	1	2	166	168
計	49	1,763	1,812	7	1,062	1,069	67	3,344	3,411

(3) 身体障害者手帳新規交付状況

単位：人

(平成24年3月31日現在) 障がい福祉課調

等級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	計
1級	1	0	0	23	54	78
2級	1	3	0	13	1	18
3級	0	3	2	9	6	20
4級	1	8	2	43	28	82
5級	0	0	0	4	0	4
6級	3	9	0	2	0	14
計	6	23	4	94	89	216

(4) 療育手帳の交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年度	最重度			重度			中度		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
19年度	32	74	106	34	73	107	31	103	134
20年度	36	76	112	31	75	106	40	103	143
21年度	41	76	117	39	77	116	41	109	150
22年度	46	80	126	44	80	124	46	116	162
23年度	38	98	136	51	101	152	36	157	193

年度	軽度			計		
	児	者	計	児	者	計
19年度	75	92	167	172	342	514
20年度	81	103	184	188	357	545
21年度	73	101	174	194	363	557
22年度	79	111	190	215	387	602
23年度	101	143	244	226	499	725

(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年度	1級	2級	3級	計
19年度	52	302	249	603
20年度	49	335	253	637
21年度	57	388	275	720
22年度	66	427	299	792
23年度	72	467	314	853

## 2 医療

### (1) 更生医療の給付

18歳以上で身体障害者手帳を所持している方が、障がいの除去又は障がいの程度を軽くすることを目的とした必要な医療の給付をしています。原則として医療費の1割が自己負担になります。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	内 部			心 臓		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
19年度	36	448	114,227,968	4	5	288,175
20年度	72	663	158,338,826	2	2	117,118
21年度	55	829	175,057,552	1	1	4,240
22年度	67	946	176,921,845	1	2	78,800
23年度	74	973	187,765,530	0	0	0

年 度	肢 体			合 計		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
19年度	16	29	1,254,540	56	482	115,770,683
20年度	19	36	1,111,889	93	701	159,567,833
21年度	15	23	601,434	71	853	175,663,226
22年度	13	22	742,751	81	971	177,743,396
23年度	5	10	1,885,302	79	983	189,650,832

### (2) 更生医療育成医療費自己負担金助成

更生医療育成医療費については一部自己負担が掛かりますが、市ではこの自己負担について助成を行っています。平成19年1月診療分以降より助成。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	件 数	金 額
19年度	6	6	225,424
20年度	11	29	899,880
21年度	13	51	769,378
22年度	7	22	340,110
23年度	10	36	576,380

### (3) 精神科通院医療費公費負担制度

精神科通院医療費の自己負担を軽減する制度です。

単位：件

(各年度末現在) 障がい福祉課調

年 度	利用件数
19年度	1,196
20年度	1,252
21年度	1,422
22年度	1,580
<b>23年度</b>	<b>1,631</b>

## 3 手 当

### (1) 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
19年度	14,380	493	41	7,089,340
20年度	14,380	494	41	7,103,720
21年度	14,380	461	38	6,629,180
22年度	14,380	500	42	7,190,000
<b>23年度</b>	<b>14,330</b>	<b>639</b>	<b>53</b>	<b>9,161,870</b>

### (2) 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅障がい者に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
19年度	26,440	400	33	10,576,000
20年度	26,440	493	41	13,034,920
21年度	26,440	493	41	13,034,920
22年度	26,440	552	46	14,594,880
<b>23年度</b>	<b>26,340</b>	<b>673</b>	<b>56</b>	<b>17,738,120</b>

### (3) 経過的福祉手当

昭和61年4月1日の年金制度改正に伴う法改正の際、従来の福祉手当の受給資格者のうち20歳以上で特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない方について、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当を支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
19年度	14,380	12	1	172,560
20年度	14,380	9	1	129,420
21年度	14,380	6	1	86,280
22年度	14,380	12	1	172,560
23年度	14,330	12	1	172,060

### (4) 神奈川県在宅重度障害者等手当

4月1日現在で、1年以上県内に居住している重複重度障がい者等に対し、神奈川県から支給されます。新規手帳取得で65歳以上の方は該当しません。既に療育手帳を取得されている方は該当します。

ア 受給対象者

区 分	要 件	年支給額
重複重度障がい者	身体障害者手帳が1・2級で、かつ知能指数が35以下の方	30,000円
重度障がい者	身体障害者手帳が1・2級の方	17,500円
	知能指数が35以下の方	
重度障がい者に準ずる者	身体障害者手帳が3級で、かつ知能指数が50以下の方	12,500円
	身体障害者手帳が3級の方	
	知能指数が40以下の方	
	身体障害者手帳が4級で、かつ知能指数が50以下の方	

イ 受給者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	受給者数
19年度	1,914
20年度	1,730
21年度	1,783
22年度	1,772
23年度	1,772



## (5) 座間市中心身障害者手当

心身障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として、年1回支給しています。

### ア 支給基準

身障手帳	療育手帳	判定	年額
—	B 1	中 度	11,500円
4～6級	B 2	軽 度	10,000円

### イ 支給状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	身障手帳		療育手帳			
	4～6級		B 1		B 2	
	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額
19年度	49	490,000	5	57,500	5	50,000
20年度	55	550,000	4	46,000	5	50,000
21年度	76	760,000	2	23,000	5	50,000
22年度	72	720,000	10	115,000	6	60,000
23年度	61	610,000	9	103,500	10	100,000

## (6) 重度障害者介護手当

日常生活動作が自立していない在宅の重度障がい者（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2を所持している方及び重度知的障がいと判定された方）を常時介護している方に対して年額10万円を支給しています。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	受給者数	支給総額
19年度	3	300,000
20年度	2	200,000
21年度	2	200,000
22年度	3	300,000
23年度	3	300,000

## (7) 心身障害者扶養共済

心身障がい児者（知的障がい児者又は身体障害者手帳1～3級を所持する方）を扶養している方が加入し掛金を納付した場合、加入者が死亡又は重度の障がい者となったとき心身障がい児者に年金を支給しています。1口加入で月額2万円、2口加入で月額4万円支給されます。

#### 4 日常生活の支援

##### (1) 補装具の交付・修理

身体障がい者の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し補うために用いられる用具の交付及び修理を行っています。

ア 身体障がい者補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
19年度	91	7,309,741	334,833	7,644,574
20年度	86	10,168,724	499,962	10,668,686
21年度	72	7,386,706	237,393	7,624,099
22年度	101	14,423,240	578,925	15,002,165
<b>23年度</b>	<b>98</b>	<b>11,329,266</b>	<b>446,663</b>	<b>11,775,929</b>

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
19年度	76	3,205,225	210,820	3,416,045
20年度	67	2,108,215	83,395	2,191,610
21年度	68	2,940,571	162,350	3,102,921
22年度	65	2,745,877	158,457	2,904,334
<b>23年度</b>	<b>94</b>	<b>4,702,568</b>	<b>177,691</b>	<b>4,880,259</b>

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
19年度	167	10,514,966	545,653	11,060,619
20年度	153	12,276,939	583,357	12,860,296
21年度	140	10,327,277	399,743	10,727,020
22年度	176	17,169,117	737,382	17,906,499
<b>23年度</b>	<b>192</b>	<b>16,031,834</b>	<b>624,354</b>	<b>16,656,188</b>

イ 身体障害者補装具種別件数

単位：件、円

(平成23年度) 障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義 肢	6	2,703,413	42,108	2,745,521
装 具	33	2,336,141	141,826	2,477,967
座位保持装置	2	234,747	0	234,747
盲人安全つえ	5	22,471	936	23,407
眼 鏡	3	121,523	9,703	131,226
補聴器	22	1,270,942	68,241	1,339,183
車椅子（普通型）	12	1,836,393	105,677	1,942,070
車椅子（手押し型）	7	2,196,320	37,200	2,233,520
電動車椅子（普通型）	2	541,268	37,200	578,468
歩行器	1	14,000	0	14,000
歩行補助つえ	5	52,048	3,772	55,820
頭部保持具	0	0	0	0
重度障がい者用意思伝達装置	0	0	0	0
合 計	98	11,329,266	446,663	11,775,929

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義 肢	10	1,388,084	88,446	1,476,530
装 具	19	226,402	12,207	238,609
座位保持装置	2	141,316	0	141,316
盲人安全つえ	0	0	0	0
眼鏡	0	0	0	0
補聴器	11	152,784	7,277	160,061
車椅子（普通型）	45	2,175,550	53,456	2,229,006
車椅子（手押し型）	0	0	0	0
電動車椅子（普通型）	7	618,432	16,305	634,737
歩行器	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0
重度障がい者用意思伝達装置	0	0	0	0
合 計	94	4,702,568	177,691	4,880,259

ウ 身体障がい児補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
19年度	44	5,071,487	440,412	5,511,899
20年度	41	6,408,665	488,600	6,897,265
21年度	39	6,232,309	469,745	6,702,054
22年度	54	9,258,824	541,931	9,800,755
<b>23年度</b>	<b>35</b>	<b>6,237,974</b>	<b>469,952</b>	<b>6,707,926</b>

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
19年度	32	1,122,568	122,648	1,245,216
20年度	43	1,421,030	106,533	1,527,563
21年度	23	728,637	47,865	776,502
22年度	31	834,650	65,758	900,408
<b>23年度</b>	<b>26</b>	<b>924,656</b>	<b>57,311</b>	<b>981,967</b>

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
19年度	76	6,194,055	563,060	6,757,115
20年度	84	7,829,695	595,133	8,424,828
21年度	62	6,960,946	517,610	7,478,556
22年度	85	10,093,474	607,689	10,701,163
<b>23年度</b>	<b>61</b>	<b>7,162,630</b>	<b>527,263</b>	<b>7,689,893</b>

エ 身体障がい児補装具種別件数

単位：件、円

(平成23年度) 障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義肢	0	0	0	0
下肢装具	13	1,305,278	103,916	1,409,194
靴型装具	2	382,490	23,021	405,511
体幹装具	1	55,990	6,222	62,212
座位保持装置	4	1,129,586	69,214	1,198,800
盲人安全つえ	0	0	0	0
眼 鏡	1	50,085	5,565	55,650
補聴器	2	71,173	1,854	73,027
車椅子（普通型）	5	1,122,431	124,717	1,247,148
車椅子（手押し型）	3	832,351	56,980	889,331
電動車椅子（普通型、その他）	2	1,197,933	68,390	1,266,323
歩行器	1	50,085	5,565	55,650
座位保持いす	1	40,572	4,508	45,080
合 計	35	6,237,974	469,952	6,707,926

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義肢	0	0	0	0
下肢装具	2	79,210	8,803	88,013
靴型装具	6	110,225	7,388	117,613
体幹装具	0	0	0	0
座位保持装置	5	205,703	7,464	213,167
盲人安全つえ	0	0	0	0
眼 鏡	0	0	0	0
補聴器	1	16,686	1,854	18,540
車椅子（普通型）	5	237,509	16,184	253,693
車椅子（手押し型）	5	216,229	9,051	225,280
電動車椅子（普通型、その他）	2	59,094	6,567	65,661
歩行器	0	0	0	0
合 計	26	924,656	57,311	981,967

## (2) 重度障がい者住宅設備改良費助成状況

玄関、浴室、便所等の設備の改造工事を行う費用について、80万円（22年度までは40万円）を限度として助成しています。所得により制限があります。

- ・ 対 象 ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 療育手帳A1・A2、知能指数35以下
- ③ 視覚、下肢、体幹で身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1又は知能指数50以下

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	助成額
19年度	13	3,395,518
20年度	15	3,709,973
21年度	6	2,152,438
22年度	9	2,326,980
23年度	9	3,691,543

## (3) 心身障がい者施設通所交通費の助成（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

身体障がい者、知的障がい者の更生施設や授産施設又は神奈川県補助対象となっている地域作業所等に通所している方の交通費を助成しています。

ア 助成の内容

- ・ 交通機関利用の場合 ① 3カ月の定期乗車券の額の3分の1を助成（身体・知的障がい者）
- ② 1カ月の定期乗車券の額を上限とし、運賃に通所日数を乗じた額を助成（精神障がい者）
- ・ 自家用車利用の場合 通所に要するガソリン代（身体・知的障がい者）
 

（片道）	5km未満	月額	2,000円
	5～10km	月額	3,000円
	10km以上	月額	5,000円

イ 障がい者施設通所交通費助成状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	助成人数			助成額		
	身 障	知 的	計	身 障	知 的	計
19年度	17	68	85	617,220	2,295,040	2,912,260
20年度	15	68	83	551,110	2,435,300	2,986,410
21年度	14	68	82	501,680	2,613,840	3,115,520
22年度	13	78	91	465,650	2,941,553	3,407,203
23年度	23	103	126	648,120	3,261,530	3,909,650

ウ 精神障がい者施設通所交通費助成状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	助成額
19年度	72	1,228,380
20年度	89	1,765,920
21年度	96	2,079,840
22年度	130	2,535,800
23年度	168	3,120,450

(4) 居宅介護等事業（身体介護、家事援助、通院介助、行動援護、同行援護）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者の地域生活を支える身体介護や家事等、居宅生活全般にわたる援助及び外出支援の移動介護を行います。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	488	14,912,031
20年度	518	16,496,124
21年度	580	19,298,926
22年度	692	29,342,243
23年度	758	28,485,762

(5) 精神保健福祉に関する相談、訪問

単位：件

障がい福祉課調

年 度	面 接	電 話	訪 問
19年度	305	398	223
20年度	241	547	164
21年度	318	925	361
22年度	400	1,001	419
23年度	317	1,015	349

(6) 生活教室「ひなたぼっこ」

精神障がい者を対象に、地域での仲間づくりを通し、自分への気付きや変化を仲間と共有し、それぞれが決めた利用目的を達成する場所です。市民健康センターを中心に創作活動、レクリエーション、調理実習等を行なっています。

単位：回、人

障がい福祉課調

年 度	開催回数	延べ利用者数
19年度	48	487
20年度	49	460
21年度	48	427
22年度	43	129
23年度	24	58

### (7) デイサービス事業

身体障がい者、知的障がい者が通所により創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等の便宜の提供を受けるものです。

児童については、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導や訓練を受けるものです。平成24年度法改正により、23年度で終了。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	1,144	22,705,520
20年度	1,549	30,830,938
21年度	1,335	45,003,170
22年度	1,431	51,184,628
23年度	1,624	57,611,598

### (8) 短期入所事業（ショートステイ）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者の介護を行なう者や保護者の疾病、その他の理由により、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行うものです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	371	22,263,922
20年度	578	22,956,198
21年度	491	22,187,315
22年度	603	26,694,786
23年度	584	27,644,411

### (9) 知的障害者地域生活援助事業（ケアホーム・グループホーム）

地域において共同生活を営む知的障がい者に対し、寄り添う日常生活上の援助を行なっています。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	グループホーム		ケアホーム		計	
	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額
19年度	32	2,663,904	545	48,095,368	577	50,759,272
20年度	91	4,649,129	896	54,522,520	987	59,171,649
21年度	59	6,559,019	524	68,859,568	583	75,418,587
22年度	66	6,598,105	645	91,466,312	711	98,064,417
23年度	97	11,284,024	724	104,656,777	821	115,940,801



## (10) ケアホーム、グループホーム別入所状況

単位：件、人

障がい福祉課調

年 度	ケアホーム		グループホーム	
	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数
23年度	35	65	9	9

## (11) 障害者地域作業所指導事業

在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に必要な作業訓練、生活指導等を行っています。

ア 障害者地域作業所補助状況

単位：円

障がい福祉課調

年 度	いぶき（昭和58年6月開所）						
	運営費	送 迎 加 算	大規模 障害者 地 域 作業所 指導加算	指導員 研修費	重 度 障害者加 算	計	
19年度	Bランク	9,050,000	-	-	50,000	840,000	9,940,000
20年度	Bランク	9,050,000	-	-	50,000	720,000	9,820,000
21年度	Bランク	9,050,000	-	-	50,000	720,000	9,820,000
22年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

年 度	えのきの里（昭和63年4月開所）						
	運営費	家賃助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計	
19年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	-	50,000	1,080,000	10,400,000
20年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	-	50,000	1,080,000	10,400,000
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	-	50,000	1,080,000	10,400,000
22年度	Cランク	8,250,000	840,000	-	50,000	1,080,000	10,220,000
23年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

年 度	緑の家第2（平成7年4月開所）						
	運営費	家賃 助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計	
19年度	Cランク	8,250,000	840,000	140,000	50,000	840,000	10,120,000
20年度	Cランク	8,250,000	840,000	152,000	50,000	600,000	9,892,000
21年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

年 度	さくらんぼ (平成7年4月開所)						
	運営費		家賃助成	送迎加算	指導員研修費	重度障害者加算	計
19年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	122,000	50,000	600,000	10,042,000
20年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	146,000	50,000	720,000	10,186,000
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	189,000	50,000	720,000	10,229,000
22年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	218,000	50,000	840,000	10,378,000
23年度	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（就労継続支援B型）へ移行						

年 度	緑の家第3 (平成10年4月開所)						
	運営費		家賃助成	送迎加算	指導員研修費	重度障害者加算	計
19年度	Bランク	9,050,000	1,020,000	362,000	50,000	1,200,000	11,682,000
20年度	Cランク	8,250,000	840,000	332,000	50,000	1,200,000	10,672,000
21年度	Cランク	8,250,000	840,000	253,000	50,000	840,000	10,233,000
22年度	Cランク	8,250,000	840,000	282,000	50,000	600,000	10,022,000
23年度	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（就労継続支援B型）へ移行						

年 度	かざぐるま (平成16年4月開所)						
	運営費		家賃助成	送迎加算	指導員研修費	重度障害者加算	計
19年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	176,000	50,000	640,000	10,136,000
20年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	170,000	50,000	600,000	10,090,000
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	158,000	50,000	600,000	10,078,000
22年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

イ 精神障害者地域作業所補助状況

単位：円

障がい福祉課調

年 度	ウィンディーザマ (平成8年5月開所)						
	運営費		家賃助成	指導員研修費	健康診断料	重度障害者加算	計
19年度	Bランク	9,050,000	1,200,000	40,000	30,000	360,000	10,680,000
20年度	Bランク	9,050,000	1,200,000	40,000	35,000	440,000	10,765,000
21年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

(12) 地域活動支援センター事業

単位：円

障がい福祉課調

年 度	緑の家（平成7年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
21年度	6,000,000	1,500,000	2,512,000	566,000	500,000	11,078,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	500,000	500,000	11,132,000
23年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	530,000	500,000	11,162,000

年 度	ウィンディーザマ（平成8年5月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
21年度	6,000,000	1,500,000	2,371,000	1,500,000	500,000	11,871,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	500,000	500,000	10,944,000
23年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	500,000	500,000	10,944,000

年 度	神奈川ライトハウス（平成21年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
21年度	6,000,000	1,500,000	2,418,000	500,000	500,000	10,918,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	500,000	500,000	11,038,000
23年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	500,000	500,000	11,038,000

年 度	いぶき（昭和58年6月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
22年度	6,000,000	1,500,000	2,585,000	0	500,000	10,585,000
23年度	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（就労継続支援B型）へ移行					

年 度	かざぐるま（平成16年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
22年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	0	500,000	10,914,000
23年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	0	500,000	10,914,000

年 度	えのきの里（昭和63年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	時間延長事業	計
23年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	0	1,000,000	11,038,000

※① 地域拠点事業：地域ネットワーク事業、地域交流事業、地域拠点事業

② フレキシブル事業：専門職員事業、制度のはざま対応事業、重度障害者対応事業、インターンシップ等事業、自立訓練事業、一時利用事業、時間延長事業

### (13) 理髪・美容利用の助成事業

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2を所持している方が、65歳未満で障がいによる寝たきりの状態にあり、理髪・美容店に行けない方、又は障がい者が属する世帯全員の前年度分の市・県民税が非課税世帯の方に費用の一部を助成します。

#### ア 申請者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
19年度	10	65	75
20年度	7	59	66
21年度	6	78	84
22年度	6	64	70
<b>23年度</b>	<b>6</b>	<b>66</b>	<b>72</b>

#### イ 利用枚数

単位：枚

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
19年度	27	259	286
20年度	22	281	303
21年度	21	294	315
22年度	20	234	254
<b>23年度</b>	<b>20</b>	<b>229</b>	<b>249</b>

#### ウ 利用金額

単位：円

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
19年度	153,900	518,000	671,900
20年度	125,400	562,000	687,400
21年度	119,700	588,000	707,700
22年度	114,000	468,000	582,000
<b>23年度</b>	<b>114,000</b>	<b>458,000</b>	<b>572,000</b>

※出張券1枚＝5,700円、助成券1枚2,000円

## 5 移動手段の確保

### (1) 福祉タクシー利用助成

タクシー利用券を、1カ月につき500円券1枚、100円券5枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

※自動車燃料助成、バス回数券支給と重複してサービスを受けることはできません。

ア 対象者 視覚・肢体1・2級、内部機能障害者1級、療育手帳A1・A2、特定疾患  
り患者、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）と自立支援医療受給者証（精  
神通院）をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	利用枚数	金 額
19年度	818	34,968	17,484,000
20年度	1,056	40,618	20,309,000
21年度	1,094	44,009	22,004,500
22年度	1,262	62,361	10,801,700
23年度	1,265	62,907	10,855,900

### (2) 自動車燃料の助成

1回の給油につき1枚1,000円の燃料助成券を月1枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

※福祉タクシー利用助成、バス回数券支給と重複してサービスを受けることはできません。

ア 対象者 視覚・肢体1・2級、内部機能障害者1級、療育手帳A1・A2、特定疾患  
り患者、精神障害者保健福祉手帳（1級）と自立支援医療受給者証（精神  
通院）をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	利用枚数	金 額
19年度	654	13,761	13,761,000
20年度	742	15,024	15,024,000
21年度	769	16,621	16,621,000
22年度	775	8,909	8,909,000
23年度	819	9,019	9,019,000

### (3) バス回数券の支給

在宅精神障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を支援するため、バスを利用できる回数券（1カ月につき10円券110枚つづりを1冊）を支給します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障害者保健福祉手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

※平成19年9月28日でパスネットカードの支給を廃止。

ア 対象者 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）と自立支援医療受給者証（精神通院）  
をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者延人数	支給枚数	金 額
19年度	442	8,916	8,916,000
20年度	379	5,800	5,800,000
21年度	387	6,214	6,214,000
22年度	354	3,000	3,000,000
23年度	292	2,443	2,443,000

## 6 税金の控除・減免

### (1) 所得税及び市県民税の控除

所得税及び市県民税額の計算の基礎となる所得から、障がい程度や扶養の状況（障がい者本人、配偶者、扶養親族等）に応じて一定額が控除されます。

### (2) 相続税の控除

障がいの程度により、相続税額から一定額が控除されます。

### (3) 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免

障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方が、常時、障がい者のために自動車を使用する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されます。障がいの程度や部位により該当しない場合があります。

## 7 交通機関等の割引

### (1) JR運賃等の割引

乗車券購入の際に窓口で手帳を提示することで運賃等が割引されます。

- ・第1種障害者：介護者とともに50%の割引（单独の場合は片道101kmを越える区間）
- ・第2種障害者：本人のみ片道101kmを越える区間50%の割引

※① 小児定期乗車券、急行回数券及び特急券については適用されません。

- ② 一部私鉄でも割引が受けられますので、乗車券購入の際、窓口にお問い合わせください。

### (2) 航空旅客運賃の割引

障がいの程度、部位により、国内線各社定期航空路線の運賃が割引されます。航空券購入の際に窓口で手帳を提示してください。満12歳以上の方のみ適用となります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

- ・第1種障害者：単独又は介護者とともに搭乗する場合、本人及び介護者1人
- ・第2種障害者：本人のみ

### (3) バス運賃の割引

- ・第1種障害者：本人及び介護者1人につき乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%の割引
- ・第2種障害者：本人のみ乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%割引

※① 定期乗車券購入の際は、福祉事務所長発行の割引証が必要になります。

- ② 一部バス会社には適用されない場合があります。

### (4) 有料道路通行料金の割引

障害者手帳を提示することにより、日本道路公団等の有料道路通行料金が50%割引されます。

- ・第1種又は第2種の障がい者が自ら運転する場合
- ・第1種の障がい者を同乗させて、その家族が運転する場合

## 8 公共料金等の減免

### (1) NHK放送受信料の減免

- ・全額免除対象：身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者が属する市県民税非課税世帯
- ・半額免除対象：世帯主と契約者が同一で、視覚・聴覚障がいの方、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

※福祉事務所交付の申請書兼証明書が必要になります。

## (2) 水道料金の減免

身体障害者手帳1～3級又は療育手帳を所持している方のいる世帯を対象に一般用基本料金が減免されます。所得制限があります。

## (3) 公共下水道使用料の減免

身体障害者手帳1～3級又は療育手帳を所持している方のいる世帯を対象に使用料の減免をしています。

- ・世帯主が障害者の場合：使用料の75%以内の減免
- ・家族が障がい者の場合：使用料の50%以内の減免

## (4) し尿収集手数料の減免

身体障害者手帳または療育手帳を所持している世帯を対象に手数料の減免をしています。

## (5) 粗大ごみ収集手数料の減免

身体障害者手帳又は療育手帳を所持している世帯を対象に手数料の減免をしています。

## 9 スポーツ・レクリエーション活動の支援

### (1) 神奈川県障害者スポーツ大会

神奈川県・神奈川県障害者社会参加推進センターの主催により開催されるスポーツ大会への参加を支援しています。

### (2) 神奈川県ゆうあいピック大会

神奈川県内の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会への参加を支援しています。

### (3) 全国障害者スポーツ大会

知的障がい者、身体障がい者のスポーツの一層の発展を図るとともに、社会の理解と認識を深め、知的障がい者、身体障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催されています。

### (4) 座間・海老名二市合同身体障害者運動会

両市の身体障がい者団体の主催により、社会参加の促進、親睦、交流を目的に毎年開催されています。運営、参加について支援しています。



## (5) 障害者スポーツ教室

障がい者のスポーツやレクリエーション活動への参加は、心身の健康を増進するだけでなく、障がい者の生活を豊かにし、スポーツの場で交流や触れ合いを通じて障がい者の社会参加を推進するものであり、毎月市民体育館で開催しています。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	参加延べ人数
19年度	575
20年度	570
21年度	490
22年度	540
23年度	337

## 10 障害福祉相談員活動

福祉相談員は、県知事の委嘱を受け、障がい者のいる家庭への訪問活動や日常生活の身近な相談相手として、7人が活動しています。

## 11 その他の障がい福祉サービス

### (1) 介護給付

#### ア 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、主に生活能力向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	720	55,790,416
20年度	1,118	144,021,124
21年度	1,678	256,745,683
22年度	1,923	312,372,384
23年度	2,180	360,222,700

#### イ 施設入所支援

地域生活が困難な障害者を対象とした主に夜間に提供している介護サービスです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	18	761,375
20年度	489	36,478,822
21年度	506	54,863,471
22年度	648	69,063,732
23年度	788	89,816,068

## (2) 訓練等給付

### ア 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
20年度	17	1,797,676
21年度	12	1,446,484
22年度	5	478,356
<b>23年度</b>	<b>21</b>	<b>2,324,952</b>

### イ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練等を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	33	3,904,257
20年度	67	8,020,101
21年度	82	8,728,103
22年度	65	7,135,595
<b>23年度</b>	<b>81</b>	<b>5,399,536</b>

### ウ 就労移行支援

就労希望者を対象とし、有期のプログラムにより、職場実習等の訓練を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	119	13,654,674
20年度	198	28,814,534
21年度	288	40,151,651
22年度	402	57,147,643
<b>23年度</b>	<b>333</b>	<b>46,305,003</b>

## エ 就労継続支援A型

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約に基づく、通所により就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練をし、一般就労への移行に向けて支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
20年度	17	982,400
21年度	13	1,218,412
22年度	49	4,351,028
<b>23年度</b>	<b>54</b>	<b>7,007,947</b>

## オ 就労継続支援B型

就労が困難な障がい者を対象とし、雇用契約を結ばず、継続的に生産活動に係る必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	205	15,350,878
20年度	300	25,438,520
21年度	443	36,745,151
22年度	762	66,405,486
<b>23年度</b>	<b>1,586</b>	<b>144,344,769</b>

## 12 地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施しています。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より開始した事業です。

### (1) 相談支援事業

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を、障がい福祉課及び委託相談支援事業所で行っています。

- ・ 委託相談支援事業所による相談件数及び委託料

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	相談件数	委託料
19年度	233	2,500,000
20年度	247	3,000,000
21年度	333	3,000,000
22年度	362	4,500,000
<b>23年度</b>	<b>488</b>	<b>4,500,000</b>

## (2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため情報の取得が困難な方のために、手話通訳・要約筆記者の派遣、点訳・音訳・音声コードによる公文書の発行、手話奉仕員養成講習会の開催等を行っています。

### ア 手話通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣人数	金 額
19年度	489	2,559,040
20年度	539	2,908,340
21年度	495	2,679,240
22年度	484	2,583,200
<b>23年度</b>	<b>459</b>	<b>2,422,900</b>

### イ 要約筆記通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣人数	金 額
19年度	38	176,000
20年度	55	220,790
21年度	37	174,000
22年度	12	50,000
<b>23年度</b>	<b>12</b>	<b>48,000</b>

## (3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付しています。

### ア 重度身体障害者（児）日常生活用具給付の状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		身体障がい児		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
19年度	1,409	15,189,684	255	2,907,674	1,664	18,097,358
20年度	1,507	15,570,221	209	2,102,140	1,716	17,672,361
21年度	1,355	15,502,568	205	2,247,245	1,560	17,749,813
22年度	1,985	20,161,172	251	3,095,357	2,236	23,256,529
<b>23年度</b>	<b>1,620</b>	<b>17,333,216</b>	<b>276</b>	<b>3,803,179</b>	<b>1,896</b>	<b>21,136,395</b>

イ 身体障がい者日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(平成23年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
特殊寝台	5	723,800	46,200	770,000
入浴補助用具	3	190,566	2,249	192,815
電気式たん吸引器	10	516,564	26,496	543,060
聴覚障がい者用屋内信号装置	0	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブル再生専用機	5	336,795	3,990	340,785
盲人用時計（音声）	2	13,965	735	14,700
居宅生活動作補助用具	2	360,000	40,000	400,000
特殊マット	1	17,640	1,960	19,600
歩行支援用具	3	114,915	0	114,915
ネブライザー	0	0	0	0
点字図書	1	4,250	500	4,750
ストマ用装具	1,389	11,998,529	754,042	12,752,571
紙おむつ	164	1,885,334	36,000	1,921,334
点字ディスプレイ	1	357,000	0	357,000
視覚障がい者用活字読み上げ装置	0	0	0	0
火災警報器	14	169,116	9,482	178,598
人工咽喉・電動式	2	133,100	7,000	140,100
歩行補助つえ	2	5,670	630	6,300
特殊便器	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	2	140,045	15,560	155,605
歩行時間延長信号用小型送信機	0	0	0	0
バリアフリー情報通信ソフト	1	64,050	0	64,050
動脈血中酸素飽和度測定器	1	25,515	2,835	28,350
頭部保護帽	1	37,852	0	37,852
盲人用音声式体温計	1	9,000	0	9,000
盲人用音声式体重計	0	0	0	0
酸素ボンベ運搬車	1	4,200	0	4,200
聴覚障がい者通信装置	3	78,720	2,180	80,900
聴覚障害者情報受信装置	2	105,550	1,850	107,400
入浴担架	1	31,590	3,510	35,100
つえ 軽金属	3	9,450	0	9,450
計	1,620	17,333,216	955,219	18,288,435

ウ 身体障がい児日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(平成23年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
入浴補助用具	2	170,987	8,998	179,985
頭部保護帽	0	0	0	0
紙おむつ	258	2,678,802	212,154	2,890,956
火災警報器	3	39,270	2,730	42,000
動脈血中酸素飽和度測定器	1	141,750	15,750	157,500
視覚障がい者用ポータブル再生専用機	0	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	1	178,200	19,800	198,000
聴覚障がい者通信装置	0	0	0	0
ネブライザー	2	60,224	6,691	66,915
電気式たん吸引器	3	163,560	5,640	169,200
訓練用ベッド	1	159,000	0	159,000
特殊マット	1	15,366	1,707	17,073
歩行支援用具	2	43,470	4,830	48,300
体位変換器	1	9,450	0	9,450
移動用リフト	1	143,100	15,900	159,000
計	276	3,803,179	294,200	4,097,379

(4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出するときの移動の介護を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
19年度	1,231	25,635,269
20年度	1,033	26,900,338
21年度	977	26,626,965
22年度	985	27,810,114
23年度	986	25,674,922

(5) 訪問入浴サービス事業

原則、満18歳以上満65歳未満の寝たきり等の状態にある重度身体障がいにある方で、家庭において入浴をさせることが困難な方に訪問入浴サービスを実施しています。

単位：人、回、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	延べ実施回数	金 額
19年度	67	361	4,772,054
20年度	75	345	4,576,092
21年度	64	291	3,890,057
22年度	74	408	5,514,810
23年度	93	572	6,947,264

## (6) 更生訓練費・施設入所者就労支度金給付事業

就労移行支援事業、自立訓練事業等の利用者で、更生訓練を受けている人に更生訓練費を、又は就職等により自立する人に就職支度金を支給しています。平成23年度で廃止。

単位：円

障がい福祉課調

年 度	更生訓練費	就職支度金	計
19年度	105,550	0	105,550
20年度	60,400	0	60,400
21年度	37,800	0	37,800
22年度	103,950	0	103,950
23年度	40,950	0	40,950

## (7) 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、その家族等の就労支援及び一時的な負担軽減を図っています。

- ・ 対 象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で、原則、就学児以上65歳未満の方  
※事業所ごとに対象は異なります。
- ・ 場 所 委託事業所：アガペサポートセンター、緑の家  
指定登録事業所：赤い屋根、虹の家、たんぽぽの家、愛の森学園、七沢学園、星谷学園

単位：人、時間、円

障がい福祉課調

年 度	実施箇所数	利用者延べ人数	利用延べ時間	金 額
19年度	7	3,226	14,283	25,354,332
20年度	8	4,210	19,040	34,695,341
21年度	8	4,533	21,697	40,579,194
22年度	9	4,688	22,261	42,380,136
23年度	9	5,421	25,267	48,151,825

## (8) 自動車運転免許取得・自動車改造事業

ア 自動車運転訓練費用の助成

身体障がいのある方が、運転免許を取得するために自動車教習所等において技能検定に合格するまでに要した費用の2/3以内の額で10万円を限度として助成しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
19年度	2	197,600
20年度	1	100,000
21年度	0	0
22年度	1	100,000
23年度	2	200,000

## イ 自動車改造費用の助成

身体障がいのある方が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を、10万円を限度に助成しています。所得により制限があります。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
19年度	1	91,000
20年度	1	100,000
21年度	4	400,000
22年度	3	250,000
23年度	2	200,000

## 13 施 設

障がいの部位や程度に応じた、日常生活動作や作業的な訓練を目的とした入所又は通所で施設訓練等支援を活用しています。

### (1) 身体・知的・精神障がい者施設入所、通所状況

単位：件、人

(各年4月1日現在) 障がい福祉課調

年 度	居住系		日中活動系			
	施設入所		生活介護		就労移行	
	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数
23年度	28	74	59	200	18	54

年 度	日中活動系			
	就労継続A型		就労継続B型	
	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数
23年度	5	6	46	165

### (2) 旧法入所、通所状況

単位：件、人

(各年4月1日現在) 障がい福祉課調

年 度	入所更生		入所授産		通勤寮	
	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数
23年度	14	22	2	4	1	1

年 度	通所更生		通所授産	
	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数
23年度	3	3	3	10



### (3) 身体障がい者施設訓練等支援費

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所延べ人数	通所延べ人数	延べ人数計	金 額
19年度	249	97	346	84,365,692
20年度	33	5	38	9,824,432
21年度	12	0	12	2,545,291
22年度	24	0	24	4,862,386
23年度	3	0	3	659,082

### (4) 知的障がい者施設訓練等支援費

※更生通所・座間市立もくせい園分は除く。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入 所		通 所		計	
	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額
19年度	691	139,754,971	687	74,886,059	1,378	214,641,030
20年度	532	119,203,259	241	34,747,077	773	153,950,336
21年度	416	102,780,311	236	30,093,503	652	132,873,814
22年度	287	70,580,483	174	23,807,012	461	94,387,495
23年度	165	40,227,340	50	7,959,038	215	48,186,378

### (5) 療養介護給付費、療養介護医療費

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所者数	金 額
19年度	3	10,874,994
20年度	3	10,477,429
21年度	2	7,861,839
22年度	2	6,068,833
23年度	3	9,294,895

#### 1.4 育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン・ホープ）

##### (1) 乳幼児発達支援事業（育児教室、個別相談、巡回訪問相談）

###### ア 育児教室

単位：人

障がい福祉課調

年 度	在籍児数	教室別		
		にこにこ教室	わくわく教室	すくすく教室
23年度	64	13	25	20

年 度	修了児の処遇			
	育児教室継続	サニーキッズ	幼稚園	その他
23年度	30	6	8	20

※① にこにこ教室：一人歩きができる前の幼児が対象

② わくわく教室：一人歩きができる程度から2歳8カ月児までが対象

③ すくすく教室：2歳9カ月以上の幼児が対象

###### イ 個別相談

単位：件

障がい福祉課調

年 度	理学療法相談			
	育児教室	児童デイサービス	その他	計
23年度	0	36	17	53

年 度	作業療法相談			
	育児教室	児童デイサービス	その他	計
23年度	0	56	8	64

年 度	言語聴覚療法相談			
	育児教室	児童デイサービス	その他	計
23年度	2	79	99	180

年 度	心理相談			
	育児教室	児童デイサービス	その他	計
23年度	46	111	263	420

###### ウ 巡回訪問相談

単位：件

障がい福祉課調

年 度	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床心理士	計
23年度	3	0	14	37	54

## (2) 児童デイサービス事業（サニーキッズ）

所在地 座間市緑ヶ丘1-2-1（座間市立総合福祉センター内）

電 話 046（252）7176

利用児が心身ともに豊かな生活を送れるよう、発達における相談を多角的視点から支援し、日常生活における基本的習慣の習得と社会性の発達を促すことを目的として実施しています。

※① 平成20年度、「サン・ホープ」から「サニーキッズ」に名称変更。

② 平成20年度から、業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	通園 児数	年齢別					障がい別				交流 保育 参加数
		2歳児 以内	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	知的 障がい	肢体 不自由	重症 心身	その他	
19年度	154	31	29	18	37	39	45	14	1	94	45
20年度	160	61	30	13	19	37	36	16	2	106	46
21年度	122	52	23	14	5	28	26	8	6	82	37
22年度	89	17	17	15	20	20	32	13	6	51	46
23年度	82	17	19	13	8	25	31	16	4	43	87

年 度	退園児の処遇									
	保育園	幼稚園	小学校 普通 学級	小学校 特別 支援 学級	養護 学校 小学部	豊学校 (小)	盲学校 (小)	中学校 特別 支援 学級	養護 学校 中学部	その他
19年度	11	9	8	7	2	0	1	0	0	39
20年度	10	17	8	8	2	0	0	2	0	15
21年度	6	22	3	0	4	0	0	0	0	13
22年度	2	12	6	9	5	0	0	2	3	16
23年度	0	13	0	0	1	0	0	1	0	4

※① 人数は年度途中の入退所児を含めたもの。

② 「交流保育」とは市内の保育園との定期交流。

(3) 知的障がい者更生施設（通所）「もくせい園」～知的障がい者更生訓練事業

所在地 座間市栗原中央6-7-27

電話 046(253)0804

FAX 046(254)7717

18歳以上の知的障がい者の社会参加について、生活の支援、スポーツ・レクリエーション、作業を通して支援しています。

※① 平成19年度に業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

② 平成20年度から指定管理に移行。社会福祉法人日本キリスト教奉仕団を指定管理者に指定。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	通所者数	年齢別				退園後の処遇		
		18~20歳	21~30歳	31~40歳	41歳以上	地域 作業所	他施設	その他
19年度	28	3	9	13	3	0	0	0
20年度	30	3	11	12	4	0	0	1
21年度	30	2	11	12	5	0	0	0
22年度	13	0	3	3	7	0	0	0
23年度	29	0	13	10	6	0	1	0

※人数は年度途中の入退所を含めたもの。

(4) 通園センター（サン・ホープ）、サニーキッズ及びもくせい園の各事業の運営費

単位：円

障がい福祉課調

年 度	通園センター 施設管理経費	心身障害児 通園事業費	もくせい園 施設管理経費	知的障害者 指導訓練事業費	もくせい園 管理運営事業費	計
19年度	8,688,081	24,552,172	15,287,365	34,653,163	-	83,180,781
20年度	8,345,379	42,085,764	-	-	29,644,515	80,075,658
21年度	7,239,070	54,603,953	-	-	25,955,390	87,798,413
22年度	8,298,348	56,466,156	-	-	26,042,424	90,806,928
23年度	8,947,795	56,268,685	-	-	29,193,722	94,410,202

## 15 リハビリテーション個別相談事業

知的・身体障がい（児）者の日常生活における発達上の問題に対して、専門職の立場から、援助、助言、関係機関への情報提供を行っています。

### (1) 理学療法相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	機能維持	住環境整備	日常生活用具	その他	計
19年度	69	2	0	0	71
20年度	37	0	0	0	37
21年度	20	0	0	0	20
22年度	90	4	0	0	94
23年度	71	0	0	3	74

### (2) 作業療法相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	機能維持	その他	計
19年度	6	0	6
20年度	2	0	2
21年度	33	0	33
22年度	59	0	59
23年度	58	0	58

### (3) 言語相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	失語症	構音	高次脳障がい	コミュニケーション	言語発達	吃音	その他	計
19年度	8	0	0	1	0	0	1	10
20年度	11	0	0	0	1	0	2	14
21年度	3	0	0	0	1	2	2	8
22年度	2	1	0	0	1	0	4	8
23年度	0	0	0	0	1	4	9	14

### (4) 心理相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	集団不適応	子供の発達相談	子供への対応	その他	計
19年度	9	34	6	1	50
20年度	2	12	31	0	45
21年度	3	17	1	5	26
22年度	0	0	4	1	5
23年度	0	107	5	64	176





## VI 児童の福祉

# 1 保育所

## (1) 保育所の概要

保育所は、児童福祉法第39条に「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」とされています。

本市には、公私立計18施設があります。また、平成23年4月1日現在で、管内保育所に1,293人、管外保育所に45人、合計1,338人の座間市の乳幼児が入所しています。

### ア 保育に欠ける状況

- ・ 家庭外労働：居宅外で労働することを常態としている
- ・ 家庭内労働：居宅内で労働することを常態としている
- ・ 妊娠・出産：出産前後（産前6週間、産後8週間）
- ・ 疾病・障害：病気又は身体若しくは精神に障がいがある
- ・ 病人の看護：長期にわたる病人を看護する
- ・ 障害の看護：長期にわたる障がい者を看護する
- ・ 家庭の災害：火災・風水害等の復旧に当たる
- ・ その他：学生、上記に類する状況等

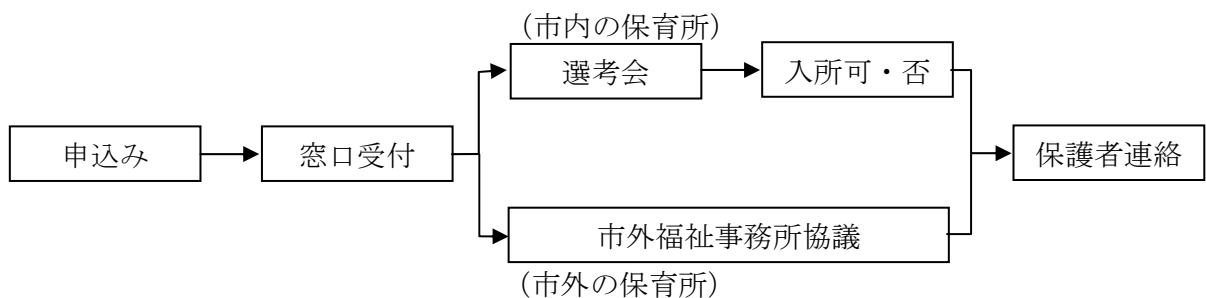
### イ 入所申込に必要な書類

- ・ 保育所入所申込書
- ・ 申込補助票
- ・ 添付書類：就労証明書、母子手帳の写し、診断書等
- ・ 前年分所得税を証明する物
- ・ 前年度の住民税を証明する物

### ウ 入所の申込手続き

随時受付。市外の保育所希望も受け付けます。

- ・ 入所は申込順ではなく、保育に欠ける程度の高い方から順次決定しています。ただし、希望する保育所が定員に達したときなどは、入所できません。
- ・ 選考会は毎月20日頃に実施しています。
- ・ 保護者負担金は所得税額等により決定します。





エ 入所の期間

入所の期間は小学校就学前までですが、保育に欠ける理由により異なります。また、6カ月単位（上期：4～9月、下期：10～3月）で要件の確認をしています。

オ 保育時間

原則として、日曜日、祝祭日、年末年始は休園です。

- ・ 通常保育時間 午前8時30分～午後4時
- ・ 長時間保育時間 公立：午前7時30分～午後7時（施設長協議）  
午後6時30分以降30分延長保育あり  
私立：午前7時00分～午後7時（施設長協議）  
午後6時以降おおむね1時間延長保育あり（園により異なる）

カ ならし保育

保育所に早く慣れていただくために、児童の様子を見ながら無理なく集団生活をしていくよう、初めての入所時に短い保育時間から段階的に延長していく保育です。

キ 乳幼児の受入年齢

- ・ 公立：生後満3カ月以上
- ・ 私立：生後8週間以上

ク 市内保育所一覧

（平成24年3月31日現在）保育課調

区分	保育園名称	所在地	認可年月	認可定員 (人)
市立	栗原	栗原中央6-5-28	昭和40年4月	100
	相模が丘東	相模が丘5-12-36	昭和41年4月	60
	ちぐさ	四ツ谷835	昭和42年4月	60
	緑ヶ丘	緑ヶ丘6-3-16	昭和44年4月	60
	東原	東原4-12-18	昭和45年4月	80
	相武台	相武台3-4770-4	昭和47年4月	83
	ひばりが丘	ひばりが丘2-58-1	昭和49年4月	75
	小松原	小松原1-29-8	昭和52年4月	80
	相模が丘西	相模が丘2-43-41	昭和54年4月	120
私立	わかば	座間1-3281	昭和25年4月	60
	座間	入谷5-1803-3	昭和24年4月	60
	やなせ	入谷4-2629-16	昭和45年4月	90
	座間子ども家	さがみ野1-8-25	昭和47年4月	100
	あゆみ	緑ヶ丘4-16-16	昭和52年4月	60
	いその	緑ヶ丘1-26-6	昭和55年4月	60
	広野台	広野台1-32-3	昭和56年4月	60
	栗の実	東原1-6-30	昭和56年4月	60
	座間すこやか	入谷4-2765-19	平成15年4月	50

## (2) 市内保育所の入所状況

単位：人、%

保育課調

年 度	公 立			私 立			計		
	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所率	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所率	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所率
19年度	8,616	7,858	91.2	6,720	7,496	111.5	15,336	15,354	100.1
20年度	8,616	8,270	96.0	6,720	8,069	120.1	15,336	16,339	106.5
21年度	8,616	8,247	95.7	6,720	8,226	122.4	15,336	16,473	107.4
22年度	8,616	8,169	94.8	6,840	8,214	120.1	15,456	16,383	106.0
23年度	8,616	7,966	92.5	7,200	8,455	117.4	15,816	16,421	103.8

## (3) 保育所入所要件基準別児童数

単位：人、%

(平成23年4月1日現在) 保育課調

区 分	入所数	構成比
居宅外労働	1,199	89.61
居宅内労働	65	4.86
就 学	10	0.75
病気、障がい	34	2.54
病人介護	14	1.05
特 例	16	1.19
計	1,338	100

## (4) 管外委託者・管外受託者延べ人数

単位：人

保育課調

年 度	管外委託数			管外受託数		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
19年度	208	369	577	215	527	742
20年度	262	508	770	212	468	680
21年度	192	670	862	189	524	713
22年度	201	587	788	199	481	680
23年度	110	591	701	196	401	597

## (5) 市内保育所事業費の推移（入所児童・管外受託（公立）児童含む）

単位：千円

保育課調

年 度	事業費	財源内訳				児童1人 当たり 平均月額
		国 費	県 費	市 費	保護者 負担金等 (受託含)	
19年度	1,890,000	234,582	172,084	1,146,468	336,866	123
20年度	2,129,219	269,324	192,758	1,298,704	368,433	130
21年度	2,061,842	272,992	186,903	1,232,666	369,281	125
22年度	2,200,419	326,247	200,208	1,312,491	361,473	134
23年度	2,164,888	254,978	236,985	1,305,984	366,941	133

## 2 児童館、児童ホーム

### (1) 児童館

平成24年3月31日現在、市内には4カ所の児童館があり、児童の利用はもとより地域の集会施設として、大人にも利用されています。

ア 対象 児童から大人まで広く利用できます。

イ 開館時間 午前9時～午後5時

※午後6時以降の団体の夜間利用も可。

ウ 閉館日 水曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童館一覧

名称	所在地
座間児童館	入谷5-1891-5
鳩川児童館	座間1-1922
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1
相模野児童館	広野台1-46-29

オ 児童館利用状況

単位：人

子育て支援課調

年度	座間児童館	栗原児童館	鳩川児童館	ひばりが丘南児童館	相模野児童館	計
19年度	5,943	4,235	6,112	13,846	8,733	38,869
20年度	5,864	-	5,290	12,494	8,149	31,797
21年度	5,006	-	4,110	13,885	6,519	29,520
22年度	2,819	-	4,090	12,915	6,922	26,746
23年度	2,613	-	3,885	9,977	7,304	23,779

※栗原児童館は、平成20年3月31日閉館。

### (2) 児童ホーム

保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、家庭での保育が十分にできない場合、放課後の一定時間、市の施設において保育する制度です。

ア 対象 小学1～3年生（障がいのある場合は4年生）までの児童で、保護者の就労、長期疾病等のため、下校後、日々保育に欠ける児童

イ 開設時間 午後1時～午後6時30分

※① 土曜日や夏休み等の小学校の長期休業期間は、午前9時～午後6時30分。

② 長期休業期間（土曜日を除く）は、希望者に限り午前7時30分～午前9時の間、早朝保育。

ウ 休所日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童ホーム一覧

名 称	所在地
入谷児童ホーム	入谷 2-345 入谷小学校内
栗原児童ホーム	栗原中央 6-8-1 栗原小学校内
相模が丘児童ホーム	相模が丘 3-38-1 相模が丘コミュニティセンター内
相武台児童ホーム	相武台 3-4770-26 相武台コミュニティセンター内
ひばりが丘・小松原児童ホーム	ひばりが丘 1-49-1 ひばりが丘コミュニティセンター内
東原児童ホーム	東原 4-13-13 東原コミュニティセンター内
中原児童ホーム	立野台 3-14-12 立野台コミュニティセンター内
鳩川児童ホーム	座間 1-1922 鳩川児童館内
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘 3-56-1 ひばりが丘南児童館内
相模野児童ホーム	広野台 1-46-29 相模野児童館内
立野台児童ホーム	立野台 1-1-3 立野台小学校内
サンホープ児童ホーム	東原 2-8-1 サンホープ 1階
北地区児童ホーム	相模が丘 3-1-1 相模が丘小学校内

オ 児童ホーム入所状況（延児童数）

単位：人

子育て支援課調

年 度	入 谷 (座間)	栗 原	相模が丘	相武台	ひばりが丘 ・小松原	東 原	中 原
19年度	577	432	648	684	557	480	600
20年度	586	417	595	615	536	450	588
21年度	566	576	610	631	527	460	549
22年度	569	502	607	585	555	423	507
23年度	601	554	631	611	542	454	569

年 度	鳩 川	ひばりが丘南	相模野	立野台	サンホープ	北地区	計
19年度	665	600	600	559	278	178	6,858
20年度	678	591	576	533	276	206	6,647
21年度	604	597	575	555	272	246	6,768
22年度	565	594	556	562	322	245	6,592
23年度	564	591	555	564	329	276	6,841

カ 児童ホーム運営状況

単位：円

子育て支援課調

年 度	運営費		児童一人当たりの経費
		うち賄材料費	
19年度	95,416,350	11,675,078	12,210
20年度	92,114,598	11,569,107	12,117
21年度	103,705,546	11,800,999	13,579
22年度	110,559,079	11,527,483	15,022
23年度	109,350,359	11,950,866	14,376

### 3 児童に係る各種手当

#### (1) 児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付

家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童を養育する人に手当を支給されます。

ア 支給対象 12歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

※所得制限あり。

イ 支給額 3歳未満の児童 月額10,000円

3歳以上の児童 第1子・第2子 月額5,000円

第3子以降 月額10,000円

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月(2・6・10月)の前月までの分を一括して支払い

エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子育て支援課調

年 度	児童手当				特例給付	
	被用者		非被用者			
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額
19年度	24,984	230,960	9,445	87,060	1,125	10,415
20年度	25,371	253,640	8,970	89,510	1,215	12,150
21年度	25,926	259,260	8,591	85,910	1,360	13,600
22年度	4,262	42,620	1,444	14,440	225	2,250
23年度	0	0	0	0	0	0

年 度	小学校修了前特例給付				計	
	被用者		非被用者			
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額
19年度	74,205	404,420	27,277	151,840	137,036	884,695
20年度	75,222	409,485	26,528	148,450	137,306	913,235
21年度	75,862	412,300	27,531	153,945	139,270	925,015
22年度	13,328	72,340	5,084	28,525	24,343	160,175
23年度	72	360	0	0	72	360

※① 被用者：会社等に勤務している方

② 非被用者：農業、自営業者の方

③ 特例給付：被用者のうち所得制限により受給できない方に対して、全額事業主等の負担により、新たな所得制限の下、支給されるもの

④ 小学校修了前特例給付：3歳以上小学校修了前の児童を養育している方に支給されるもの

⑤ 23年度については、過年度未支払分のみを支給。

## (2) 子ども手当

次代の社会を担う子供の健やかな成長を社会全体で支援することを目的に支給されます。

### ア 支給対象

15歳到達後最初の3月31日までの子供を養育している人（所得制限なし）

### イ 支給額（月額）

【平成23年9月分まで】

子供一人につき13,000円

【平成23年10月分から】

3歳未満 15,000円

3歳以上～小学校修了前 10,000円（第3子以降15,000円）

中学生 10,000円

### ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（2・6・10月）の前月までの分を一括して支払い

### エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子育て支援課調

年 度	3歳未満				
	被用者		非被用者		
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	
22年度	24,374	316,862	7,648	99,424	
23年度	子ども手当法・つなぎ法	19,448	252,824	6,119	79,547
	特別措置法（一般受給者）	9,453	141,795	2,940	44,100
	特別措置法（施設等受給者）	1	15	1	15
	計	28,902	394,634	9,060	123,662

年 度	3歳以上小学校修了前				
	被用者		非被用者		
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	
22年度	74,602	969,826	26,020	338,260	
23年度	子ども手当法・つなぎ法	59,159	769,067	20,917	271,921
	特別措置法（一般受給者）	30,498	318,785	10,042	106,855
	特別措置法（施設等受給者）	0	0	191	1,910
	計	89,657	1,087,852	31,150	380,686

年 度	中学生				計		
	被用者		非被用者				
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額	
22年度	25,944	337,272	9,142	118,846	167,730	2,180,490	
23年度	子ども手当法・つなぎ法	20,547	267,111	7,388	96,044	133,578	1,736,514
	特別措置法（一般受給者）	10,204	102,040	3,439	34,390	66,576	747,965
	特別措置法（施設等受給者）	0	0	32	320	225	2,260
	計	30,751	369,151	10,859	130,754	200,379	2,486,739

### (3) 児童扶養手当

父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している一人親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

#### ア 支給対象

次の①～⑧のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者（所得制限あり）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

#### イ 支給額

児童1人につき月額41,550円（9,810円～41,540円）、2人のときは46,550円（14,810円～46,540円）、3人目から1人増すごとに3,000円を加算

※（ ）内は所得額に応じて決定される一部支給の額。

#### ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（4・8・12月）の前月までの分を一括して支払い

#### エ 受給権者数

単位：人

（各年3月31日現在）子育て支援課調

年	受給資格者	
		うち新規認定者
20年	855	134
21年	870	105
22年	905	128
23年	1,027	194
24年	1,022	123

#### (4) 特別児童扶養手当

知的障がい又は身体障がいが中度以上の状態にある20歳未満の児童を養育している家庭に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

##### ア 支給対象

精神又は身体が中度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父又は母等（所得制限あり）

##### イ 支給額

中度の場合、児童1人につき月額33,670円

重度の場合、児童1人につき月額50,550円

##### ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（4・8・11月）の前月までの分を一括して支払い

##### エ 受給権者数

単位：人

（各年3月31日現在）子育て支援課調

年	受給資格者	
		うち新規認定者
20年	123	9
21年	123	19
22年	129	20
23年	152	26
<b>24年</b>	<b>161</b>	<b>20</b>

#### (5) 交通遺児修学金（市独自事業）

交通遺児に対し修学金を支給することで、交通遺児を心身ともに健やかに育成することを目的として支給します。

ア 支給対象 毎年3月1日現在、市内に住所を有する小学生から高校生までの交通遺児

イ 支給額 交通遺児1人につき年額20,000円

ウ 支給方法 毎年3月末日までに支給

##### エ 受給者数及び支給状況

単位：件、円

子育て支援課調

年度	受給件数	支給金額
19年度	3	60,000
20年度	3	60,000
21年度	2	40,000
22年度	0	0
<b>23年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>



#### 4 母子・父子家庭等に係る各種援護制度

##### (1) ひとり親家庭等医療費助成事業

一人親家庭（母子・父子家庭）及びこれに準ずる家庭の対象者の医療費のうち、保険の自己負担分を市が助成することにより、対象家庭の生活の安定と自立を支援するものです。

##### ア 助成対象

次の①から⑧のいずれかに該当する児童（原則として18歳になった日以降の最初の3月31日までの人）を監護している母若しくは父又は父母に代わって児童を養育している人及びその児童（児童扶養手当に準じた所得制限あり）

- ① 父又は母が死亡した児童
- ② 父母が婚姻を解消した児童
- ③ 父又は母が重度以上の障がいにある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ ⑦に該当するかどうか明らかでない児童

##### イ 助成額

国民健康保険及び社会保険の医療費の支払うべき自己負担分

##### ウ 助成方法

市から交付を受けた「福祉医療証」と健康保険証を医療機関の窓口に提示することで、保険診療の自己負担分について無料化

##### エ 助成状況

単位：世帯、人

(平成24年3月31日現在) 子育て支援課調

区分	母子家庭	父子家庭	計
助成世帯数	852	57	909
助成人数	2,099	149	2,248

## (2) 母子等福祉手当（市独自事業）

18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭及び両親のいない家庭に対し、手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。

### ア 支給対象

次の①～③のいずれかに該当する人（所得制限あり）

- ① 父と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している母
- ② 母と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している父
- ③ 父母と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している人

### イ 支給額

児童1人につき年額12,000円、2人以上の場合1人増すごとに7,000円加算

### ウ 支給方法

原則として毎年9月に支給

### エ 受給者数及び支給状況

単位：世帯、千円

子育て支援課調

年 度	母子家庭		父子家庭		計	
	世帯数	支給額	世帯数	支給額	世帯数	支給額
19年度	845	13,367	25	412	870	13,779
20年度	857	13,707	26	438	883	14,145
21年度	889	14,084	27	450	916	14,534
22年度	928	14,685	47	732	975	15,417
23年度	913	14,456	51	787	964	15,243

## (3) 母子自立支援相談員制度

母子家庭の皆さんの協力者として生活上のあらゆる相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

ア 受付窓口 福祉部子育て支援課子育て支援係（市庁舎2階）

イ 受付時間 月～金曜日の午前9時～午後4時

ウ 相談件数

単位：件

子育て支援課調

年 度	相談件数
19年度	1,467
20年度	1,242
21年度	1,300
22年度	1,309
23年度	1,611

#### (4) 資金の貸付制度

母子家庭の生活の安定と向上のための貸付けです。連帯保証人が1人必要です。

- ア 貸付の種類 事業開始、就学支度、修学、生活、転宅など13資金
- イ 利率 無利子（住宅、転宅、結婚、生活費の一部は年3%）
- ウ 受付窓口 福祉部子育て支援課子育て支援係（市庁舎2階）
- エ 貸付件数

単位：件

子育て支援課調

年 度	貸付件数
19年度	41
20年度	41
21年度	63
22年度	34
23年度	31

### 5 子育て支援

#### (1) 子育て支援センター

子育て家庭が抱える育児不安等についての相談や指導、子育てサークル等の育成支援を行っています。

- ア 対 象 未就園児等の子育てをしている保護者等
- イ 開設時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前10時～午後3時  
相談は午前9時～午後4時

ウ 利用状況

単位：人、件

子育て支援課調

年 度	子育て支援センター		第2子育て支援センター	
	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数
19年度	18,166	1,803	5,455	107
20年度	16,804	1,563	6,057	73
21年度	15,880	1,564	6,245	60
22年度	15,520	2,100	5,836	108
23年度	17,216	2,024	6,533	141

## (2) 次世代育成支援相談

児童福祉法の改正により市町村が児童相談の一義的窓口となり、要保護児童等の相談等の業務を行うこととされ、児童虐待の対応や育児不安等の相談を行っています。

ア 相談時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前9時30分～午後4時

イ 実施状況

単位：件

子育て支援課調

年 度	相談件数
19年度	97
20年度	139
21年度	129
22年度	88
23年度	97







## VII 保健衛生



## 1 地域医療対策事業

市民が安心して生活できるよう、救急医療体制の整備に努めています。

### (1) 広域救急医療事業

市民が夜間及び休日に急病になった場合の救急医療体制として、応急的な治療に対応する一次救急医療（内科、小児科）と入院や手術を要する治療等に対応する二次救急医療（小児科、内科、外科）に区分して実施しています。

平成15年4月1日から、一次救急医療は休日急患センターにおいて、また、二次救急医療は病院群輪番制により診療を行い、小児科は三市（座間市、綾瀬市、海老名市）、内科は二市（座間市、綾瀬市）の共同運営で実施しています。

#### ア 診療時間

- ・ 休日急患センター

平日夜間 午後7時～10時

土曜・休日夜間 午後6時～10時

休日昼間 午前9時～12時 午後2時～5時

- ・ 二次救急医療診

休日昼間 午前8時～午後6時

毎夜間 午後6時～翌朝8時

#### イ 休日急患センター患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	内 科			小児科		
	座間市民	市外在住者	計	座間市民	市外在住者	計
19年度	2,916	653	3,569	4,948	5,767	10,715
20年度	2,816	709	3,525	4,481	5,485	9,966
21年度	3,845	979	4,824	6,353	7,223	13,576
22年度	3,047	788	3,835	4,748	6,272	11,020
23年度	2,903	735	3,638	4,591	5,763	10,354

年 度	合 計			事業費
	座間市民	市外在住者	計	
19年度	7,864	6,420	14,284	44,018
20年度	7,297	6,194	13,491	44,671
21年度	10,198	8,202	18,400	44,667
22年度	7,795	7,060	14,855	44,766
23年度	7,494	6,498	13,992	44,754



ウ 二次救急医療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
19年度	4,231	8,095	12,326	125,244
20年度	4,050	8,764	12,814	131,123
21年度	4,581	10,327	14,908	132,216
22年度	4,404	10,572	14,976	131,838
<b>23年度</b>	<b>4,320</b>	<b>9,459</b>	<b>13,779</b>	<b>131,429</b>

(2) 休日昼間救急診療事業

市民が休日に急病になった場合の外科系、婦人科系の救急医療体制として、市内医療機関の在宅当番医制で実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間救急診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
19年度	664	155	819	9,272
20年度	628	166	794	12,201
21年度	691	110	801	12,201
22年度	690	156	846	17,220
<b>23年度</b>	<b>714</b>	<b>145</b>	<b>859</b>	<b>17,220</b>

(3) 休日昼間歯科急患診療事業

休日昼間における歯科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間歯科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	患者数	事業費
19年度	258	9,000
20年度	312	9,000
21年度	293	9,000
22年度	297	9,000
<b>23年度</b>	<b>225</b>	<b>9,000</b>

#### (4) 市内の医療関係施設数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	医療施設				その他の施設		
	病 院	診 療 所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	あんま・ マッサージ ・指圧師 ・はり師 ・きゅう師 の施術所	柔道整復師 の施術所
19年度	3	63	56	0	13	98	14
20年度	3	63	55	0	12	104	16
21年度	3	61	54	0	12	103	18
22年度	3	63	55	0	13	109	22
23年度	3	62	54	0	13	110	23

#### (5) 市内の病院・一般診療所病床数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	病 院	一般診療所	計
19年度	673	74	747
20年度	673	62	735
21年度	598	62	660
22年度	598	62	660
23年度	598	62	660

## 2 母子保健事業

### (1) 母子健康手帳の交付

妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録することにより、妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料とするため、妊娠の届出をした方に交付しています。

ア 母子健康手帳交付状況

単位：冊、歳

健康づくり課調

年 度	発行冊数	初妊婦平均年齢
19年度	1,179	29.10
20年度	1,135	29.20
21年度	1,222	29.50
22年度	1,164	29.70
23年度	1,119	30.94

### (2) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理を徹底するため、全妊婦を対象に妊娠中に14回（平成21年度から）の健康診査の費用を補助しています。

ア 妊婦健康診査受診状況

単位：人

健康づくり課調

年 度	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6～14回目	計
19年度	1,096	1,032	-	-	-	-	2,128
20年度	1,100	1,146	1,157	1,108	988	-	5,499
21年度	1,145	1,266	1,274	1,258	1,259	7,058	13,260
22年度	1,103	1,130	1,122	1,110	1,095	8,358	13,918
23年度	1,090	1,062	1,052	1,071	1,072	7,825	13,172

(3) 4カ月児健康診査

疾病異常の早期発見及び育児、栄養指導、予防接種相談を受けることで、母親が安心して育児が行えることを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 4カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
19年度	1,128	1,063	94.2
20年度	1,156	1,098	95.0
21年度	1,096	1,050	95.8
22年度	1,127	1,085	96.3
23年度	1,093	1,055	96.5

イ 栄養相談、発達相談、予防接種相談

単位：人

健康づくり課調

年 度	栄養相談	発達相談	予防接種相談
19年度	97	56	309
20年度	113	46	349
21年度	93	0	302
22年度	83	21	270
23年度	102	55	280

(4) 8～10カ月児健康診査

発達、栄養、運動機能、精神発達を診査し、心身障がいを早期に発見することを目的として、指定医療機関で実施しています。

ア 8～10カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
19年度	1,130	1,034	91.5
20年度	1,136	1,043	91.8
21年度	1,109	1,031	93.0
22年度	1,118	1,036	92.7
23年度	1,106	1,034	93.5

## (5) 1歳6カ月児健康診査

指定医療機関で内科診査（身体測定、発育チェック等）を行い、その翌月に市民健康センターで歯科健診、歯みがき指導、心理相談、保健指導及び栄養指導を行うことにより、精神の発達の遅滞、運動機能、視聴覚等の障がいを早期に発見することを目的として実施しています。

ア 1歳6カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率
19年度	1,147	1,037	90.4	991	86.4
20年度	1,101	1,012	91.9	994	90.3
21年度	1,144	1,038	90.7	1,005	87.8
22年度	1,116	1,033	92.6	985	88.3
<b>23年度</b>	<b>1,106</b>	<b>1,034</b>	<b>93.5</b>	<b>1,007</b>	<b>91.0</b>

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

健康づくり課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
19年度	47	86	98
20年度	44	117	117
21年度	44	114	141
22年度	49	128	88
<b>23年度</b>	<b>49</b>	<b>133</b>	<b>39</b>

## (6) 3歳6カ月児健康診査

内科健診、歯科健診、視聴覚検査、心理相談、言葉の相談、保健指導及び栄養指導を行うことにより、発育・発達の確認、虫歯の有無の確認、育児支援などを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 3歳6カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査		視聴覚診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
19年度	1,116	980	87.8	980	87.8	962	86.2
20年度	1,091	959	87.9	959	87.9	942	86.3
21年度	1,155	1,020	88.3	1,020	88.3	1,011	87.5
22年度	1,155	1,024	88.7	1,021	88.4	994	86.1
<b>23年度</b>	<b>1,128</b>	<b>992</b>	<b>87.9</b>	<b>991</b>	<b>87.9</b>	<b>973</b>	<b>86.3</b>

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

健康づくり課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
19年度	50	53	86
20年度	44	42	91
21年度	54	74	31
22年度	46	74	59
<b>23年度</b>	<b>44</b>	<b>81</b>	<b>59</b>

(7) 母子保健相談指導事業

ア 育児相談

乳幼児期の様々な疑問、心配ごとなどに対して、保護者が自信と主体性を持ち解決できるよう、保健師、栄養士が市公民館、市民健康センター、児童館等で相談を実施しています。平成20年度までは子育て支援センターでも年4回開催。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	来所者		
		乳 児	幼 児	計
19年度	32	528	813	1,341
20年度	32	510	733	1,243
21年度	28	590	745	1,335
22年度	28	548	788	1,336
<b>23年度</b>	<b>28</b>	<b>493</b>	<b>654</b>	<b>1,147</b>

イ 親子相談

乳幼児健康診査で心理相談を受けた母子、また、育児相談等での言葉が遅いなどの不安に対して、臨床心理士等による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	実人数	延べ人数
19年度	74	99
20年度	72	91
21年度	42	42
22年度	45	45
<b>23年度</b>	<b>47</b>	<b>47</b>

## ウ 発達相談

乳幼児期の運動発達面での心配について、理学療法士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	開催回数	相談人数
19年度	21	40
20年度	22	40
21年度	5	8
22年度	7	13
<b>23年度</b>	<b>10</b>	<b>19</b>

## エ 母親父親教室

初めて、母親、父親になる方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士が妊娠、出産、育児についての正しい知識を伝えることで、親となる自覚と自信を身に付けていただく機会として、市民健康センターで実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	初妊婦届出人数	母親実人数	父親実人数	受講者延べ人数	受講率
19年度	590	191	153	960	32.4
20年度	578	190	195	1,009	32.9
21年度	645	186	168	985	28.8
22年度	621	155	116	751	25.0
<b>23年度</b>	<b>548</b>	<b>165</b>	<b>126</b>	<b>787</b>	<b>30.1</b>

※受講率＝母親実人数÷初妊婦数×100

## オ 親子教室（わくわく教室）

1歳6カ月児健康診査や育児相談などから把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士、作業療法士が子供との接し方等について相談、指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	来所者数
19年度	268
20年度	414
21年度	432
22年度	422
<b>23年度</b>	<b>210</b>

カ 幼児教室（すくすく教室）

3歳6カ月児健康診査や育児相談等から把握され、臨床心理士等によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士、言語聴覚士が子供との接し方等について相談、指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	来所者数
19年度	315
20年度	230
21年度	121
22年度	61
<b>23年度</b>	<b>203</b>

キ 育児グループづくり支援事業（なかよしベビークラス）

生後3・4カ月児と母親を対象に、子育ての情報交換をしたり、悩みを話し合ったりする教室を開催し、問題を自ら克服し孤立感を和らげることができるよう仲間づくりを支援しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	参加者数
19年度	375
20年度	392
21年度	434
22年度	444
<b>23年度</b>	<b>339</b>

ク 離乳食教室

乳幼児を健やかに育てるために、離乳食や育児についての基本的知識を習得していただくことを目的に、市民健康センターにて実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	離乳食育児教室（赤ちゃん教室）				離乳食中期教室（もぐもぐ教室）			
	実施回数	来所人数			実施回数	来所人数		
		母 親	乳幼児	計		母 親	乳幼児	計
19年度	9	212	214	426	6	162	157	319
20年度	9	228	222	450	6	160	159	319
21年度	12	268	260	528	6	184	180	364
22年度	11	252	250	502	9	187	183	370
<b>23年度</b>	<b>12</b>	<b>251</b>	<b>247</b>	<b>498</b>	<b>9</b>	<b>154</b>	<b>152</b>	<b>306</b>

ケ 1歳児むし歯予防教室（1歳児歯っぴいバースデー教室）

1歳児（第1子のみ）を対象に、幼児期における育児や食生活を通じた虫歯の予防方法の指導を、市民健康センターで実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	来所人数		
		親	乳幼児	計
19年度	10	215	215	430
20年度	10	185	186	371
21年度	10	203	201	404
22年度	10	184	183	367
<b>23年度</b>	<b>10</b>	<b>153</b>	<b>153</b>	<b>306</b>

コ 2歳児歯科健康診査

虫歯の急増期にある2歳児を対象に、歯科健診、歯科保健指導、予防処置等を行い、虫歯の多発や重症化を予防することを目的として実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
19年度	1,115	614	55.1
20年度	1,157	643	55.6
21年度	1,147	635	55.4
22年度	1,130	612	54.2
<b>23年度</b>	<b>1,094</b>	<b>626</b>	<b>57.2</b>

サ 乳幼児訪問指導

乳幼児健康診査の事後指導者及び未受診者並びに育児相談経過観察者を対象に、保健師が随時家庭訪問をして保健指導を実施しています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
19年度	483
20年度	447
21年度	394
22年度	387
<b>23年度</b>	<b>340</b>



### シ 新生児訪問

身体的又は、精神的に不安定な状態にある新生児や産婦等に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を行います。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
19年度	416
20年度	469
21年度	435
22年度	493
<b>23年度</b>	<b>362</b>

### ス 乳児家庭全戸訪問

生後4カ月までの乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や育児情報の提供を行います。平成23年10月から開始。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
<b>23年度</b>	<b>284</b>

## 3 健康づくり推進事業

### (1) 市民健康まつり

市民の健康の増進を目的に事業を展開しています。

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	参加延べ人数	事業費
19年度	6,820	600
20年度	6,535	600
21年度	4,880	600
22年度	5,400	600
<b>23年度</b>	<b>5,224</b>	<b>600</b>

## (2) 健康ざま普及員活動

市民が自ら健康を守り育てる市民運動として、地域に根ざした健康づくりを展開しています。活動内容は、健康づくりの意識の普及・啓蒙活動、地域での情報収集・情報提供、各種事業への協力と参加の呼び掛けを行っています。

### ア 連絡協議会実施状況

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	連絡協議会実施回数	延べ人数
19年度	16	452
20年度	18	621
21年度	17	377
22年度	14	373
<b>23年度</b>	<b>12</b>	<b>196</b>

### イ 地区活動実施結果

単位：人、回

健康づくり課調

年 度	入谷、立野台、明王			相模が丘			ひばりが丘、小松原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
19年度	13	10	204	11	12	201	10	13	262
20年度	10	12	144	9	12	142	10	14	131
21年度	11	14	236	10	14	241	9	20	348
22年度	9	9	108	11	19	298	8	13	167
<b>23年度</b>	<b>9</b>	<b>14</b>	<b>197</b>	<b>10</b>	<b>17</b>	<b>399</b>	<b>7</b>	<b>19</b>	<b>236</b>

年 度	相武台、緑ヶ丘、広野台			座間、四ツ谷、新田宿			栗原、さがみ野、東原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
19年度	13	16	294	9	15	269	14	16	389
20年度	10	14	147	8	13	118	13	12	156
21年度	10	19	287	8	20	299	12	20	644
22年度	10	16	139	8	18	197	9	13	88
<b>23年度</b>	<b>10</b>	<b>15</b>	<b>210</b>	<b>8</b>	<b>21</b>	<b>260</b>	<b>9</b>	<b>21</b>	<b>268</b>

年 度	計		
	健康普及員数	回数	延べ人数
19年度	70	82	1,619
20年度	60	77	838
21年度	60	107	2,055
22年度	55	88	997
<b>23年度</b>	<b>53</b>	<b>107</b>	<b>1,570</b>

ウ 健康ざま普及員活動委託料

単位：千円

健康づくり課調

年 度	委託料
19年度	400
20年度	400
21年度	400
22年度	400
23年度	400

#### 4 献血推進事業

昭和39年8月21日の閣議決定に基づき、国、県、市町村及び日本赤十字社が一体となって献血制度を推進しています。昭和61年4月から従来の200ml献血に、新たに400ml献血と成分献血が加わり、民間団体の協力による街頭献血と企業の協力による事業所献血を実施しています。

事業の推進に当たっては、献血の目標人数を定め、広報紙、チラシ、ポスター、看板等による献血思想を普及するとともに献血の日程を周知し、目標人数の確保に努めています。

・ 献血実施状況

単位：会場、台、人、ℓ、%

健康づくり課調

年 度	会場数	述べ台数	献 血 希望者	献 血 者		目 標 値	献 血 量	達 成 率
				う ち 400ml 献 血				
19年度	22	26	1,777	1,647	1,491	495	620	125.3
20年度	26	31	1,981	1,839	1,727	645	713	110.5
21年度	24	32	1,773	1,588	1,541	702	626	89.2
22年度	24	32	1,736	1,579	1,544	741	624	84.2
23年度	23	29	1,536	1,366	1,333	520	540	103.8

※① 目標達成率＝献血量÷目標数×100

② 成分献血は平成7年度から原則として血液センターで実施。

#### 5 広域大和斎場組合事業

大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市で広域大和斎場組合を組織し、昭和57年4月から火葬業務を行っています。

組合は、火葬場施設としての管理及び運営に関する事務を共同処理しています。

ア 所在地 大和市西鶴間8丁目10番8号

イ 敷地面積 約18,400㎡

ウ 延べ床面積 5,510㎡

## エ 年度別火葬体数利用状況

単位：体、千円

健康づくり課調

年 度	座間市	大和市	海老名市	綾瀬市	その他	計	市分担金
19年度	733	1,378	611	506	231	3,459	83,261
20年度	741	1,378	715	540	274	3,648	85,009
21年度	790	1,459	704	519	269	3,741	84,330
22年度	766	1,554	775	532	360	3,987	68,605
23年度	910	1,617	820	590	278	4,215	65,802

## 6 予防接種事業

感染症のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づき、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、風しん、麻しん、日本脳炎、インフルエンザ及びBCGの予防接種を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

### ※予防接種の変更経緯

- ・ 三種混合は平成3年5月から個別化。インフルエンザ（幼児、小中学生）は平成5年度で個別化し、6年度から中止。
- ・ 平成5年4月28日から、MMR接種を見合わせ。
- ・ 平成7年度から、風しん（幼児）と日本脳炎（小学4年生、中学3年生）を追加実施。
- ・ 平成7年度から、ポリオ、ツベルクリン、BCGを除きすべて個別接種。
- ・ 平成13年度から、65歳以上の希望者に対してインフルエンザを実施。
- ・ 平成15年9月30日で生徒の風しんを廃止。
- ・ 平成17年度から、ツベルクリン廃止。
- ・ 平成17年5月30日から、日本脳炎の積極的勧奨の差し控え。
- ・ 平成17年7月29日から、日本脳炎3期廃止。
- ・ 平成18年4月からMR開始。麻しん・風しん対象者は1歳～2歳未満、小学校就学前1年間へ変更。
- ・ 平成20年度から、MR3期（中学1年生）・4期（高校3年生）開始（5年間の経過措置）。
- ・ 平成22年度から、日本脳炎の接種を開始。
- ・ 平成23年3月から、任意の予防接種として子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンを開始。

・ 予防接種の実施状況

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	三種混合	急性灰白髄炎	二種混合	MR	麻しん	風しん	MR	風しん	麻しん
				1 期			2 期		
19年度	4,455	2,118	631	1,185	0	0	937	1	4
20年度	4,489	1,945	811	1,017	2	0	1,024	0	0
21年度	4,336	2,125	879	1,043	0	0	971	2	0
22年度	4,502	2,183	859	1,060	0	0	1,006	0	0
<b>23年度</b>	<b>4,068</b>	<b>1,763</b>	<b>803</b>	<b>979</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>887</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	MR	麻しん	風しん	MR	麻しん	風しん	日本脳炎		インフルエンザ
	3 期			4 期			6歳未満	6歳以上	
19年度	-	-	-	-	-	-	362	149	8,296
20年度	1,038	2	1	802	4	4	412	242	8,960
21年度	944	0	1	836	1	2	786	646	7,719
22年度	1,042	1	0	850	1	0	2,399	1,529	8,690
<b>23年度</b>	<b>877</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>718</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2,501</b>	<b>3,939</b>	<b>8,512</b>

年 度	BCG	子宮頸がん 予防	ヒ ブ	小児肺炎球菌	事業費
19年度	1,047	-	-	-	102,217
20年度	1,094	-	-	-	128,421
21年度	1,076	-	-	-	132,092
22年度	1,116	164	117	126	166,817
<b>23年度</b>	<b>1,044</b>	<b>5,460</b>	<b>3,895</b>	<b>4,756</b>	<b>339,868</b>

※三種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風。二種混合とは、ジフテリア、破傷風。

7 結核予防事業

結核予防のため、15歳以上で学校及び職場で受診していない方を対象に、検診車による胸部レントゲン撮影を実施しています。精密検査を必要とする方に通知し、早期発見、早期治療に努めています。

単位：日、箇所、人、千円

健康づくり課調

年 度	検診実施日数	会場数	受診者数	要精検者数	事業費
19年度	4	4	59	0	265
20年度	3	3	63	0	199
21年度	3	3	78	4	201
22年度	3	3	68	1	203
<b>23年度</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>46</b>	<b>1</b>	<b>203</b>

## 8 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防しこれを撲滅するため、生後91日以上の犬を対象に、年1回、集団での登録と予防注射等を厚木保健福祉事務所とともに実施しています。

犬のふんの始末等については、予防注射実施時にパンフレット等を配布するほか、広報紙等を通じ啓発に努めています。また、昭和62年度から啓発用パネルを作成し、協力を呼び掛けています。

### (1) 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

単位：頭、箇所

健康づくり課調

年 度	登録数	注射数	うち集合注射分		
			会 場	登録数	注射数
19年度	6,496	5,403	13	54	1,598
20年度	6,495	5,563	13	62	1,629
21年度	6,874	5,670	13	41	1,595
22年度	6,984	5,739	13	28	1,448
23年度	7,147	5,741	13	26	1,493

## 9 感染症予防事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成11年4月施行）による感染症（2類）患者が発生した場合、速やかに患者の入院治療及び患者の家等の消毒が実施できる体制の確保に努めています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	2類患者発生件数
19年度	0
20年度	0
21年度	0
22年度	0
23年度	0

## 10 健康増進事業

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることを目的として、昭和58年2月に老人保健法が施行されました。平成20年度には健康増進法が施行され、この法律に基づき、「健康手帳の交付」「健康教育」「健康相談」「健康診査」「訪問指導」を実施しています。

### (1) 健康手帳の交付

40歳以上の方を対象に、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保をするため、手帳を交付しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	手帳交付人数
19年度	828
20年度	732
21年度	757
22年度	761
23年度	557

### (2) 健康教育

40歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防及び健康の保持のため、医師、歯科衛生士、栄養士及び保健師等により健康教育を実施しています。

単位：回、人、千円

健康づくり課調

年 度	一般健康教育		重点健康教育		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
19年度	136	2,805	27	401	163	3,206	1,269
20年度	108	1,917	21	340	129	2,257	420
21年度	112	2,201	16	387	128	2,588	1,678
22年度	73	1,690	33	1,325	106	3,015	485
23年度	101	1,865	28	751	129	2,616	547

※① 一般健康教育とは、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及教育など。

② 重点健康教育とは、骨粗鬆（こつそしょう）症、歯の健康教育、病態別健康教育など。

### (3) 健康相談

40歳以上の方を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を実施しています。

単位：回、人、千円

健康づくり課調

年 度	総合健康相談		重点健康相談		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
19年度	25	565	29	378	54	943	246
20年度	24	421	27	326	51	747	427
21年度	30	632	51	579	81	1,211	426
22年度	29	650	27	266	56	916	453
23年度	25	477	25	208	50	685	436

※① 総合健康相談とは、がん検診会場や依頼等で行う健康相談。

② 重点健康相談とは、相談内容が病態別に分類できる健康相談。

#### (4) 健康診査

健康増進法の対象となる健康診査は、特定健康診査非対象者（生活保護受給者、短期滞在の外国人）に実施しています。また、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健康診査（歯周疾患）も同法に基づき実施しています。座間市では、その他に後期高齢者の健康診査や、特定健康診査では対象としない腎機能検査、脂質検査など独自の検査項目を追加して健康診査事業の充実を図っています。

##### ア 健康診査等実施状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	後期高齢者健康診査			肝炎ウイルス 検査受診者	市独自の追加 検査受診者
	対象者数	受診者数	受診率		
20年度	7,744	2,452	31.7	55	5,482
21年度	8,333	2,555	30.7	125	7,197
22年度	8,933	3,001	33.6	90	7,079
<b>23年度</b>	<b>9,626</b>	<b>3,382</b>	<b>35.1</b>	<b>151</b>	<b>7,066</b>

##### イ 基本健康診査

40歳以上の方を対象に、指定医療機関に委託し実施してきましたが、平成3年度からは基本健康診査として実施（平成2年度以前は一般診査で実施）。平成20年度からは、老人保健法の改正により廃止となりました。

単位：人、%、千円

健康づくり課調

年 度	対象者数		受診者数		受診率		事業費
		うち65歳 以上		うち65歳 以上		うち65歳 以上	
19年度	27,448	8,892	12,815	7,612	46.7	85.6	205,620

##### ウ 生活習慣改善指導

基本健康診査受診後に医師から事後指導を必要と認めた方を対象に、保健師、栄養士、看護師が公民館、市民健康センター等で実施。平成20年度からは、老人保健法の改正により廃止となりました。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	回 数	来所者数
19年度	19	68

##### エ がん（胃がん、乳がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん）検診

生活習慣病予防の一環としてがん検診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めています。

- 胃がん検診は、昭和48年度から40歳以上の方を対象として検診車による集団検診で実施。



- ・ 肺がん検診は、昭和56年度から40歳以上の方を対象として指定医療機関における施設検診で実施。
- ・ 大腸がん検診は、平成元年度から40歳以上の方を対象として集団検診で実施。2日間の採便による便潜血検査。
- ・ 子宮がん検診は、昭和49年度から30歳以上の女性を対象として検診車による集団検診で実施。昭和59年度から、施設検診も開始。平成17年度から、国の指針により20歳以上隔年で実施。平成21年度から20歳以上全年齢で実施。
- ・ 乳がん検診は、昭和54年度から30歳以上の女性を対象として集団検診で実施。平成16年度から、国の指針により50歳以上隔年で実施。平成17年度から、40歳以上隔年でマンモグラフィを実施。平成21年度から、30歳以上を対象に指定医療機関で視触診検診を実施。

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	胃がん		肺がん		大腸がん	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
19年度	1,611	808	5,082	3,057	2,102	1,077
20年度	1,551	-	4,403	-	2,090	-
21年度	1,624	-	3,825	-	2,243	-
22年度	1,875	-	4,338	-	2,693	-
<b>23年度</b>	<b>1,843</b>	-	<b>4,445</b>	-	<b>2,947</b>	-

年 度	子宮がん		乳がん		前立腺がん		事業費
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上	
19年度	1,155	172	790	140	2,055	1,505	42,406
20年度	1,100	-	773	-	1,810	-	37,788
21年度	3,184	-	2,183	-	1,850	-	69,449
22年度	3,451	-	1,922	-	1,915	-	64,874
<b>23年度</b>	<b>3,363</b>	-	<b>1,799</b>	-	<b>2,001</b>	-	<b>66,372</b>

※平成20年度以降は老健法改正により、65歳以上の掲載なし。

## (5) 訪問指導

40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための助言を訪問により実施しています。

単位：人、件

健康づくり課調

年 度	保健師数	訪問指導件数	
			うち65歳以上
19年度	8	20	0
20年度	8	0	0
21年度	9	20	0
22年度	9	22	9
<b>23年度</b>	<b>8</b>	<b>26</b>	<b>12</b>

## 1.1 成人歯科健康診査

40歳以上の方を対象に、指定医療機関（歯科）に委託をして実施しています。

※対象者の変更経緯

- ・ 平成14年度～ 40～50歳
- ・ 平成16年度～ 40～70歳
- ・ 平成23年度～ 40歳以上

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者数	受診者数	受診率
19年度	53,657	188	0.35
20年度	54,238	239	0.44
21年度	54,997	242	0.44
22年度	55,664	282	0.51
23年度	71,204	329	0.46

## 1.2 小児医療助成事業

小学3年生までの子供（対象となるのは入院、通院費）及び小学校4年生から中学校卒業までの子供（対象となるのは入院費）がいる方に、保険診療の自己負担分を援助しています。

1歳児以上は、所得制限（児童手当法に準拠）があります。

※小児医療費助成の変更経緯

- ・ 平成7年10月事業開始
- ・ 平成14年10月1日から通院対象年齢を4歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成16年10月1日から通院対象年齢を5歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成17年10月1日から通院対象年齢を小学校就学前まで引き上げ
- ・ 平成20年7月1日から通院対象年齢を小学校3年生まで引き上げ

### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	小学校3年生まで			対10歳未 満人口比	10歳未満 人口	小学校4年生 ～中学校卒業
	国民健康保険	社会保険	計			
19年度	1,386	5,334	6,720	86.5	7,772	31
20年度	2,180	7,272	9,452	83.2	11,357	39
21年度	1,805	7,893	9,698	86.7	11,181	23
22年度	1,557	8,109	9,666	86.9	11,125	25
23年度	1,745	7,781	9,526	86.6	11,002	24

## (2) 小学校3年生まで医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
19年度	25,476	50,319,103	91,855	182,376,461
20年度	27,629	47,866,267	107,645	189,523,749
21年度	29,904	52,284,259	112,395	208,126,836
22年度	30,844	54,448,451	127,520	218,429,273
<b>23年度</b>	<b>29,648</b>	<b>50,668,441</b>	<b>128,686</b>	<b>223,569,572</b>

年 度	償還支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
19年度	602	2,027,024	1,937	7,110,658
20年度	989	1,880,905	3,781	9,149,917
21年度	1,038	1,669,720	5,630	8,612,748
22年度	935	1,920,742	3,338	7,132,492
<b>23年度</b>	<b>1,077</b>	<b>1,910,974</b>	<b>3,474</b>	<b>9,695,025</b>

年 度	計			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
19年度	26,078	52,346,127	93,792	189,487,119
20年度	28,618	49,747,172	111,426	198,673,666
21年度	30,942	53,953,979	118,025	216,739,584
22年度	31,779	56,369,193	130,858	225,561,765
<b>23年度</b>	<b>30,725</b>	<b>52,579,415</b>	<b>132,160</b>	<b>233,264,597</b>

年 度	合 計		1 件あたり金額	1 人あたり金額
	件 数	支給額		
19年度	119,870	241,833,246	2,017	35,987
20年度	140,044	248,420,838	1,774	26,282
21年度	148,967	270,693,563	1,817	27,912
22年度	162,637	281,930,958	1,733	29,167
<b>23年度</b>	<b>162,885</b>	<b>285,844,012</b>	<b>1,755</b>	<b>30,007</b>

### (3) 小学校4年生から中学校卒業まで医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	国民健康保険		社会保険		計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額		
19年度	7	505,801	41	1,956,995	48	2,462,796	51,308	79,455
20年度	6	331,005	60	2,289,314	66	2,620,319	39,702	67,188
21年度	9	314,917	33	1,309,100	42	1,624,017	38,667	70,609
22年度	7	375,775	24	1,427,608	31	1,803,383	58,174	72,135
23年度	12	372,756	31	2,121,880	43	2,494,636	58,015	103,943

### 1.3 心身障害者医療費援助事業

身体障害者手帳1～4級及び療育手帳A1～B2の方に対し、保険診療の自己負担分を援助しています。ただし、平成18年10月1日から、身体障害者手帳3・4級及び療育手帳B1・B2の方は、保険診療の一割を負担していただくことになりました。

#### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

(各年度末現在) 医療課調

年 度	身体障がい者	知的障がい者	身障・知的 両該当	計	対人口比	人 口
19年度	2,400	456	59	2,797	2.19	127,563
20年度	2,505	527	64	2,968	2.29	129,558
21年度	2,585	529	74	3,040	2.34	130,151
22年度	2,660	549	74	3,135	2.42	129,314
23年度	2,700	583	89	3,194	2.47	129,370

※人口は各年度末の翌月4月1日現在。

#### (2) 身体障害者医療費援助費

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度施行、老人保健法は平成20年3月31日をもって終了。

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
19年度	24,037	115,856,528	14,201	89,232,909	12,285	52,296,388
20年度	25,209	122,233,245	15,891	87,799,691	12,653	39,163,785
21年度	26,847	131,747,399	16,547	89,448,670	13,519	47,631,668
22年度	27,124	140,712,899	16,067	89,298,713	14,934	38,436,392
23年度	27,638	141,536,350	15,046	94,298,977	17,089	47,364,440

年 度	償還支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
19年度	1,107	14,966,685	869	14,235,686	720	7,327,940
20年度	2,748	18,906,170	1,779	11,185,584	1,266	6,990,447
21年度	2,883	16,391,712	1,909	14,320,925	1,901	6,897,907
22年度	3,063	17,812,144	1,967	13,691,911	1,823	6,685,982
<b>23年度</b>	<b>3,438</b>	<b>14,156,749</b>	<b>2,762</b>	<b>12,384,095</b>	<b>2,263</b>	<b>7,352,432</b>

年 度	計					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
19年度	25,144	130,823,213	15,070	103,468,595	13,005	59,624,328
20年度	27,957	141,139,415	17,670	98,985,275	13,919	46,154,232
21年度	29,730	148,139,111	18,456	103,769,595	15,420	54,529,575
22年度	30,187	158,525,043	18,034	102,990,624	16,757	45,122,374
<b>23年度</b>	<b>31,076</b>	<b>155,693,099</b>	<b>17,808</b>	<b>106,683,072</b>	<b>19,352</b>	<b>54,716,872</b>

年 度	合 計		1 件あたり金額	1 人あたり金額
	件 数	支給額		
19年度	53,219	293,916,136	5,523	105,083
20年度	59,546	286,278,922	4,808	96,455
21年度	63,606	306,438,281	4,818	100,802
22年度	64,978	306,638,041	4,719	97,811
<b>23年度</b>	<b>68,236</b>	<b>317,093,043</b>	<b>4,647</b>	<b>99,278</b>

#### 1 4 精神障害者通院医療費助成事業

健康保険に加入しており精神障害者手帳及び自立支援医療受給者証をお持ちの方で助成券を申請された方に対し、精神通院医療費を助成しています。

##### (1) 資格取得者の状況

単位：人

医療課調

年 度	国民健康保険	社会保険	後期高齢	計
19年度	301	135	5	441
20年度	349	150	6	505
21年度	365	159	10	534
22年度	421	196	10	627
<b>23年度</b>	<b>441</b>	<b>194</b>	<b>14</b>	<b>649</b>

## (2) 精神通院医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
19年度	2,876	7,581,165	1,352	3,445,089	-	-
20年度	4,331	8,791,267	1,816	3,799,395	111	122,220
21年度	4,836	9,117,100	1,989	4,147,173	102	110,370
22年度	5,023	9,613,880	2,230	4,732,530	107	126,410
<b>23年度</b>	<b>5,445</b>	<b>10,392,930</b>	<b>2,334</b>	<b>5,260,400</b>	<b>132</b>	<b>201,930</b>

年 度	計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件 数	支給額		
19年度	4,228	11,026,254	2,608	25,003
20年度	6,258	12,712,882	2,031	25,174
21年度	6,927	13,374,643	1,931	25,046
22年度	7,360	14,472,820	1,966	23,083
<b>23年度</b>	<b>7,911</b>	<b>15,855,260</b>	<b>2,004</b>	<b>24,430</b>

### 15 ひとり暮らし高齢者医療事業

市独自の事業で、65歳から69歳までのひとり暮らしで住民税非課税の方を対象に、健康保険法に規定する70歳以上の方の医療に準じて医療費助成を行っています。健康保険証、健康手帳及び高齢者医療証を医療機関に提示することにより、助成が受けられます。

#### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	国民健康保険	社会保険	計	対人口比	人 口
19年度	73	0	73	0.057	127,563
20年度	45	0	45	0.035	128,313
21年度	34	0	34	0.026	128,723
22年度	30	0	30	0.023	129,314
<b>23年度</b>	<b>19</b>	<b>0</b>	<b>19</b>	<b>0.015</b>	<b>129,370</b>

※① 19・20年度は、前年度3月から当該年度2月までの平均。21年度以降は、当該年度末現在の対象者数。

② 人口は各年度末の翌月4月1日現在。

## (2) 医療費援助費

年 度	現物支給				償還支給	
	国民健康保険		社会保険		件 数	支給額
	件 数	支給額	件 数	支給額		
19年度	1,966	4,746,030	0	0	55	350,022
20年度	1,572	3,026,587	0	0	25	516,950
21年度	1,126	2,507,139	0	0	38	785,565
22年度	766	1,857,624	0	0	48	841,398
23年度	748	1,912,216	0	0	33	213,120

年 度	計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件 数	支給額		
19年度	2,021	5,096,052	2,522	69,808
20年度	1,597	3,543,537	2,219	78,745
21年度	1,164	3,292,704	2,829	86,650
22年度	814	2,699,022	3,316	84,344
23年度	781	2,125,336	2,721	88,555

### 1.6 老人保健医療費（特別会計）

昭和58年2月から始められたもので、70歳（ねたきりの人は65歳）以上の方が対象となっていました。平成14年10月の老人保健法の改正により、対象年齢が75歳に段階的に引き上げられることとなりました。また、医療機関窓口での一部負担金の割合やひと月の自己負担限度額が変わりました。こうした法改正の周知と老人保健特別会計の適切な運営に努めています。

※老人保健法が改正され、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度へ移行。

#### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	70歳以上			ねたきり老人		
	国民健康保険	社会保険	計	国民健康保険	社会保険	計
19年度	6,498	842	7,340	24	4	28

年 度	計			対人口 加入率
	国民健康保険	社会保険	計	
19年度	6,522	846	7,368	5.78
20年度	-	-	8,067	6.29

※前年度3月から当該年度2月までの平均。

## (2) 老人医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	医療給付費			
	件 数	支給額	1 件当たり金額	1 人当たり金額
19年度	208, 143	5, 052, 768, 266	24, 275	685, 772
20年度	18, 486	449, 737, 353	24, 329	55, 750

年 度	医療支給費			
	件 数	支給額	1 件当たり金額	1 人当たり金額
19年度	12, 444	127, 158, 384	10, 218	17, 258
20年度	2, 500	21, 986, 196	8, 794	2, 725

年 度	計		諸 率	
	件 数	支給額	1 件当たり金額	1 人当たり金額
19年度	220, 587	5, 179, 926, 650	23, 482	703, 030
20年度	20, 986	471, 723, 549	22, 478	58, 475

### 1.7 後期高齢者医療

平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、平成20年4月から75歳以上を対象として独立した後期高齢者医療制度が始まりました。

#### (1) 保険料の収納状況

単位：円、%

医療課調

年 度	特別徴収				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
20年度	386, 602, 930	386, 602, 930	0	0	100.00
21年度	393, 948, 720	393, 948, 720	0	0	100.00
22年度	440, 385, 260	440, 385, 260	0	0	100.00
23年度	479, 046, 450	479, 046, 450	0	0	100.00

年 度	普通徴収				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
20年度	251, 996, 760	242, 896, 590	0	9, 100, 170	96.39
21年度	283, 183, 580	268, 631, 825	0	14, 551, 755	94.86
22年度	283, 106, 835	265, 421, 185	4, 337, 100	13, 348, 550	93.75
23年度	292, 926, 985	275, 640, 220	3, 305, 910	13, 980, 855	95.01

年 度	計				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
20年度	638, 599, 690	629, 499, 520	0	9, 100, 170	98.57
21年度	677, 132, 300	662, 580, 545	0	14, 551, 755	97.85
22年度	723, 492, 095	705, 806, 445	4, 337, 100	13, 348, 550	97.56
23年度	771, 973, 435	754, 686, 670	3, 305, 910	13, 980, 855	98.18



(2) 決算状況

ア 歳入

単位：円

医療課調

年 度	保険料				繰入金	
	特別徴収保険料		普通徴収保険料		保険基盤安定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
20年度	567,844,000	386,602,930	65,548,000	242,896,590	87,576,000	87,576,000
21年度	512,074,000	393,948,720	171,291,000	268,631,825	93,192,000	93,192,000
22年度	527,473,000	440,385,260	177,325,000	265,421,185	99,000,000	95,247,235
23年度	478,050,000	479,046,450	244,444,000	275,640,220	103,762,000	103,686,814

年 度	繰入金				繰越金	
	職員給与費等		その他		予算額	決算額
	予算額	決算額	予算額	決算額		
20年度	43,216,000	43,216,000	4,590,000	4,590,000	0	0
21年度	42,112,000	42,112,000	6,128,000	6,128,000	30,799,000	30,799,316
22年度	33,615,000	41,336,000	7,459,000	7,459,000	65,929,000	65,929,151
23年度	35,577,000	35,577,000	7,312,000	7,312,000	76,640,000	76,640,346

年 度	諸収入		国庫支出金		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
20年度	2,000	37,007	9,181,000	H21年度へ繰越明許	777,957,000	764,918,527
21年度	3,007,000	3,030,090	9,181,000	9,181,000	867,784,000	847,022,951
22年度	2,260,000	2,278,910	0	0	913,061,000	918,056,741
23年度	2,392,000	2,404,340	0	0	948,177,000	980,307,170

イ 歳出

単位：円

医療課調

年 度	総務費		後期高齢者広域医療連合納付金		諸支出金	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
20年度	52,997,000	41,348,670	720,968,000	692,770,541	1,000	0
21年度	58,155,830	56,898,707	775,957,000	706,857,014	18,431,750	17,338,079
22年度	41,074,000	39,205,841	802,298,000	796,117,260	7,973,000	6,093,294
23年度	42,889,000	41,670,162	881,660,095	881,583,909	11,981,000	11,531,024

年 度	予備費		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額
20年度	3,991,000	0	777,957,000	734,119,211
21年度	15,239,420	0	867,784,000	781,093,800
22年度	61,716,000	0	913,061,000	841,416,395
23年度	11,646,905	0	948,177,000	934,785,095

## 18 市民健康センター管理運営事業

市民の健康の管理・増進のための地域保健活動の拠点となる保健センター機能と、休日等における急患診療のための休日急患センター機能を併設した施設として、平成8年9月に開設しました。

### (1) 施設概要

- ・敷地面積 2,629.45㎡
- ・建築面積 1,238.84㎡
- ・延床面積 2,094.30㎡（1階1,131.01㎡、2階963.29㎡）
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造地上2階 建物高さ9.3m
- ・主な施設 (保健センター機能) 多目的ホール、栄養指導室、ミーティングルーム、プレイルーム、保健相談室、健康相談室、歯の相談室、健康増進室  
(休日急患センター機能) 内科、小児科、歯科、薬局

### (2) 健康センター利用状況

単位：人、円

健康づくり課調

年 度	利用者数	使用料
19年度	105,795	1,299,670
20年度	103,379	1,371,173
21年度	106,593	1,436,096
22年度	106,751	1,533,755
23年度	110,327	1,501,105





## VIII 国民健康保険



## 1 健康保険

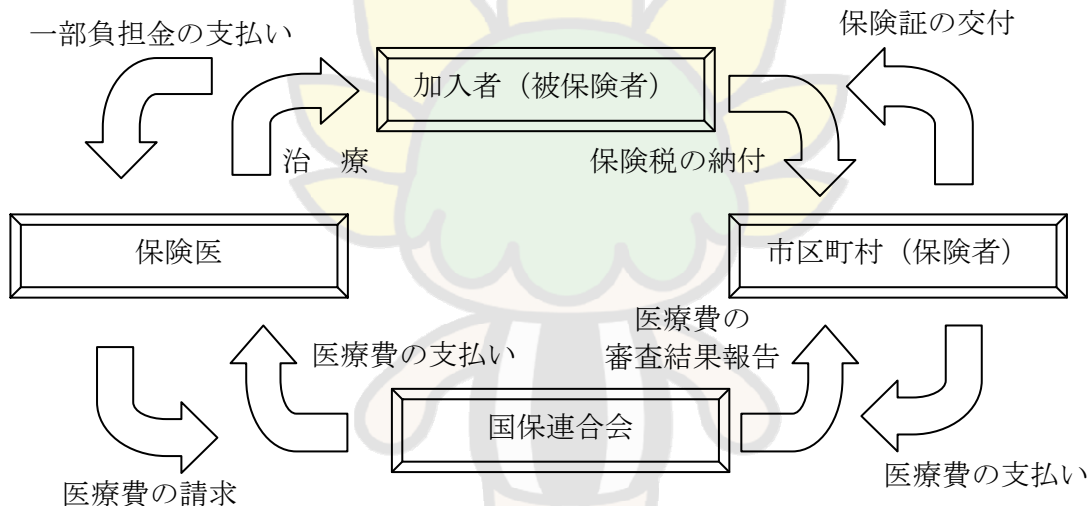
いつ、どこで、病気やけがに襲われ、その治療や入院などで大きな経済的負担を負うことになるか分かりません。そんなときのために、日頃からお金（保険税）を出し合い、いざというときに医療費などの支払いに充てて、皆で助け合おうというのが国民健康保険（国保）制度で、我が国の社会保障制度の一翼を担うものです。

### (1) 加入対象者

国保に加入する人を被保険者といい、国保の事業を運営している市区町村を保険者といいます。

職場の健康保険の加入者とその扶養家族、後期高齢者医療制度で医療を受けている方、生活保護を受けている方を除いて、75歳未満の方はすべて国保の加入者となります。

### (2) 国保の仕組み



### (3) 国民健康保険運営協議会

本協議会は、国民健康保険法第11条に基づいて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されています。

#### ア 構成

- ・ 被保険者を代表する委員 4人
- ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- ・ 公益を代表する委員 4人
- ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

イ 任期 2年

ウ 協議会開催回数 随時開催 年2～3回程度

#### (4) 被保険者の状況

ア 世帯数、被保険者数（年間平均）

単位：世帯、人

国保年金課調

年 度	世帯数	一般 被保険者	退職被保険者等			老人保健法 該当者	計
			退職本人	被扶養者	計		
19年度	25,258	26,685	7,236	3,704	10,940	6,521	44,146
20年度	21,966	34,898	2,113	1,021	3,134	-	38,032
21年度	22,141	36,358	1,557	752	2,309	-	38,667
22年度	22,395	36,480	1,679	818	2,497	-	38,977
<b>23年度</b>	<b>22,563</b>	<b>36,191</b>	<b>1,846</b>	<b>887</b>	<b>2,733</b>	-	<b>38,924</b>

イ 国保加入割合（年間平均）

単位：世帯、人、%

国保年金課調

年 度	世 帯	国保加入世帯		人 口	国保加入者	
			加入率			加入率
19年度	52,445	25,258	48.16	127,563	44,146	34.61
20年度	53,127	21,966	41.35	128,313	38,032	29.64
21年度	53,894	22,141	41.08	129,005	38,667	29.97
22年度	54,118	22,395	41.38	129,314	38,977	30.14
<b>23年度</b>	<b>54,719</b>	<b>22,563</b>	<b>41.23</b>	<b>129,370</b>	<b>38,924</b>	<b>30.09</b>

※人口、世帯数については、翌年4月1日現在の数値で、国勢調査の確定数値に基づく数値を使用しています。

## 2 保険税

### (1) 賦課と納付

ア 賦課期日 4月1日

イ 賦課方式

[医療分]

- ① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（4.6/100）
  - ② 資産割額 固定資産税の土地家屋分の税額×税率（16/100）
  - ③ 均等割額 加入者1人当たり 19,000円
  - ④ 平等割額 加入世帯1世帯当たり 20,000円
- ①+②+③+④=年税額（限度額510,000円）

[後期高齢者支援分]

- ① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（0.95/100）
  - ② 資産割額 固定資産税の土地家屋分の税額×税率（2/100）
  - ③ 均等割額 加入者1人当たり 3,000円
  - ④ 平等割額 加入世帯1世帯当たり4,000円
- ①+②+③+④=年税額（限度額140,000円）

[介護分]

- ① 所得割額 40～64歳までの加入者の賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（1／100）
  - ② 資産割額 40～64歳までの加入者の固定資産税の土地家屋分の税額×税率（2.5／100）
  - ③ 均等割額 40～64歳までの加入者1人当たり 4,800円
  - ④ 平等割額 40～64歳までの加入世帯1世帯当たり 4,200円
- ①+②+③+④=年税額（限度額120,000円）

ウ 納税義務の発生と消滅

取得した場合 取得した日の属する月から月割りをもって算定した額

喪失した場合 喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって算定した額

エ 低所得世帯の軽減

(ア) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円以下の世帯については、均等割額と平等割額の7割相当額を減額

(イ) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円に1人につき（当該納税義務者を除く）24万5千円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の5割相当額を減額

(ロ) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円に1人につき35万円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の2割相当額を減額

※① 世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者人数が減少しても、軽減判定の対象者とします。

② 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した所得で判定します。

(エ) 世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身となる場合、医療分と後期高齢者支援分に係る平等割額の5割相当額を減額

オ 納 期

(ア) 普通徴収 6月から翌年3月までの10回

(イ) 特別徴収 4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回

カ 納税通知書発行回数

年1回（6月）

(2) 徴 収

ア 徴収方法

(ア) 普通徴収 座間市指定金融機関等で、納付書又は口座振替により納付

(イ) 特別徴収 公的年金からの差引きにより納付



イ 滞納整理

文書・電話による催告、差押、公売、収納嘱託員による納付督促

(3) 保険税の収納状況

単位：円、%

国保年金課調

年 度	調定額		
	現年度分	滞納繰越分	計
19年度	3,792,691,800	1,900,827,017	5,693,518,817
20年度	3,275,212,900	1,961,223,768	5,236,436,668
21年度	3,307,183,200	2,027,455,243	5,334,638,443
22年度	3,114,632,200	2,049,030,893	5,163,663,093
<b>23年度</b>	<b>3,048,613,300</b>	<b>1,989,555,276</b>	<b>5,038,168,576</b>

年 度	収入済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
19年度	3,331,766,569	249,108,046	3,580,874,615
20年度	2,789,642,198	212,275,588	3,001,917,786
21年度	2,781,405,599	205,652,910	2,987,058,509
22年度	2,643,841,516	211,322,477	2,855,163,993
<b>23年度</b>	<b>2,621,370,919</b>	<b>213,200,692</b>	<b>2,834,571,611</b>

年 度	不納欠損額		
	現年度分	滞納繰越分	計
19年度	132,100	135,727,109	135,859,209
20年度	0	185,754,438	185,754,438
21年度	72,100	268,950,630	269,022,730
22年度	134,500	300,831,477	300,965,977
<b>23年度</b>	<b>374,800</b>	<b>258,477,700</b>	<b>258,852,500</b>

年 度	収入未済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
19年度	460,793,131	1,515,991,862	1,976,784,993
20年度	485,570,702	1,563,193,742	2,048,764,444
21年度	525,705,501	1,552,851,703	2,078,557,204
22年度	470,656,184	1,536,876,939	2,007,533,123
<b>23年度</b>	<b>426,867,581</b>	<b>1,517,876,884</b>	<b>1,944,744,465</b>

年 度	収納率		
	現年度分	滞納繰越分	計
19年度	87.85	13.11	62.89
20年度	85.17	10.82	57.33
21年度	84.10	10.14	55.99
22年度	84.88	10.31	55.29
<b>23年度</b>	<b>85.99</b>	<b>10.72</b>	<b>56.26</b>

#### (4) 保険税（現年度分）1世帯当たりの額、被保険者1人当たりの額（介護分含む）

単位：円、%

国保年金課調

年 度	1世帯当たり		1人当たり					
			一般被保険者分		退職被保険者等分		計	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
19年度	150,158	98.5	82,333	101.6	96,776	101.5	85,912	101.9
20年度	149,104	99.3	89,425	108.6	89,418	92.4	86,117	100.2
21年度	149,369	100.2	83,735	93.6	113,788	127.3	85,530	99.3
22年度	139,077	93.1	78,035	93.2	107,288	94.3	79,909	93.4
23年度	135,116	97.2	76,459	98.0	102,992	96.0	78,322	98.0

※一般被保険者分の平成19年度には老人保健法該当者を含んでいます。

### 3 保険給付

#### (1) 保険の給付

##### ア 療養給付費

病気やけがをして診療や治療を受けた場合、病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担金を支払うだけで医療給付を受けることができ、残りの7割から8割を国保が負担します。（70歳以上75歳未満の方の1割分は、国負担）

- (ア) 義務教育就学前の方 2割自己負担
- (イ) 義務教育就学前以上70歳未満の方 3割自己負担
- (ウ) 70歳以上75歳未満の方 1割自己負担(一定以上の所得者は3割)

##### イ 療養費

不慮の事故などで国保を扱っていない病院などで治療を受けたときや、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定後に自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、次のような場合も同様の扱いとなります。

- (ア) 手術などで輸血に用いた生血代（医師が認めた場合）
- (イ) コルセットなどの補装具代（医師が認めた場合）
- (ウ) はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）
- (エ) 骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- (オ) 海外渡航中に診療を受けたとき

## ウ 高額療養費

### (7) 70歳未満の人の場合

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で下表の限度額を越えて一部負担金を支払ったとき、その超えた分が支給されます。また、同じ世帯で12カ月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるとき、4回目以降の限度額が下がります。

区 分	限度額（3回目まで）	4回目以降	合算対象 基準額
上位所得者	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	83,400円	21,000円
一 般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円	21,000円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	21,000円

※① 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が600万円を越える世帯の方です。なお、所得が未申告の場合は上位所得者とみなされます。

② 70歳未満については、同一世帯で同一月に一部負担金21,000円（住民税非課税世帯も同額）以上の支払いが2回以上あった場合は、その額を合算して限度額を超えた分が支給されます。

### (4) 70歳以上の人の場合

70歳以上の人は、先に外来（個人単位）の自己負担限度額(a)を適用します。同一月に入院がある場合は、外来と合算して(b)の自己負担限度額までの負担となります。

区 分	負担 割合	外来+入院（世帯単位）		合算 対象 基準額
		外 来 (個人単位) (a)	(b)	
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円 +医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（過去12カ月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）	1円
一 般	1割	12,000円	44,400円	1円
低所得者Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	1円
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	1円

※① 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。

② 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる人。

③ 70歳以上については、1円から合算対象となります。

(ウ) 70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯にいる場合

70歳未満と70歳以上が同じ世帯でも、合算することができます。70歳以上の自己負担限度額をまず計算し、それに70歳未満の合算対象基準額（21,000円以上の自己負担額）を加えて、70歳未満の自己負担限度額を適用して計算します。

(エ) 厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

長期特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全など）の人は、「特定疾病療養費受療証」（申請により交付）を提示すれば、自己負担は1か月10,000円までとなります。

※ 人工透析を要する70歳未満の上位所得者は20,000円。

(オ) 70歳未満の者の入院に係る高額療養費現物給付の場合（平成19年4月1日新設）

入院時の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると支払いは自己負担限度額までとなります。

エ 出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。

平成18年 9月まで 1件 300,000円

平成20年12月まで 1件 350,000円

平成21年 9月まで 1件 380,000円

平成21年10月から 1件 420,000円

オ 葬祭費

被保険者が死亡したときに支給されます。

平成18年 9月まで 1件 80,000円

平成19年 3月まで 1件 65,000円

平成19年 4月から 1件 50,000円

## (2) 保険給付の状況

単位：件、円

国保年金課調

年 度	区 分	療養諸費			
		件 数	費用額	保険者負担額	一部負担金
19年度	一般分	299,159	5,299,727,955	3,882,065,402	1,173,272,330
	退職分	228,962	4,515,207,105	3,430,502,854	979,404,281
	計	528,121	9,814,935,060	7,312,568,256	2,152,676,611
	老健分	188,792	5,079,242,165	4,419,638,823	659,603,342
20年度	一般分	479,436	8,938,908,206	6,508,132,493	1,978,979,602
	退職分	53,572	1,119,820,836	809,882,334	281,304,993
	計	533,008	10,058,729,042	7,318,014,827	2,260,284,595
21年度	一般分	512,639	9,747,358,277	7,090,851,518	2,169,983,153
	退職分	40,996	821,347,256	573,916,575	222,473,918
	計	553,635	10,568,705,533	7,664,768,093	2,392,457,071
22年度	一般分	521,999	10,099,741,521	7,361,445,435	2,241,190,460
	退職分	41,606	874,193,087	610,898,498	231,273,676
	計	563,605	10,973,934,608	7,972,343,933	2,472,464,136
23年度	一般分	529,222	10,394,343,992	7,588,919,097	2,285,023,450
	退職分	47,199	990,050,452	692,663,249	266,736,563
	計	576,421	11,384,394,444	8,281,582,346	2,551,760,013

年 度	区 分	療養諸費				
		他法負担分		1 件当たり 費用額	1 人当たり	
		他法優先	国保優先		費用額	保険者負担額
19年度	一般分	0	244,390,223	17,715	198,603	145,477
	退職分	0	105,299,970	19,720	412,725	313,574
	計	0	349,690,193	18,585	260,862	194,354
	老健分	0	0	26,904	778,905	677,755
20年度	一般分		451,796,111	18,645	256,144	186,490
	退職分		28,633,509	20,903	357,314	258,418
	計		480,429,620	18,872	264,481	192,417
21年度	一般分		486,523,606	19,014	268,094	195,029
	退職分		24,956,763	20,035	355,716	248,556
	計		511,480,369	19,090	273,326	198,225
22年度	一般分		497,105,626	19,348	276,857	201,794
	退職分		32,020,913	21,011	350,097	244,653
	計		529,126,539	19,471	281,549	204,540
23年度	一般分		520,401,445	19,641	287,208	209,691
	退職分		30,650,640	20,976	362,258	253,444
	計		551,052,085	19,750	292,478	212,763

※① 平成20年度から、後期高齢者医療制度の施行に伴い老健分のデータなし。

② 国事業状況報告書の変更に伴い、「他法優先」及び「国保優先」の欄を変更し、他法負担分としました。また、指定公費分（一部負担の2割から1割措置としての1割分）が他法負担分に含まれます。

③ 退職者医療制度の適用年齢は、平成20年度から75歳未満から65歳未満へ引き下げられました。

#### 4 経理状況

##### (1) 決算状況

ア 歳入

単位：円、%

国保年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		療養給付費交付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
19年度	3,580,874,615	29.60	2,243,604,239	18.55	3,271,785,611	27.05
20年度	3,001,917,786	24.98	2,410,695,981	20.06	1,180,386,648	9.82
21年度	2,987,058,509	24.02	2,619,070,866	21.06	710,758,062	5.72
22年度	2,855,163,993	22.06	2,712,872,124	20.97	552,293,000	4.27
23年度	2,834,571,611	20.43	2,889,218,486	20.83	824,951,138	5.95

年 度	前期高齢者交付金		県支出金		共同事業交付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
19年度	0	0.00	473,182,660	3.91	1,036,480,774	8.57
20年度	2,195,974,124	18.28	486,633,290	4.05	1,120,444,431	9.33
21年度	2,736,925,910	22.01	533,606,234	4.29	1,319,799,692	10.62
22年度	3,305,700,664	25.55	520,598,309	4.02	1,273,612,295	9.84
23年度	3,291,207,541	23.72	573,238,693	4.13	1,351,123,873	9.74

年 度	繰入金					
	保険基盤安定		一般会計		基金繰入金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
19年度	249,926,531	2.07	1,023,836,000	8.46	76,424,000	0.63
20年度	198,036,540	1.65	1,342,653,000	11.17	0	0.00
21年度	211,348,667	1.70	1,270,918,000	10.22	5,000,000	0.04
22年度	226,327,342	1.75	1,402,793,000	10.84	2,000,000	0.02
23年度	292,688,550	2.11	1,775,074,000	12.79	0	0.00

年 度	繰越金		その他の収入		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
19年度	115,633,916	0.96	24,379,280	0.20	12,096,127,626	100.00
20年度	59,170,339	0.49	20,209,205	0.17	12,016,121,344	100.00
21年度	14,981,060	0.12	24,861,325	0.20	12,434,328,325	100.00
22年度	50,498,610	0.39	37,950,373	0.29	12,939,809,710	100.00
23年度	16,738,921	0.12	25,247,247	0.18	13,874,060,060	100.00

## イ 歳 出

単位：円、%

国保年金課調

年 度	総務費		保険給付費		後期高齢者支援金等	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
19年度	281,954,339	2.34	8,139,357,189	67.63	0	0.00
20年度	223,769,515	1.86	8,230,646,197	68.58	1,474,544,300	12.29
21年度	217,731,323	1.76	8,642,459,251	69.79	1,613,475,433	13.03
22年度	238,221,052	1.84	9,038,960,755	69.95	1,553,844,793	12.02
23年度	214,885,271	1.57	9,392,830,428	68.69	1,791,242,735	13.10

年 度	前期高齢者納付金等		老人保健拠出金		介護納付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
19年度	0	0.00	1,854,107,041	15.40	678,461,110	5.64
20年度	1,985,479	0.02	192,078,349	1.60	614,759,879	5.12
21年度	4,587,746	0.04	3,608,161	0.03	596,751,972	4.82
22年度	2,682,262	0.02	4,845,572	0.04	628,204,120	4.86
23年度	5,288,382	0.04	88,539	0.00	712,455,749	5.21

年 度	共同事業拠出金		保健事業費		基金積立金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
19年度	1,050,980,373	8.73	10,023,533	0.08	193,810	0.00
20年度	1,167,749,046	9.73	65,831,331	0.55	60,964	0.00
21年度	1,210,302,182	9.77	81,821,933	0.66	971	0.00
22年度	1,220,102,381	9.44	79,871,002	0.62	256	0.00
23年度	1,287,901,819	9.42	78,374,731	0.57	110	0.00

年 度	その他の支出		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比
19年度	21,879,892	0.18	12,036,957,287	100.00
20年度	29,715,224	0.25	12,001,140,284	100.00
21年度	13,090,743	0.10	12,383,829,715	100.00
22年度	156,338,596	1.21	12,923,070,789	100.00
23年度	190,921,056	1.40	13,673,988,820	100.00

## ウ 収支差引額

単位：円

国保年金課調

年 度	収支差引額
19年度	59,170,339
20年度	14,981,060
21年度	50,498,610
22年度	16,738,921
23年度	200,071,240

(2) 一人当たりの決算状況

ア 歳入

単位：円、%

国保年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		療養給付費交付金		前期高齢者交付金	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
19年度	81,114	101.90	50,822	95.09	74,113	110.25	0	-
20年度	78,931	97.31	63,386	124.72	31,037	41.88	57,740	皆増
21年度	77,251	97.87	67,734	106.86	18,382	59.23	70,782	122.59
22年度	73,253	94.82	69,602	102.76	14,170	77.09	84,812	119.82
<b>23年度</b>	<b>72,823</b>	<b>99.41</b>	<b>74,227</b>	<b>106.64</b>	<b>21,194</b>	<b>149.57</b>	<b>84,555</b>	<b>99.70</b>

年 度	県支出金		共同事業交付金		繰入金			
	金 額	前年比	金 額	前年比	保険基盤安定		一般会計	
					金 額	前年比	金 額	前年比
19年度	10,719	103.65	23,478	171.82	5,661	101.47	23,192	96.14
20年度	12,795	119.37	29,461	125.48	5,207	91.98	35,303	152.22
21年度	13,800	107.85	34,133	115.86	5,466	104.97	32,868	93.10
22年度	13,357	96.79	32,676	95.73	5,807	106.24	35,990	109.50
<b>23年度</b>	<b>14,727</b>	<b>110.26</b>	<b>34,712</b>	<b>106.23</b>	<b>7,519</b>	<b>129.48</b>	<b>45,604</b>	<b>126.71</b>

年 度	繰入金		繰越金		その他の収入		計	
	基金繰入金		金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
	金 額	前年比						
19年度	1,731	皆増	2,619	51.65	552	78.74	274,001	105.49
20年度	0	皆減	1,556	59.41	531	96.20	315,947	115.31
21年度	129	皆増	387	24.87	643	121.09	321,575	101.78
22年度	51	39.53	1,296	334.88	974	151.48	331,988	103.24
<b>23年度</b>	<b>0</b>	<b>皆減</b>	<b>430</b>	<b>33.18</b>	<b>649</b>	<b>66.63</b>	<b>356,440</b>	<b>107.37</b>



## イ 歳出

単位：円、%

国保年金課調

年 度	総務費		保険給付費		後期高齢者支援金等		前期高齢者納付金等	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
19年度	6,387	136.36	184,374	107.19	0	-	0	-
20年度	5,884	92.12	216,414	117.38	38,771	皆増	52	皆増
21年度	5,631	95.70	223,510	103.28	41,727	107.62	119	228.85
22年度	6,112	108.54	231,905	103.76	39,866	95.54	69	57.98
23年度	5,521	90.33	241,312	104.06	46,019	115.43	136	197.10

年 度	老人保健拠出金		介護納付金		共同事業拠出金		保健事業費	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
19年度	41,999	91.48	15,369	95.47	23,807	178.48	227	100.00
20年度	5,050	12.02	16,164	105.17	30,703	128.97	1,731	762.56
21年度	93	1.84	15,433	95.48	31,301	101.95	2,116	122.24
22年度	124	133.33	16,117	104.43	31,303	100.01	2,049	96.83
23年度	2	1.61	18,304	113.57	33,088	105.70	2,014	98.29

年 度	基金積立金		その他の支出		計	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
19年度	4	0.23	496	15.61	272,663	106.03
20年度	2	50.00	781	157.46	315,552	115.73
21年度	0	-	339	43.41	320,269	101.49
22年度	0	-	4,011	1,183.19	331,556	103.52
23年度	0	-	4,905	122.29	351,301	105.95

## ウ 収支差引額

単位：円、%

国保年金課調

年 度	収支差引額	前年比
19年度	1,338	51.84
20年度	395	29.52
21年度	1,306	330.63
22年度	429	32.85
23年度	5,140	1,198.14





## IX 国民年金

## 1 国民年金

国民年金は、我が国の公的年金の土台として、全国民共通の基礎年金を支給する制度です。

このため、自営業の人、会社などに勤務するサラリーマンや公務員の人、サラリーマン等の配偶者も、20歳から60歳までは国民年金に強制加入となります。

国民年金は、老齢になったとき「老齢基礎年金」、障がい者になったとき「障害基礎年金」、遺族になったとき「遺族基礎年金」が支給されます。

### (1) 国民年金に必ず加入する人（強制加入）

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人たちです。

#### ア 第1号被保険者

自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーアルバイター、無職の人など

#### イ 第2号被保険者

厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者及び共済組合の組合員

#### ウ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

### (2) 国民年金に希望で加入する人（任意加入）

次に該当する人は、本人の希望によって任意加入することができます。

- ① 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ② 日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人
- ③ 昭和40年4月1日以前生まれで老齢基礎年金等の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人（平成17年4月1日より昭和40年4月1日以前生まれまで拡大）

### (3) 被保険者適用状況

単位：人

社会保険事務所統計

年 度	第1号被保険者数			計	第3号被保険者	計
	強制加入	任意加入	60歳以上任意加入（再掲）			
19年度	20,354	391	328	20,745	12,558	33,303
20年度	20,235	375	316	20,610	12,320	32,930
21年度	20,776	395	332	21,171	12,012	33,183
22年度	20,540	381	318	20,921	11,884	32,805
23年度	20,520	350	281	20,870	11,550	32,420

(4) 年金給付関係

ア 国民年金受給状況（旧国民年金法関係（昭和61年3月以前適用分））

単位：人、千円

国保年金課調

年 度	受給者数						
	総 数	老齢年金	通算老齢年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
19年度	1,745	907	758	38	41	0	1
20年度	1,632	842	712	36	41	0	1
21年度	1,551	796	686	29	39	0	1
22年度	1,386	701	627	21	36	0	1
23年度	1,276	636	589	16	34	0	1

年 度	受給額						
	総 数	老齢年金	通算老齢年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
19年度	674,022	442,902	178,040	15,565	37,030	0	485
20年度	631,701	412,321	167,317	14,746	36,832	0	485
21年度	602,118	390,835	163,672	11,878	35,248	0	485
22年度	540,030	348,767	149,700	8,602	32,476	0	485
23年度	494,784	316,964	140,439	6,526	30,372	0	483

イ 基礎年金受給状況（新国民年金法関係（昭和61年4月以降適用分））

単位：人、千円

国保年金課調

年 度	受給者数					
	総 数	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金（障害福祉）	遺族基礎年金	寡婦年金
19年度	18,912	17,514	497	627	254	20
20年度	20,524	19,061	534	646	264	19
21年度	21,865	20,347	571	679	252	16
22年度	22,874	21,300	615	715	229	15
23年度	24,063	22,434	672	731	211	15

年 度	受給額					
	総 数	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金（障害福祉）	遺族基礎年金	寡婦年金
19年度	12,879,229	11,675,437	434,262	561,068	199,061	9,401
20年度	13,990,788	12,729,760	466,519	577,395	208,285	8,829
21年度	14,912,405	13,599,415	496,862	607,980	200,624	7,524
22年度	15,625,153	14,261,086	535,186	638,170	183,620	7,091
23年度	16,398,435	14,985,848	582,870	653,130	169,678	6,909

ウ 老齡福祉年金受給状況

単位：人、円

国保年金課調

年 度	受給権者数 (支給停止者含む)	年金額
19年度	6	1,217,400
20年度	5	1,217,400
21年度	1	405,800
22年度	1	405,800
23年度	0	0







## X 福祉団体





## 1 座間市社会福祉協議会

社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「地域住民が安心して暮らすことのできる地域づくり」を推進するため、活動を進めている市民主体の民間福祉団体です。

現在の福祉を取り巻く状況は、従来の制度では対応しづらい、失業に絡む生活課題、孤立化、虐待、高齢者等の財産や権利の侵害など、すぐには解決に至らない深刻な課題が山積しています。

このような中、市社協は、見守りや支え合いなど要援護者を中心とした住民の暮らしを住民とともに支えなければなりません。しかしながら、対人援助やコミュニティワークにおいては、短期間では成果が表れにくいものが多いほか、高度な専門性を要するため、対応する職員の研修を強化するなど、適切なサービス利用につなげることができるように取り組んでいきます。

また、地域に共通する福祉ニーズや生活課題を解決するため地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）の活動を支援することや、ボランティア活動の支援の充実、サロン活動など高齢者等の孤立化の防止など、住民がつながり、支え合えるまちづくりを推進していきます。

所 在 〒252-0021

座間市緑ヶ丘1-2-1（市立総合福祉センター内）

電 話 （代表、総務班） 046-266-1294  
（地域福祉班） 046-266-2001  
（ボランティアセンター） 046-266-2002  
（にこにこサービス課、ファミリー・サポート課） 046-266-2003  
（通所介護事業） 046-266-2004  
（地域包括支援センター） 046-266-2005  
（訪問介護事業） 046-266-2006  
（訪問看護ステーション） 046-266-2007  
（居宅介護支援事業所） 046-266-2008

F A X 046-266-2009・2017・1295

## (1) 沿革

昭和	32年	7月	座間町社会福祉協議会発足
	46年	11月	市制施行に伴い座間市社会福祉協議会に改称
	55年	4月	法人化により社会福祉法人座間市社会福祉協議会に改称、改組
	59年	6月	市社協民間から会長就任
	63年	4月	座間市文化福社会館に事務所移転
平成	2年	4月	法人化10周年
	3年	4月	ホームヘルパー派遣事業を（市受託事業）開始
		8月	ほほえみサービス事業（有料援助）を開始
	7年	9月	ほほえみショップを市役所地下1階に開設
	8年	10月	配食サービス事業（市受託事業）を開始
	9年	8月	ボランティアセンターを開設
	10年	7月	結婚相談事業（市受託事業）を開始
	11年	3月	「地域福祉活動計画」策定
		4月	在宅介護支援センター事業（市受託事業）を開始
		7月	訪問看護ステーション事業（医療保険制度）を開始
		8月	訪問入浴サービス事業（市受託事業）を開始
	12年	4月	地域福祉権利擁護事業を開始
			法人化20周年
			居宅介護支援事業所（介護保険制度）を開設
			在宅サービス（訪問介護、訪問入浴）事業所を開設
			訪問看護事業（介護保険制度）を開設
			生活支援型訪問介護事業（市受託事業）を開始
		6月	生きがい対応型デイサービス事業を開始
	13年	4月	座間市立総合福祉センターに事務所移転
			配食サービス調理業務（市受託事業）を開始
		5月	福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を開始
		6月	生活支援型デイサービス事業（市受託事業）を開始
			レスパイトサービス事業（市受託事業）を開始
		7月	在宅サービス（通所介護サービス）事業を開始
	14年	10月	ファミリー・サポート事業（市受託事業）を開設
	15年	4月	居宅介護事業（支援費制度）を開始
	16年	4月	在宅サービス事業所（通所介護）祝日事業所を開設
			障害者地域作業所連絡協議会にほほえみショップの一部販売業務を委託
		6月	理事・評議員の定数改正

- 16年 8月 市社協「シンボルマーク」制定  
財政調整基金の設置
- 17年 3月 生活支援型デイサービス事業を終了  
生きがい対応型デイサービス事業、訪問指導事業（市受託事業）を終了
- 18年 3月 配食サービス事業、移送サービス事業（市受託事業）を終了  
在宅介護支援センター事業（市受託事業）を終了
- 4月 市立総合福祉センターの指定管理業務を開始  
地域包括支援センター（座間市社協地域包括支援センター）の運営受託  
在宅サービス（障害福祉サービス居宅介護・移動支援）事業を開始  
在宅サービス（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護）事業を開始  
訪問介護ステーション（介護予防訪問介護ステーション）事業を開始  
居宅介護支援（介護予防居宅介護支援）事業を開始
- 9月 レスパイトサービス事業（市受託事業）を終了
- 19年 3月 福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を終了  
結婚相談事業（市受託事業）を終了  
生活支援型訪問介護事業を終了
- 22年 3月 訪問入浴事業、介護予防訪問入浴介護事業を終了  
障害者訪問入浴事業（市受託事業）を終了  
高齢者はり灸・マッサージ助成券支給事業（市受託事業）を終了  
「第2次座間市地域福祉活動計画」を策定
- 4月 座間市と「災害時における協力に関する協定書」締結  
法人化30周年
- 8月 神奈川県・座間市合同総合防災訓練参加「災害救援ボランティアセンター」立ち上げ訓練実施
- 23年 4月 東日本大震災協力支援（義援金街頭募金、支援物資購入、災害ボランティア基礎講座、職員災害派遣）
- 24年 3月 ほほえみサービス事業（市受託事業）を終了
- 4月 にこにこサービス事業を開始

(2) 組織



## ア 会員の区分

- ・一般会員 個人で協議会の趣旨に賛同する者
- ・賛助会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者
- ・特別会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者

## イ 委員会等

### ・企画運営委員会

理事6人で構成され、総合的調整・企画及び事業の実施計画並びに実践方法等について検討、協議します。

### ・広報委員会

理事5人で構成され、福祉意識を向上させることを目的とし、広報事業全てについて研究、討議します。

### ・事業所運営委員会

理事5人で構成され、事業所の運営・調整等について検討します。

### ・善意銀行委員会

役員等8人、ボランティア代表4人、学識経験者2人、福祉行政1人で構成され、市民等から寄せられた善意の浄財等の有効活用の検討やボランティア募集、また活動状況や啓発活動などを推進するために研究、討議します。

### ・生活福祉資金貸付調査委員会

民生委員12人、役員等2人で構成され、国・県の貸付制度により、低所得世帯及び障がい者世帯の更生を助長するために貸付、調査します。

## ウ 地区社会福祉協議会

市内に27地区（平成24年3月31日現在）が組織されています。地区社協の活動は市社協や自治会等と連携し、地域ごとの状況によりきめ細かな活動を進めている自主的な地域の福祉団体です。

## (3) 財 源

市社協の財源は、補助金、受託金等の「補助金等」、会費、寄付金、共同募金配分金等の「自己財源」、「その他財源」に区分されます。

## ア 財源の決算状況

単位：千円、%

市社協調

年 度	補助金等		自己財源		その他財源		計
		構成比		構成比		構成比	
19年度	190,017,419	43.08	224,760,831	50.96	26,307,242	5.96	441,085,492
20年度	191,057,219	44.22	217,995,912	50.45	23,053,005	5.33	432,106,136
21年度	197,595,377	43.60	231,855,426	51.17	23,691,858	5.23	453,142,661
22年度	187,005,500	39.68	239,001,355	50.71	45,274,633	9.61	471,281,488
23年度	185,884,310	38.65	239,939,862	49.90	55,052,682	11.45	480,876,854

イ 自己財源の内訳

単位：円、%

市社協調

年 度	会 費		寄付金収入		事業収入	
		構成比		構成比		構成比
19年度	7,039,359	3.13	1,529,341	0.68	9,928,234	4.42
20年度	6,811,508	3.13	954,859	0.44	10,329,845	4.74
21年度	6,728,084	2.90	1,429,369	0.62	12,563,289	5.42
22年度	6,638,863	2.78	1,386,532	0.58	13,695,891	5.73
<b>23年度</b>	<b>6,654,357</b>	<b>2.77</b>	<b>4,996,793</b>	<b>2.08</b>	<b>12,145,266</b>	<b>5.06</b>

年 度	共同募金配分金		介護保険		医療保険	
		構成比		構成比		構成比
19年度	7,861,616	3.50	147,689,261	65.71	11,044,794	4.91
20年度	7,223,268	3.31	143,918,064	66.02	9,358,595	4.29
21年度	6,295,322	2.72	145,662,052	62.82	15,341,525	6.62
22年度	6,857,231	2.87	153,870,561	64.38	14,958,705	6.26
<b>23年度</b>	<b>6,525,592</b>	<b>2.72</b>	<b>153,441,815</b>	<b>63.95</b>	<b>13,719,005</b>	<b>5.72</b>

年 度	利用料		雑収入		受取利息配当金収入	
		構成比		構成比		構成比
19年度	424,950	0.19	491,600	0.22	657,175	0.29
20年度	422,350	0.19	359,290	0.17	940,592	0.43
21年度	511,055	0.22	382,060	0.16	584,201	0.25
22年度	368,500	0.16	437,206	0.18	606,913	0.25
<b>23年度</b>	<b>313,250</b>	<b>0.13</b>	<b>448,870</b>	<b>0.19</b>	<b>947,739</b>	<b>0.39</b>

年 度	事業活動収入		計
		構成比	
19年度	38,094,501	16.95	224,760,831
20年度	37,677,545	17.28	217,995,912
21年度	42,358,469	18.27	231,855,426
22年度	40,180,953	16.81	239,001,355
<b>23年度</b>	<b>40,747,175</b>	<b>16.99</b>	<b>239,939,862</b>

ウ 会費の収入状況

単位：円、口

市社協調

年 度	一般会員		賛助会員	
	会 費	口 数	会 費	口 数
19年度	5,540,700	18,469	175,000	175
20年度	6,441,504	18,179	127,000	127
21年度	6,373,084	18,275	121,000	121
22年度	6,257,863	16,420	153,000	153
<b>23年度</b>	<b>6,337,357</b>	<b>15,136</b>	<b>143,000</b>	<b>143</b>

年 度	特別会員		計	
	会 費	口 数	会 費	口 数
19年度	240,000	80	5,955,700	18,724
20年度	243,000	81	6,811,504	18,387
21年度	234,000	78	6,728,084	18,474
22年度	228,000	76	6,638,863	16,649
23年度	174,000	58	6,654,357	15,337

#### (4) 主な事業

公費助成と会費及び共同募金等の自己財源を基に、地域福祉、在宅福祉を中心に事業展開し、平成12年度からは介護保険事業にも積極的に取り組み、推進しています。

##### ア 地区社会福祉協議会の活動

地域の福祉活動はますます重要となり、市社協はもとより地域住民自らが真剣に取り組んでいかなければならない時期となっています。

このため、小地域福祉活動の推進母体としての地区社協が福祉意識の高揚と地域連帯の充実強化を柱に、自治会をはじめ民生委員児童委員や老人会、子ども会等の参加の下、活動を推進しています。

##### ○ 地区社会福祉協議会設置状況（平成24年4月）

地区名	地区名	地区名
新田宿地区	ふたばすみれ地区	相模が丘3丁目地区
四ツ谷地区	上栗原地区	相模が丘第4地区
座間地区	小池地区	相模が丘5丁目地区
鈴鹿長宿地区	相武台B地区	小松原地区
星の谷地区	広野台地区	相武台地区
皆原地区	ひばりが丘1丁目地区	栗原中央グリーントウン地区
立野台地区	ひばりが丘第2地区	ひばりが丘2丁目地区
緑ヶ丘地区	相模が丘第1地区	ひばりが丘5丁目地区
さがみ野地区	相模が丘2丁目地区	東原地区

##### イ 社協福祉まつり

福祉意識の高揚と連帯を高めることを目的に、福祉対象（児）者はもとより一般市民等との交流の場として実施しています。

平成23年度で28回目を迎え、例年、市社協役員をはじめ関係団体やボランティア等により運営され盛大に開催されています。

平成6年度から、「ふれあいフェスティバル」の第2部として開催しています。



○ 福祉まつりの参加状況

単位：人

市社協調

年 度	一般参加者	協力者	計
19年度	3,280	240	3,520
20年度	3,900	622	4,522
21年度	3,500	650	4,150
22年度	4,150	688	4,838
<b>23年度</b>	<b>4,300</b>	<b>647</b>	<b>4,947</b>

ウ ボランティア活動

福祉に係る制度等は多種あるものの、福祉対象者等が必ずしもその制度に該当し、適用されるとは限りません。

また、制度等に該当しても、さらに援助の手が必要なケースが多い中で、市民の心暖まる善意による援助の手は今後ますます期待され、必要となります。

このため、市社協では市民ボランティアの育成と活動の援助に努めています。

○ ボランティア登録と活動状況

単位：人、団体

市社協調

年 度	個人登録数	団体登録		活動延べ人数
		団体数	会員数	
19年度	343	58	1,560	4,895
20年度	299	59	1,616	3,846
21年度	260	60	1,530	3,812
22年度	288	57	1,397	3,536
<b>23年度</b>	<b>346</b>	<b>60</b>	<b>1,350</b>	<b>3,536</b>

○ ボランティア活動状況

単位：件

(平成23年度) 市社協調

対 象	対人（外出援助、話し相手等）	作 業（洗濯物畳み等）	計
障がい（児）者	499	343	842
高齢者	791	1,241	2,032
乳幼児・児童	323	36	359
その他	237	44	281
計	1,850	1,664	3,514

エ ほほえみサービス事業

市民の相互扶助に基づいた、市民参加による登録制度の有料在宅福祉サービス。平成23年度で終了。

- ・ 協力会員

事業に対する理解と熱意をもってサービス提供できる人

- ・ 利用会員

市内に居住する高齢者、障がい者、母子父子家庭等で日常生活を送る上で、支障があり、何らかの支援が必要な人

- ・ 内 容

自立支援を原則とする家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）、身体介助（通院、外出時の介助等）

- ・ 利用時間

月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時

- ・ 利用料金（利用券）

1時間＝900円、30分＝450円

○ 利用登録及び活動状況

単位：件

市社協調

年 度	利用会員数	協力会員数
19年度	23	108
20年度	20	107
21年度	22	75
22年度	22	75
23年度	20	76

○ ほほえみサービス利用会員の区分

単位：人、%

市社協調

年 度	高齢者					
	夫婦世帯		一人暮らし世帯		その他世帯	
	登録数	構成比	登録数	構成比	登録数	構成比
19年度	3	13.0	13	56.5	4	17.3
20年度	3	15.0	10	50.0	3	15.0
21年度	4	18.2	9	40.9	4	18.2
22年度	3	14.0	11	50.0	4	18.0
23年度	4	20.0	11	55.0	3	15.0

年 度	心身障がい(児)者世帯		母子・父子世帯		その他世帯		計
	登録数	構成比	登録数	構成比	登録数	構成比	
19年度	1	4.4	1	4.4	1	4.4	23
20年度	1	5.0	2	10.0	1	5.0	20
21年度	1	4.5	2	9.1	2	9.1	22
22年度	1	4.5	1	4.5	2	9.0	22
23年度	1	5.0	0	0.0	1	5.0	20

○ ほほえみサービス派遣実績

単位：回、時間

市社協調

年 度	ほほえみ							
	高齢者世帯		障がい者世帯		その他		計	
	回数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回数	時 間
19年度	1,151	1,284.00	80	43.00	283	517.00	1,514	1,844.00
20年度	740	782.50	58	29.75	241	264.00	1,039	1,076.25
21年度	596	658.00	76	71.75	172	186.75	844	916.50
22年度	419	456.25	112	57.00	117	120.50	648	633.75
23年度	427	443.50	149	75.50	26	26.00	602	545.00

オ ファミリー・サポート事業

「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを手助けしたい人」を引き合わせ、子育ての援助活動を応援する事業。平成14年10月開始。

- ・ 協力会員（子育てを手助けしたい人）  
この事業に対する理解と熱意を有する市内在住の20歳以上で、事務局の実施する講習会を受講した人
- ・ 利用会員（子育てを手助けしてほしい人）  
原則として同居している親族であって、生後3カ月から小学3年生まで（障がい有する児童は小学6年生まで）の乳児、幼児又は児童のある人
- ・ 内 容  
保育園、幼稚園、児童ホーム、小学校等の送迎、保育、預かり等
- ・ 利用時間  
午前6時30分～午後9時  
※原則として年末年始12月28日～1月4日は除く。
- ・ 利用料金  
30分450円（兄弟で預ける場合は2人目から225円）

○ 登録会員の状況

単位：人

市社協調

年 度	利用会員	協力会員	両方登録者
19年度	263	124	11
20年度	234	93	3
21年度	276	100	4
22年度	236	84	4
23年度	286	96	4

○ ファミリー・サポート事業活動状況

単位：回、時間

市社協調

年 度	保育所・幼稚園の							
	送 り		迎 え		登園前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
19年度	371	186.0	250	125.0	50	43.5	183	303.0
20年度	276	138.0	220	110.0	26	25.5	84	81.5
21年度	192	103.0	278	145.5	45	42.5	173	140.0
22年度	442	221.5	704	352.5	94	69.0	572	561.5
23年度	25	12.5	383	191.5	0	0.0	185	272.0

年 度	小学校・児童ホームの							
	送 り		迎 え		登校前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
19年度	46	23.0	2,108	1,054.0	18	14.0	324	483.0
20年度	17	8.5	1,183	591.5	12	12.0	239	490.0
21年度	8	4.0	1,194	623.0	3	3.0	192	428.5
22年度	92	46.0	1,038	519.0	46	43.0	93	152.0
23年度	240	120.0	1,054	528.0	74	60.5	340	459.5

年 度	学童の放課後の 預かり		保護者の買い物等、 外出時の場合の援助		保育所・学校等 休み時の援助		保育所・帰宅後の 預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
19年度	72	143.5	22	74.5	4	2.0	4	5.5
20年度	0	0.0	154	429.0	0	0.0	0	0.0
21年度	0	0.0	96	223.0	0	0.0	0	0.0
22年度	0	0.0	24	73.5	0	0.0	0	0.0
23年度	0	0.0	15	43.0	0	0.0	0	0.0

年 度	他の子供の行事の場合の 援助・冠婚葬祭		保護者の就労時（母子・ 父子家庭含む）の援助		保護者の病気、その他 休養の場合の援助		その他	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
19年度	4	6.0	21	112.5	18	48.5	148	74.5
20年度	6	14.5	4	28.4	29	80.5	166	105.5
21年度	11	17.0	11	83.0	2	4.0	279	141.0
22年度	0	0.0	4	16.0	2	4.0	131	71.5
23年度	5	14.5	4	23.5	19	114.5	68	34.0

年 度	計	
	回 数	時 間
19年度	3,643	2,698.5
20年度	2,416	2,114.5
21年度	2,484	1,957.5
22年度	3,242	2,129.5
23年度	2,412	1,873.5

カ 日常生活自立支援事業

日常生活を営む上で支障のある方（認知症高齢者、知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者）の福祉サービスを利用する権利や日常の金銭管理又は財産を守るための事業。

単位：件

市社協調

年 度	日常相談			契約者		
	高齢者 世帯	障がい者 世帯	計	高齢者 世帯	障がい者 世帯	計
19年度	1,127	767	1,894	19	15	34
20年度	1,566	1,414	2,980	17	17	34
21年度	1,770	1,562	3,332	23	14	37
22年度	1,681	1,225	2,906	21	13	34
23年度	1,747	1,380	3,127	22	13	35

キ 喜寿お祝い記念事業

年度中に喜寿を迎える方の長寿を祝い、記念写真を撮影し、贈呈。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
23年度	359

ク 長寿ふれあい事業（長寿お祝いの集い）

88歳以上の方、77歳の喜寿の方、65歳以上の一人暮らしの方を招き、市立市民文化会館で演芸等を実施。平成22年度で廃止。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
19年度	401
20年度	433
21年度	472
22年度	486

ケ 地域ふれあい会食会事業

65歳以上の一人暮らしの方を招き、地域内の交流を深めています。ふれあい（独居）会食会は、平成21年度より年2回（11・2月）から年1回（11月）に変更。地域ふれあい会食会は平成22年度で廃止。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数	
	ふれあい（独居）会食会	地域ふれあい会食会
19年度	743	818
20年度	787	846
21年度	389	905
22年度	375	1,188
23年度	363	—

コ 高齢者はり・灸・マッサージ助成券支給事業（市委託事業）

75歳以上の高齢者（施設入所者を除く）に対して、健康保持や機能低下の防止等のために、はり・灸・マッサージ助成券を支給。平成20年度で廃止。

- ・ 内 容 年間4枚（助成枚数は支給月により異なる。）
- ・ 助 成 額 助成券1枚単価2,000円
- ・ 配布方法 毎年4月に各老人憩いの家で配布  
（指定日以降は、総合福祉センターで配布）

単位：枚、円

市社協調

年 度	助成券利用枚数	助成額
19年度	2,516	5,032,000
20年度	2,513	5,026,000

サ チョッピリ先生連絡会の活動（市委託事業）

高齢者の生きがいや連帯等の向上を目的に、おおむね60歳以上の方が長年の経験や体験等を用い地域や学校等で活動する会員制の組織。手工芸、文芸、スポーツ、芸能踊り、芸能唄詩吟、よろず、おはやしの7部門。

単位：人、回

市社協調

年 度	会員数	活動回数
19年度	173	1,417
20年度	173	1,384
21年度	166	1,335
22年度	160	1,283
23年度	166	1,298

シ 座間市障害者団体連合会活動

市障害者団体連合会は、障がい（児）者等の福祉向上や会員増強と相互交流の増進を目的とし組織され、市や社協の補助金等により各種の事業を展開。

単位：人

（各年度末現在）市社協調

年度	座間市 身体 障害者 協会	座間市 視覚 障害者 協会	座間市 聴覚 障害者 協会	座間市 肢体 不自由 児者 父母 の会	座間市 腎友会	座間市 手をつなぐ 育成会	サポート ざま	座間 やまびこ	ゆい まーる	計
19年度	125	35	32	16	52	82	34	26	-	402
20年度	125	35	32	16	52	82	34	26	-	402
21年度	112	27	31	16	55	69	30	27	28	395
22年度	112	27	31	-	55	69	30	27	28	379
23年度	124	25	34	-	65	68	11	29	19	375

ス 障害者激励一泊旅行

障がい者の激励と相互の親睦等を深めるため、一泊旅行を実施。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
19年度	145
20年度	146
21年度	114
22年度	98
<b>23年度</b>	<b>72</b>

セ 障害者日帰りバス旅行

障がい者の憩いの場として、日帰りバス旅行を実施。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
19年度	103
20年度	194
21年度	204
22年度	179
<b>23年度</b>	<b>169</b>

ソ 腎機能障害者入浴券配布事業

単位：人

市社協調

年 度	使用者数
19年度	17
20年度	20
21年度	23
22年度	15
<b>23年度</b>	<b>10</b>

タ 生活資金貸付制度

低所得者世帯等で緊急に生活資金等が不足した場合、つなぎ的に資金を融資。

- ・ 貸付限度額 25,000円
- ・ 償還期間 6カ月以内
- ・ 利息 無利子
- ・ 保証人 市内在住の連帯保証人1人必要

単位：件

市社協調

年 度	生活保護世帯	要保護世帯	計
19年度	172	12	184
20年度	231	10	241
21年度	295	4	299
22年度	361	6	367
<b>23年度</b>	<b>379</b>	<b>3</b>	<b>382</b>

チ 生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯及び障がい者世帯への世帯更正助長のための、国・県の融資制度。各資金の融資項目により貸付額等が異なります。

単位：件

市社協調

年 度	貸付件数
19年度	7
20年度	5
21年度	19
22年度	36
<b>23年度</b>	<b>16</b>

ツ ひとり親家庭激励事業

一人親家庭における福祉向上を目的に、親子間や家族間で楽しめる事業を実施し、家族や世帯間の絆を深めてもらう機会を創出。平成22年度までは「母子家庭・父子家庭激励バス旅行」として実施。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数	行き先
19年度	336	東京ディズニーシー
20年度	239	富士急ハイランド
21年度	211	マザー牧場
22年度	115	湘南海岸、生命の星地球科学館
<b>23年度</b>	<b>26</b>	<b>座間谷戸山公園（交流サロン）</b>



## (5) 共同募金（県共同募金会座間市支会事務局）

社会福祉のための資金づくりには様々なものがありますが、法律に基づいて寄付金募集が行われるのは共同募金だけで、民間の社会福祉活動を維持向上させるための唯一の総合的な募金運動です。

例年、10月1日から12月31日までの期間で、国民的たすけあい運動として全国的に実施されています。

共同募金運動は、赤い羽根募金運動（10月1日から10月31日まで）と年末たすけあい募金運動（12月1日から12月31日まで）の二つに区分して実施されています。

共同募金運動で寄せられた募金は、社会福祉施設等の建設費や改修費等の一部に、また、障がい者の地域作業所等の施設整備費やボランティア活動等、民間福祉団体の運営費、活動費など、社会福祉向上のために寄与しています。

### ア 共同募金の状況

単位：円

市社協調

年 度	赤い羽根募金	年末たすけあい募金	計
19年度	7,449,436	6,972,751	14,422,187
20年度	7,139,985	6,746,558	13,886,543
21年度	6,843,500	6,350,493	13,193,993
22年度	6,636,239	6,170,544	12,806,783
<b>23年度</b>	<b>6,748,515</b>	<b>5,958,736</b>	<b>12,707,251</b>

### イ 赤い羽根募金の状況

単位：円

市社協調

年 度	法人募金	大口募金	戸別募金	街頭募金	職域募金
19年度	426,000	3,000	6,392,128	221,472	97,091
20年度	333,000	-	6,173,251	184,623	100,225
21年度	322,396	-	6,003,467	154,056	89,811
22年度	305,650	-	5,712,049	160,863	73,709
<b>23年度</b>	<b>466,054</b>	<b>-</b>	<b>5,601,704</b>	<b>192,974</b>	<b>86,712</b>

年 度	学校校内募金	預金利子	その他	計
19年度	164,363	2,400	142,982	7,449,436
20年度	166,739	-	182,147	7,139,985
21年度	123,172	-	150,598	6,843,500
22年度	148,089	-	235,879	6,636,239
<b>23年度</b>	<b>202,682</b>	<b>-</b>	<b>198,389</b>	<b>6,748,515</b>

※平成20年度から、大口募金、預金利子はその他に含む。

ウ 年末たすけあい募金の状況

単位：円

社協調

年 度	法人募金	大口募金	戸別募金	街頭募金	職域募金
19年度	201,000	50,350	6,164,608	288,946	92,886
20年度	124,146	-	5,987,185	215,218	125,210
21年度	145,000	-	5,693,038	191,829	69,992
22年度	219,000	-	5,471,903	190,078	66,509
<b>23年度</b>	<b>134,000</b>	-	<b>5,347,117</b>	<b>177,269</b>	<b>54,720</b>

年 度	学校校内募金	預金利子	その他	計
19年度	0	1,189	173,772	6,972,751
20年度	-	-	294,799	6,746,558
21年度	-	-	250,634	6,350,493
22年度	-	-	223,054	6,170,544
<b>23年度</b>	-	-	<b>245,630</b>	<b>5,958,736</b>

※平成20年度から、大口募金、預金利子はその他に含む。



## 2 日本赤十字社座間市地区

日本赤十字社は、社員をもって組織される特殊法人で、運営費は社員の社資とその他の寄付金によってまかなわれています。

また、その活動は、人道と博愛の精神を基調とし、明るい住みよい平和な社会を築くことを目的としています。

### (1) 赤十字社員増強運動

赤十字思想の理解を深め、全戸社員加入を目標に社員増強運動を毎年5月に展開しています。

単位：円

福祉長寿課調

年 度	社資募集目標額	実績額
19年度	9,135,000	7,771,306
20年度	9,135,000	7,385,480
21年度	9,135,000	7,365,162
22年度	9,135,000	7,138,998
23年度	9,135,000	6,905,404

### (2) 日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護

日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護要綱に基づき、災害救助法の適用を受けない火災、風水害、地震等の災害により、住家に半焼（壊）以上の被害を受けた被災者を応急に援護することを目的とし、日用品、寝具等生活必需品（援護物資）及び災害見舞金、並びに重傷見舞金及び死亡弔慰金の交付により、被災者の援護を行います。

#### ア 世帯に対する援護

区 分	内 容
援護物資	被災世帯構成員1人につき1セット
災害見舞金	被災世帯1世帯につき10,000円

#### イ 個人に対する援護

区 分	内 容
重傷見舞金	重傷者1人につき10,000円
死亡弔慰金	死亡者1人につき20,000円





## XI 資料

## 1 市内保健福祉関係施設等一覧

### (1) 他に分類されない公共施設

施設名	所在地	電話	設立年月
総合福祉センター	緑ヶ丘1-2-1	046-266-1294	平成13年 4月
市民健康センター	緑ヶ丘1-1-3	046-251-6822	平成 8年 9月
子育て支援センター	東原2-8-1	046-254-2634	平成13年10月
第2子育て支援センター	相模が丘5-29-59	042-740-2788	平成16年 7月
青少年センター	立野台1-1-4	046-253-8411	昭和53年 4月
市公民館	入谷1-3097	046-255-3131	昭和29年11月
北地区文化センター	相模が丘5-30-4	042-747-3361	昭和52年 4月
東地区文化センター	東原3-1-1	046-253-0781	昭和56年 4月
市立図書館	入谷3-5873	046-255-1211	昭和58年 4月
立野台コミュニティセンター	立野台3-14-12	046-255-0815	平成 2年 4月
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026	046-257-4871	平成 3年 4月
小松原コミュニティセンター	小松原1-45-14	046-257-9640	平成 4年 4月
東原コミュニティセンター	東原4-13-13	046-255-9770	平成 5年 9月
相模が丘コミュニティセンター	相模が丘3-38-1	046-258-3000	平成 8年11月
相武台コミュニティセンター	相武台3-4770-26	046-258-3001	平成 9年10月
栗原コミュニティセンター	栗原中央3-29-17	046-257-7210	平成21年12月
座間市社会福祉協議会	緑ヶ丘1-2-1	046-266-1294	昭和32年 7月
ボランティアセンター	(総合福祉センター内)	046-266-2002	平成 9年 8月

### (2) 市立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
栗原保育園	栗原中央6-5-28	046-251-1044	昭和40年 4月
相模が丘東保育園	相模が丘5-12-36	042-743-2200	昭和41年 4月
ちぐさ保育園	四ツ谷835	046-251-2202	昭和42年 4月
緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘6-3-16	046-252-0763	昭和44年 4月
東原保育園	東原4-12-18	046-251-5564	昭和45年 4月
相武台保育園	相武台3-4770-4	046-253-2523	昭和47年 4月
ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-58-1	046-254-9338	昭和49年 4月
小松原保育園	小松原1-29-8	046-255-6671	昭和52年 4月
相模が丘西保育園	相模が丘2-43-41	046-255-2100	昭和54年 4月

### (3) 私立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
わかば保育園	座間1-3281	046-251-6776	昭和25年11月
座間保育園	入谷5-1803	046-251-0355	昭和26年 2月
やなせ保育園	入谷4-2629-16	046-251-5544	昭和45年 4月
座間子どもの家保育園	さがみ野1-8-25	046-253-2784	昭和47年 4月
あゆみ保育園	緑ヶ丘4-16-16	046-255-8691	昭和53年 4月
いその保育園	緑ヶ丘1-26-6	046-254-5772	昭和55年 4月
広野台保育園	広野台1-32-3	046-255-3616	昭和56年 4月
栗の実保育園	東原1-6-30	046-254-1929	昭和56年 4月
座間すこやか保育園	入谷4-2765-18	046-298-2555	平成15年 5月

#### (4) 児童館

施設名	所在地	電話	設立年月
座間児童館	入谷5-1891-5	046-252-0621	昭和42年 5月
鳩川児童館	座間1-1922	046-255-5738	昭和52年 4月
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1	046-256-0236	昭和57年 5月
相模野児童館	広野台1-46-29	046-256-2419	昭和59年 4月

#### (5) 児童養護施設

施設名	所在地	電話	設立年月
成光学園	緑ヶ丘4-20-21	046-251-0128	昭和24年 4月

#### (6) 高齢者関係施設

施設名	所在地	電話	設立年月
生きがいセンター	小松原1-45-21	046-251-8300	平成元年 4月
相模が丘老人憩いの家	相模が丘2-43-39	046-256-4124	昭和54年 4月
ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘1-41-6	046-256-4013	昭和54年11月
立野台老人憩いの家	立野台3-20-41	046-256-4011	昭和55年10月
相武台老人憩いの家	相武台4-1441-1	046-255-3781	昭和57年 3月
栗原老人憩いの家	栗原中央5-8-1	046-252-5997	昭和58年 2月
座間老人憩いの家	座間2-2765	-	昭和58年 3月
入谷老人憩いの家	入谷4-2773-3	046-251-0102	昭和62年12月
社団法人座間市シルバー人材センター	小松原1-45-21 (生きがいセンター内)	046-254-5361	平成 2年 4月
特別養護老人ホーム「座間苑」	新田宿151	046-256-3363	昭和56年 5月
特別養護老人ホーム「栗原ホーム」	栗原中央6-1-18	046-251-1166	昭和62年 5月
特別養護老人ホーム「ベルホーム」	栗原1261-1	046-257-1121	平成11年 5月
特別養護老人ホーム「サライ」	小松原1-17-15	046-298-6511	平成20年 5月
特別養護老人ホーム「第二座間苑」	新田宿623	046-200-8338	平成21年 5月
老人保健施設 老健さがみ	相模が丘6-21-27	046-266-5010	平成12年 3月
老人保健施設 神奈川セントラルケアセンター	栗原912-2	046-298-2277	平成13年 4月
有料老人ホーム「レスト・ヴィラ座間」	座間1-3412-1	046-251-6788	昭和63年 1月
有料老人ホーム「レスト・ヴィラ座間谷戸山」	入谷4-2741-3	046-252-6501	平成18年 9月
有料老人ホーム「ベストライブ相武台」	緑ヶ丘4-7-3	046-266-6655	平成15年 2月
住宅型有料老人ホーム高齢者住宅「こもれび」	新田宿201	046-298-0601	平成21年 9月
住宅型有料老人ホーム「プライムガーデンかながわ」	入谷1-191-1	046-266-3939	平成23年 3月
住宅型有料老人ホーム「ケアレジデンスひばりが丘」	ひばりが丘3-59-18	046-254-6227	平成23年 9月
特例許可老人病院「相武台病院」	相武台1-4941-1	046-256-5111	平成 6年 7月
老人性認知症疾患相談病院「相模台病院」	相模が丘6-24-28	046-256-0011	平成 9年 5月
座間市社協訪問看護ステーション	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2006	平成11年 7月
相模台訪問看護ステーション	相模が丘6-27-9	046-251-0363	平成 9年 8月
座間市社協地域包括支援センター	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2005	平成18年 4月
地域包括支援センター第二座間苑	新田宿623	046-256-9007	平成21年 4月
ベルホーム地域包括支援センター	栗原1261-1	046-258-2030	平成18年 4月
相模台地域包括支援センター	相模が丘6-27-9	046-266-5222	平成18年 4月
デイサービスセンター「ケアセンター座間苑」	新田宿125-4	046-255-7772	平成 9年11月
デイサービスセンター「栗原ホーム」	栗原中央6-1-18	046-251-1166	昭和62年10月
デイサービスセンター「ベルホーム」	栗原1261-1	046-258-2020	平成11年 5月

施設名	所在地	電話	設立年月
デイサービスセンター「座間市社協在宅サービス事業所」	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2004	平成13年 6月
栗原ホーム第2ケアセンター	栗原2382-8	046-258-3931	平成 8年10月
グループホーム「小松原」	小松原1-28-14	046-298-3360	平成15年 3月
グループホーム「あいち」	相武台1-4947-10	046-298-7021	平成19年10月
愛の家グループホーム座間	座間2-2884	046-252-3300	平成23年 3月
愛の家グループホーム座間西栗原	西栗原2-15-58	046-252-3500	平成23年11月
グループホーム「イー・ケア座間」	栗原中央3-10-1	046-257-1226	平成24年 4月
小規模多機能居宅介護「ふれんどりの家」	座間2-2962-16	046-298-1177	平成18年 9月
小規模多機能居宅介護「リビング暖らん」	相武台1-4507 第6廣榮ビル402	046-298-5535	平成20年 6月
小規模多機能居宅介護「ふれんどりの郷」	栗原中央4-23-21	046-210-3811	平成20年10月
認知症対応型通所介護「タクロウ座間ポッポ」	立野台3-29-26	046-253-3371	平成19年10月
サービス付き高齢者向け住宅「ココファン座間」	東原1-6-12	046-252-1021	平成22年 6月
住宅型有料老人ホーム「こもれび相武台」	相武台2-171-1	046-298-7865	平成23年10月

## (7) 障がい者関係施設

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
もくせい園	生活介護	栗原中央6-7-27	046-253-0804	昭和58年 4月
県立座間養護学校	-	入谷2-314-1	046-255-2251	昭和54年 4月
あおば福祉サービス	訪問入浴	新田宿207	046-298-0022	平成16年 8月
あおば福祉サービス 相武台	居宅介護、重度訪問介護	相武台2-171-1	046-298-7581	平成24年 3月
アガペ壺番館	生活介護、短期入所、 日中一時支援	小松原2-10-14	046-254-7111	平成11年 4月
アガペ第1作業所	就労移行、就労 継続B			平成 9年 8月
アガペ第2作業所	短期入所、就労移行、 就労継続B			平成18年10月
赤い屋根	日中一時支援	座間2-969	046-400-9174	平成18年10月
歩会	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	さがみ野1-8-14	046-251-0461	平成15年 4月
いずみの郷	就労継続B	座間1-3409-2	046-252-5556	平成22年 4月
いっぼ	共同生活介護	入谷1-3125-2	046-244-3920	平成21年10月
ドウ	共同生活介護	座間2-2615	046-244-0073	平成24年 3月
いぶき	就労継続B	小松原1-45-21 (生きがいセンター内)	046-253-0835	昭和58年 4月
ウィンディーザマ	地域活動支援センター	緑ヶ丘5-4-25	046-252-5117	平成 8年 5月
えのきの里	地域活動支援センター	相模が丘4-16-28	046-257-6210	昭和55年 4月
かざぐるま	地域活動支援センター	緑ヶ丘1-11-19	046-255-6160	平成16年 4月
神奈川ライトハウス	地域活動支援センター	入谷3-1707-16 星野ハイツC-102	046-205-6040	平成19年12月
きづき	就労継続B	緑ヶ丘5-6-28	046-244-6915	平成22年 3月
グローリー	就労継続B	緑ヶ丘5-4-25	046-244-5404	平成22年 4月
ケアサポートあおぞら	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	栗原1763-29	046-251-1515	平成22年 7月
サニーキッズ	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	緑ヶ丘1-2-1 市立総合福祉センター内	046-252-7176	平成13年 4月
さくらんぼ	就労継続B	栗原1151-1	046-255-5583	平成 7年 4月



施設名	分類	所在地	電話	設立年月
ざま福祉会	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	東原4-12-51	046-253-6702	平成12年 4月
サンセール	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷3-1702-1 アクセス101	046-298-5855	平成17年 9月
座間市社会福祉協議会	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2006	平成18年 4月
スカイプラザ	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷1-45-2	046-256-0422	平成12年 3月
スマイル	共同生活介護	相模が丘2-32-23	042-705-2556	平成22年 9月
セントケア座間	居宅介護、重度訪問介護	緑ヶ丘6-25-15 野島ビル 1階	046-298-1050	平成16年 7月
てまり	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷4-2690-45	046-257-8754	平成13年 5月
トランステック	就労継続A	栗原871-1	046-254-5442	平成 6年11月
ピープル	居宅介護、重度訪問介護	相模が丘1-40-15	046-252-6906	昭和62年10月
ヒューマンサービス	就労移行	栗原871-1	046-254-5442	平成22年 7月
ホップステップ	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	入谷4-2690-45	046-257-8754	平成18年 3月
生活ホームみどり	共同生活介護	ひばりが丘1-29-5	046-258-3115	平成10年 4月
緑の家	生活介護	東原1-9-51	046-257-3539	平成 3年 4月
緑の家	就労継続B	東原1-9-52	046-257-1858	平成 7年 4月
緑の家	日中一時支援	東原2-8-1 通園センター内	046-254-2655	平成18年10月
緑の家	地域活動支援センター	東原1-9-65	046-251-1596	平成21年 4月
ゆめひろば	居宅介護、重度訪問介護、 就労継続B、移動支援	緑ヶ丘5-5-22	046-205-8350	平成17年 1月
オリーブ	放課後等デイサービス	四ツ谷499	046-204-5577	平成24年 7月
座間市こころの相談支援 センターNOUED (ヌー)	相談支援、地域移行支援	緑ヶ丘1-1-26-206	046-266-1321	平成24年 4月
ひばり訪問介護ステ ーション小田急相模原	居宅介護、重度訪問介護	相模が丘4-63-7	046-259-7261	平成23年12月

## 2 社協登録ボランティアグループ一覧

(平成23年度末現在)

グループ名	主な活動内容	会員数
座間市点訳サークルあかり会	視覚障がい者の福祉向上のための点訳活動	23
座間録音奉仕グループ泉の会	視覚障がい者の福祉向上のための録音活動	35
ファミリースペース「こんにちわ」	精神保健に関する相談とサロン、食事会の実施	12
座間キャラバン隊	知的障がい児の保護者向けの勉強会、講演活動	7
座間市視覚障害者誘導グループ	視覚障がい者の福祉向上のための外出援助活動	16
拡大写本サークル「つばさ」	視覚障がい（児）者の教科書等の拡大写本活動	27
座間市パソコンボランティアグループ「パソボラZAMA」	高齢者や障がい者へのパソコン指導	5
座間精神保健ボランティアグループひだまり	精神障がい者への理解と地域での援助活動	8
ひらけごま	地域精神保健福祉支援活動	6
福祉工房グループ ざま	福祉対象者への住宅大工仕事活動等	7
山歩きサークル「ブロッケン」	知的障がい者支援	45
要約筆記と手話ひまわり会	聴覚障がい者の福祉向上のための要約筆記活動	39
座間市手話サークル星の会	聴覚障がい者の福祉向上のための手話活動	48
小松原いきいき会	障がい者施設、その他各種団体のお祭りに参加、協力	21
ラポールの会	傾聴を学び実践する会	19
あしたばの会	福祉施設支援活動	7
神奈川女性協議会コスモスグループ	福祉施設支援活動	65
成光学園ボランティアクラブ	児童、学生等の勉学指導等の活動	40
マザーズクラブ	福祉全般援助	11
座間子育てボランティアグループ アクティヴ・ママ	乳幼児を抱える母親を中心に、子育てサロン、講座、ミニコミ誌等の発行	30
不登校・ひきこもり居場所あすなる	不登校児童やひきこもりの方々の居場所づくり	12
座間地区更生保護女性会	子育て支援活動	15
ざま子育て支援ボランティア 「つくしんぼの会」	子育て支援活動	8
ふれあいサロン ハグハグ	子育て支援（0～3歳児までの母・子のおしゃべりサロン）活動	10
親子リトミック「びよびよサークル」	子育て支援活動	7
座間にほんご教室	外国人への日本語指導、情報提供等	20
日本語ボランティアサークル「そら」	外国人に対する日本語指導等	12
日本語サークル「わ」	外国人に対する日本語指導、情報提供等	13
音楽療法ボランティア団体桜花合唱団	高齢者や障がい者施設等への合唱慰問活動	20
オカリナ・ピーポの会	オカリナによる施設への慰問活動	16
お直舞踊銭太鼓 直伎久会	銭太鼓による慰問活動	63
佳遊桜花会	音楽等による福祉施設等への慰問活動	20
アナウンス・サポート希夢	式典、イベント等の司会、朗読活動等	3
車椅子レクダンス普及会「矢車草の会」座間支部	車椅子レクダンスの指導	14
交通安全劇場	子供を対象とした交通劇、人形劇による交通規則等の指導	5
ざま弦楽アンサンブル	弦楽合奏による福祉施設等への慰問活動	19
ざま座	演劇による福祉施設等への慰問活動	6
大正琴&ベル&朗読劇団ONE♡ハート	大正琴とハンドベルによる施設への訪問活動	110
座間ハーモニカ「朋」	ハーモニカによる施設への慰問活動	18
演奏家グループ「ショコラ」	演奏活動による施設への慰問活動	10
ざまりードアンサンブル	ハーモニカの指導及び施設への慰問活動	14
さがみ野コスモス会	社交ダンスによる慰問活動	10
シルバー・コーラスざま	コーラスによる慰問活動	43
ウクレレZAMA	演奏活動による施設への慰問活動	14
サニーアンサンブル	ギター演奏による慰問活動	8

グループ名	主な活動内容	会員数
座間総合高校フラメンコ部	フラメンコによる福祉施設への慰問活動	8
シルバー・ハーモニカ華	ハーモニカによる施設への慰問活動	3
ミュージック・グループ・ミント	演奏活動による施設への慰問活動	4
いづみソフト会	地域の支援活動	32
サークル白ゆり	花壇等地区の美化活動	23
ざま災害ボランティアネットワーク	災害に関する各種訓練、啓発活動	54
よもぎの会	募金活動等	104
食生活改善推進団体ひまわり会	食生活の向上のための活動	55
バリフリマップ座間	バリアフリーマップ作成、啓発活動	11
和楽美	行事やイベント協力、高齢者の支援	13
櫛の会	地域福祉推進活動	26
ざま生涯学習コーディネーター連絡会	学習情報の提供と学習相談	15
ZAMA生涯学習ボランティア研究会	暮らしを豊かにする講座の企画等	12
セルフ・カウンセリング学習会「ナチュラル」	セルフカウンセリング活動	6
皆原しらかし会	雑巾作成、施設行事手伝い等	23
<b>計 60 団体</b>		<b>1,350</b>



### 3 保健・医療・福祉関連年表

年 月	事 項
昭和21年 9月	生活保護法（旧）制定 保健所法制定（→平成6年地域保健法）
22年	第1次ベビーブーム（昭和22～24年）
12月	児童福祉法制定
23年 5月	墓地、埋葬等に関する法律制定
6月	予防接種法制定
7月	民生委員法、優性保護法、公衆浴場法制定
9月	相模原町から座間町が分立
24年12月	身体障害者福祉法制定
25年	身体障害者福祉協会発足
1月	国保事業開始
4月	新生活運動の一環として葬祭具貸し出し事業開始
5月	生活保護法（新）制定 精神衛生法制定（→昭和62年精神保健法、平成7年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）
8月	狂犬病予防法制定
26年 3月	社会福祉事業法、結核予防法制定
4月	社会福祉事業法施行に伴い高座地方事務所に福祉事務所設置
5月	児童憲章制定
11月	民生委員改選（定数11人）
27年 8月	日本赤十字社法制定
28年	母子相談員設置 母子福祉資金の貸付開始
12月	民生委員定数15人任命
29年11月	市立公民館開館
31年12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
32年 1月	工場誘致条例制定
4月	原水爆禁止協議会発足
7月	社会福祉協議会発足
33年	法外援護資金貸付開始 敬老祝金支給事業開始
12月	国民健康保険法（新）制定
34年 4月	国民年金法制定
12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
35年 3月	精神薄弱者福祉法制定（→平成10年知的障害者福祉法）
36年11月	児童扶養手当法制定
37年	長寿会改組（6地区）
12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
38年 7月	老人福祉法制定
9月	敬老入湯会実施
39年 4月	心身障害者手当
7月	母子福祉法制定（→昭和56年母子及び寡婦福祉法）
40年 4月	市立栗原保育園開園
8月	母子保健法制定
12月	民生委員児童委員改選（定数18人）
41年 4月	市立相模台保育園開園（現相模が丘東保育園）
42年	育児相談実施
1月	国保事業医療費無料化制度発足（3歳未満、80歳以上）

年 月	事 項
昭和42年4月	市立ちぐさ保育園開園 市立座間小学校に特殊学級開設 全国に先駆けて特別福祉手当の支給
5月	座間児童館開館
43年 2月	栗原児童館開館
7月	国保事業重度身体障害者1・2級の10割給付開始
8月	市立文化福祉会館開館
10月	結婚相談所発足
12月	民生委員児童委員改選（定数36人）
44年 4月	相模が丘児童館開館 国保事業6歳未満の歯科診療、75歳以上、中度身体障害者3・4級の10割給付開始 胃がん・子宮がん集団検診開始 市立緑ヶ丘保育園開園
45年 4月	市立東原保育園開園 市立座間中学校に特殊学級開設
5月	心身障害者対策基本法（→平成5年障害者基本法）
10月	全国に先駆けて医療費無料化制度発足（75歳以上）
46年	第2次ベビーブーム（～49年）
4月	医療費無料化制度75歳から70歳に引き下げ
5月	児童手当法制定
6月	県立座間保健ステーション開館
11月	市制施行 福祉事務所開設
12月	民生委員児童委員改選（定数36人）
47年	おむつ支給事業開始（高齢者）
4月	市立相武台保育園開園 心身障害（児）者医療費扶助（障害者1級から4級、精薄者IQ75以下） 制度発足 老人家庭奉仕員制度発足
9月	老人スポーツ大会開催
10月	ひばりが丘・小松原児童館開館 小住宅改良資金貸付制度発足
12月	休日昼間救急診療事業開始 民生委員児童委員改選（定数72人）
48年	ホームヘルプサービス事業開始
1月	老人福祉法が一部改正され、国で医療費の無料化制度実施（70歳以上）
2月	市総合計画策定
4月	市ひまわり学園（重度心身障がい児の教育の場）開園 医療費無料化制度を68歳以上に引き下げ
9月	葬祭具貸し出し事業の一環として霊柩自動車購入 災害弔慰金の支給等に関する法律制定
49年 4月	市立ひばりが丘保育園開園 老人福祉電話貸付制度発足 高齢者、身障者入浴券支給制度発足 医療費無料制度を67歳以上に引き下げ 老人、身障者サービス店誕生（福祉の店）
9月	第1回福祉大会開催 市民福祉憲章制定、9月15日を福祉の日とする

年 月	事 項
昭和50年 4月	原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ受療券支給事業開始
8月	老人福祉センター（本郷荘）開設（3市1町の清掃処理組合で建設）
51年 1月	立野台児童館開館
2月	休日昼間夜間救急診療事業開始
4月	家庭保育福祉員制度開始 日常生活用具貸与等事業（障がい者）開始
52年 4月	市立小松原保育園開園 鳩川児童館開館
5月	視力障がい者に声の広報配布
9月	福祉の日を福祉週間とする
12月	民生委員児童委員改選（定数83人）
53年 4月	高齢者、身障者に理髪券支給制度発足 乳がん検診開始、風しん予防接種開始 母子相談員座間市に常駐となる （県）住宅設備改善助成 （県）自動車運転訓練費助成
9月	1歳6カ月健診実施（内科委託、歯科集団）
54年 1月	総合通園センター「サン・ホープ」開園
4月	市立相模が丘西保育園開園 相模が丘老人憩いの家完成 風しん個別接種開始 施設通所交通費助成 ねたきり老人等介護手当支給事業開始 県立座間養護学校開校
5月	座間市高齢者事業団発足（→平成2年4月社団法人座間市シルバー人材センター）
11月	ひばりが丘老人憩いの家完成
55年 4月	ねたきり老人等入浴サービス事業開始 広域救急医療事業開始 市社会福祉協議会法人認可
6月	市新総合計画策定
10月	立野台老人憩いの家完成
12月	民生委員児童委員改選（定数83人）
56年	在宅老人短期入所事業開始 国際障害者年スタート
4月	高齢者、身障者に美容券支給事業開始 （県）自動車改造費助成
7月	肺がん検診開始
57年 3月	相武台老人憩いの家完成
5月	ひばりが丘南児童館開館
7月	市核兵器廃絶平和都市宣言 広域大和斎場組合業務開始
8月	老人保健法制定
58年 2月	栗原老人憩いの家完成
4月	座間老人憩いの家完成 心身障がい者訓練施設「もくせい園」開園 市立図書館開館 老人保健法に基づく保健事業実施
5月	座間市健康づくり推進協議会発足

年 月	事 項
昭和58年10月	手話通訳者派遣事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数96人）
59年	老人クラブ助成事業開始
4月	相模野児童館開館 高齢者及び原子爆弾被爆者マッサージ等助成券支給事業開始 重度心身障害（児）者介護手当、福祉タクシー利用助成（障害者）開始
8月	社会福祉・医療事業団法制定
60年 3月	市立保健センター条例制定
4月	社会福祉国庫補助率暫定引き下げ（→平成元年恒久化） 平日夜間救急診療事業開始 機能訓練会開始 県立座間保健ステーションを市に移管
6月	保健ステーションを改称、市立保健センターとして開設
9月	市新総合計画後期基本計画策定
10月	市人口10万人突破 第1回健康まつり開催
61年 4月	国保事業医療費無料化制度 医科2歳未満、歯科5歳未満に改正 老人健康教育開始（老人憩いの家7カ所）
6月	休日昼間歯科急患診療事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数97人）
62年 4月	社会福祉施設及び児童福祉施設の入所措置事務等が国の機関委任事務から団体委任事務に移行
5月	社会福祉士及び介護福祉士法制定
9月	福祉週間を拡大し、福祉月間とする
10月	国保事業医療費無料化制度 医科1歳未満、歯科4歳未満に改正
12月	入谷老人憩いの家完成
63年 4月	痴呆性老人生活指導事業開始 身障者緊急一時保護事業開始 在宅訪問看護事業実施
7月	緊急通報システム貸与事業開始
平成元年	合計特殊出生率1.57となる（1.57ショック） 寝具乾燥丸洗い事業開始
3月	「座間市福祉プラン」策定
4月	市立生きがいセンター開所 大腸がん検診開始
9月	ガイドヘルパー派遣事業開始
11月	「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」（平成2～11年度）策定
12月	民生委員児童委員改選（定数107人）
2年 6月	福祉関係八法改正
8月	高齢者生活実態調査、心身障害児者生活実態調査、ボランティア活動実態調査の実施
3年 4月	在宅福祉サービス利用普及事業開始 ほほえみサービス事業開始 福祉車両貸出事業開始 社団法人座間市シルバー人材センター開所 訪問入浴サービス事業（高齢者、重度障がい者）開始
4年 4月	母子保健法一部改正 精神薄弱者更生施設（通所）「もくせい園」開設

年 月	事 項
平成 4年 4月	親子教室（月 2回）開始 がん予防教育（乳、肺、大腸 3 コース各 2回）開始
5月	高齢者保健福祉実態調査実施
6月	老人性白内障眼鏡等助成事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数 1 1 6 人）
5年 4月	自動車燃料の助成
12月	「座間市高齢者保健福祉計画」（平成 8～1 4 年度）策定
6年 1月	主任児童委員 5 人委嘱
3月	2 1 世紀福祉ビジョン発表
4月	在宅介護支援センター（栗原ホーム、座間苑）開設
6月	保健所法が改正され、地域保健法に改称 母子保健法改正
12月	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定 「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて（新ゴールドプラン）」（平成 7～1 1 年度）策定
7年10月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律制定 小児医療費助成事業開始
11月	高齢社会対策基本法制定
12月	「ノーマライゼーション 7 か年戦略（障害者プラン）」（平成 8～1 4 年度）策定 民生委員児童委員改選（定数 1 2 6 人）
8年 9月	市立市民健康センター（休日急患センター、保健センター）開設
10月	ひとり暮らし老人等給食サービス事業開始
9年 1月	主任児童委員 6 人委嘱
3月	「ざま母子保健計画」（平成 9～1 3 年度）策定
4月	母子保健事業県からを委譲 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業開始
6月	児童福祉法改正
8月	ボランティアセンター（座間市社会福祉協議会内）開所
12月	介護保険法制定
10年 3月	特定非営利活動促進法（NPO法）制定
5月	「座間市障害者計画」（平成 1 0～1 4 年度）策定
12月	民生委員児童委員改選（定数 1 2 6 人）
11年 3月	地域振興券交付開始（～7 月まで）
4月	行政組織を一部改正し、福祉部を保健福祉部と改称
6月	男女共同参画社会基本法制定
7月	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）制定 小児医療費助成事業所得制限廃止
12月	「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（目標年次平成 1 6 年度）策定 「今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン 2 1）」（平成 1 2～1 6 年度）策定
12年 1月	主任児童委員 6 人委嘱
2月	第三次座間市総合計画後期基本計画策定
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第 1 期介護保険事業計画」（平成 1 2～1 6 年度）策定
4月	介護保険施行



年 月	事 項
平成12年 4月	介護保険施行に伴い、生活支援型訪問介護等の事業を開始 産後サポート事業の開始
5月	狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録に関する事務等を県から委譲 社会福祉事業法が改正され、社会福祉法に改称。併せて、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、民生委員法、生活保護法が改正、公益質屋法が廃止（社会福祉基礎構造改革） 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）制定
12月	「座間市福祉プラン」（平成13～22年度）改訂 提言「座間市における子育て支援について」（ごま子育て支援懇話会）
13年 1月	提言「座間市の『健康づくり』についての提言」（座間市健康づくり研究懇話会）
4月	市立総合福祉センター（サニープレイス座間）開設 健康なまちづくり事業開始 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法）制定
5月	福祉ミニバス試験運行開始
6月	子育て相談ホットライン開設 レスパイト事業開始
8月	福祉サービス相談事業開始 「座間健康ふるさとマップ」発行
10月	子育て支援センター開設
11月	市制施行30周年
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員児童委員132人、主任児童委員12人） 「ごま母子保健計画」（平成14～18年度）改訂
14年 4月	県央地域就労援助センター開設 国民年金保険料半額免除制度開始 精神保健福祉業務の一部が県より移管
5月	身体障害者補助犬法成立
8月	児童扶養手当制度所得制限額の改正及び手当支給事務の権限移譲 原水爆禁止協議会設立45周年核兵器廃絶平和都市宣言制定20周年記念事業実施
10月	ファミリー・サポート事業開始 ひとり暮らし高齢者医療費助成事業開始 高齢者医療費援助事業の見直し 老人保健制度の対象年齢・負担割合等の法改正 小児医療助成制度の対象年齢の拡大 1～4歳未満の歯科診療の10割給付制度の廃止
15年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」（平成15～19年度）改訂 「座間市障害者計画」（平成15～22年度）改訂
4月	市が指定する地域密着型介護保険施設「グループホーム小松原」開設 障がい者のサービス利用について、措置制度から支援費制度に移行 座間・綾瀬・海老名3市協力による小児救急医療体制開始
5月	精神障害者ホームヘルプサービス事業開始
7月	次世代育成支援対策推進法成立

年 月	事 項
平成15年12月	生活援助員派遣事業開始
16年 3月	「座間市地域福祉計画」（平成16～20年度）策定 福祉サービス相談事業廃止
4月	在宅精神障害者パスネット・バスカード支給事業開始
7月	第2子育て支援センター開設
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員児童委員132人、主任児童委員12人）
17年 3月	「座間市次世代育成支援行動計画」策定
4月	精神障害者短期入所事業開始
5月	立野台児童ホーム開設 サン・ホープ身障デイサービス事業（重心）をアガペに移行
18年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」（平成18～20年度）改訂
4月	障害者自立支援法施行
7月	サン・ホープ児童ホーム開設
9月	市が指定する地域密着型介護保険施設「ふれんどりいの家」開設
10月	障害者自立支援法本施行 障害者自立支援法に基づく、座間市地域生活支援事業開始
19年 3月	「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第一期）」（平成18～20年度）策定及び改訂
4月	知的障害者通所更生施設もくせい園一部業務をアガペに委託 北地区児童ホーム開設
6月	高齢者及び障がい者を対象とした火災警報器設置費用助成事業開始
7月	座間市地域自立支援協議会を設置
8月	高齢者及び障がい者を対象とした家具転倒防止対策助成事業開始
10月	市が指定する地域密着型介護保険施設「グループホームあいち」開設 市が指定する地域密着型介護保険施設「タクロウ座間ポッポ」開設
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員児童委員132人、主任児童委員12人）
20年 4月	後期高齢者医療制度開始 特定健康診査、後期高齢者健康診査開始
6月	市が指定する地域密着型介護保険施設「リビング暖らん」開設
10月	市が指定する地域密着型介護保険施設「ふれんどりいの郷」開設
21年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」（平成21～23年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第二期）」（平成21～23年度）改訂
8月	座間市災害時要援護者支援協議会を設置
10月	住宅手当緊急特別措置事業開始 市県民税の公的年金からの天引き（特別徴収）開始
22年 1月	社会保険庁の廃止に伴う日本年金機構の発足により、厚木社会保険事務所の名称が厚木年金事務所に変更
3月	「次世代育成支援（子育て支援）行動計画」（後期計画平成22～26年度）策定
4月	子ども手当制度開始
8月	父子家庭にも児童扶養手当の支給を開始
11月	座間児童館を建て替えのため一時閉鎖
12月	民生委員改選（定数：民生委員児童委員133人、主任児童委員12人）
23年 3月	東日本大震災発生

年 月	事 項
平成23年 3月	東日本大震災義援金の受付を開始 第四次座間市総合計画を開始
4月	「座間市福祉プラン」「座間市地域福祉計画」（平成23～27年度）改訂 行政組織の改正により、保健福祉部を健康部と福祉部に改編
7月	24時間健康電話相談事業を開始
10月	座間児童館を再開
11月	市が指定する地域密着型介護保険施設「愛の家グループホーム座間西栗原」開設
24年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」（平成24～26年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第三期）」（平成24～26年度）改訂 健康情報提供サービス「笑顔ヘルスアンサー」終了
4月	子ども手当制度に代わり児童手当制度開始 高齢者を対象とした火災警報器設置費用助成事業を廃止 市が指定する地域密着型介護保険施設「イー・ケア座間」開設
5月	精神障がい者向け相談支援事業所「n u e d（ヌー）」を開設
6月	自殺予防対策としてパソコンや携帯電話でストレスや落ち込み度を確認できる「こころの体温計」開始







---

平成24年度

# 保健・福祉の概要～平成23年度報告

平成24年11月発行

編集・発行 座間市福祉部福祉長寿課  
〒252-8566

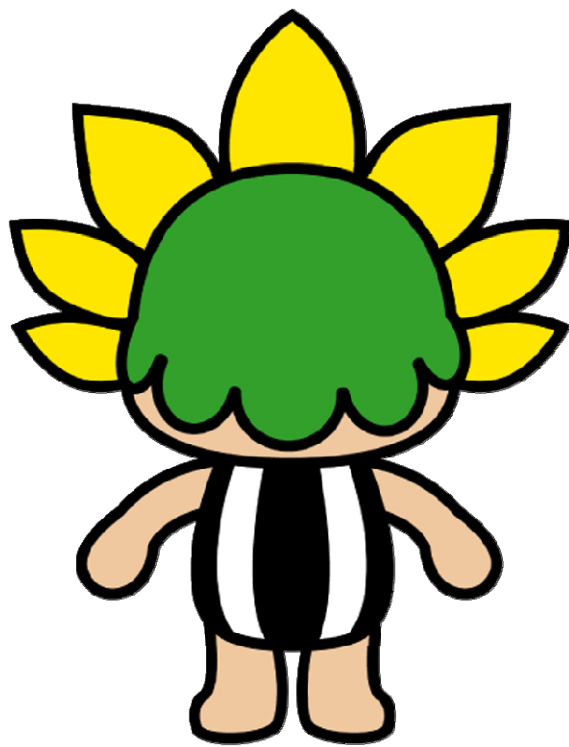
座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046(255)1111(内線3421)

046(252)8247(直通)

---





座間市マスコットキャラクター

ざまりん